

平成 2 4 年 度

包括外部監査結果報告書

(健康福祉局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について)

(農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について)

広島県包括外部監査人
山 田 毅 美

健康福祉局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件(監査のテーマ)	1
(1)	外部監査の対象	1
(2)	外部監査対象機関	1
(3)	外部監査対象期間	1
3	特定の事件(監査のテーマ)を選定した理由	1
4	外部監査の方法	2
(1)	監査の着眼点	2
(2)	主な監査手続	2
(3)	実地監査先及び監査内容	3
5	外部監査の実施期間	4
6	監査日数	4
(1)	監査日数	4
(2)	監査対象機関及び現地調査日数の内訳	4
7	外部監査従事者	5
8	利害関係	5
9	当報告書で使用する用語	5
第2	健康福祉局の概要	6
1	組織図	6
2	組織と業務内容	8
3	組織別職員数	11
第3	監査対象補助金の概要	12
1	広島県障害者自立支援特別対策事業補助金 (障害者自立支援基盤整備事業)	12
(1)	沿革	12
(2)	概要	12
2	広島県介護職員処遇改善等基金補助金	15
(1)	沿革	15
(2)	概要	15
3	広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業 補助金	20

(1) 沿革	20
(2) 概要	20
4 広島県介護基盤緊急整備等基金補助金	31
(1) 沿革	31
(2) 概要	31
第4 監査対象補助金の監査結果	37
1 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金 (障害者自立支援基盤整備事業)	37
(1) 補助金の目的・趣旨	38
(2) 補助金支出の効果	39
(3) 経営手法導入支援事業	41
(4) 補助金の申請手続及び支出事務の適正性について	41
(5) 広島県による検査及び確認	42
(6) 効果測定の必要性	42
2 広島県介護職員処遇改善等基金補助金	43
(1) 広島県の介護職員処遇改善交付金事業について	43
(2) 厚生労働省社会保障審議会の状況	44
(3) 監査結果	45
3 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業 補助金	47
(1) 受取補助金	47
(2) 補助金支出の妥当性	47
(3) 施設取得に係る経緯の確認	48
(4) 補助金の申請手続及び支出事務の適正性	49
(5) 消費税等に係る仕入控除税額に関する報告について (全施設共通)	49
(6) 寄附金の受領	50
(7) 補助金対象施設の価格(建物と厨房機器の価格操作)	50
(8) 広島県による検査及び確認	50
(9) 広島県による対象施設の範囲に関する判断基準の明 示と指導	51
4 社会福祉法人について	52
(1) 概要	52
(2) 社会福祉法人の課題や問題等	52
(3) 社会福祉法人等に対する広島県の指導監査	57

第5	包括外部監査の結果に添えて提出する意見	61
1	広島県障害者自立支援特別対策事業補助金 (障害者自立支援基盤整備事業)	61
(1)	補助金支出の効果測定	61
(2)	契約の適正性の確保～見積り～	62
(3)	広島県による実地監査	62
2	広島県介護職員処遇改善等基金補助金	64
(1)	補助金支出の効果測定について	64
3	広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業 補助金	65
(1)	補助金支出の公平性確保	65
(2)	消費税等に係る仕入控除税額に関する報告について (全施設共通)	70
(3)	広島県による実地監査	70
(4)	広島県による指導の必要性	70
4	社会福祉法人	71
(1)	社会福祉法人の課題や問題点と解決について	71
(2)	社会福祉法人優輝福社会	73
第6	広島県障害者自立支援特別対策事業補助金 (障害者自立支援基盤整備事業)	74
1	沿革及び概要等	74
(1)	沿革	74
(2)	概要	75
(3)	障害者自立支援法	75
(4)	大規模生産設備事業の内容	77
(5)	大規模生産設備事業を選定した理由	81
2	社会福祉法人 爽裕会 個別報告書	82
(1)	監査の対象	82
(2)	施設概要	82
(3)	受取補助金	82
(4)	監査の実施状況	82
(5)	監査の結果	83
(6)	包括外部監査の結果に添えて提出する意見	88
3	社会福祉法人 優輝福社会 個別報告書	90
(1)	監査の対象	90

(2)	施設概要	90
(3)	受取補助金	90
(4)	監査の実施状況	90
(5)	監査の結果	91
(6)	包括外部監査の結果に添えて提出する意見	98
4	社会福祉法人 清風会 個別報告書	100
(1)	監査の対象	100
(2)	施設概要	100
(3)	受取補助金	101
(4)	監査の実施状況	101
(5)	監査の結果	101
(6)	包括外部監査の結果に添えて提出する意見	105
5	書面に基づく監査報告書	106
(1)	監査の対象	106
(2)	施設の名称と受取補助金	106
(3)	監査の実施状況	106
(4)	監査の結果	107
(5)	包括外部監査の結果に添えて提出する意見	112
第7	広島県介護職員処遇改善等基金補助金	113
1	沿革及び概要	113
(1)	沿革	113
(2)	概要	113
(3)	広島県の介護保険施設の状況	114
(4)	広島県の介護職員処遇改善交付金事業について	114
(5)	厚生労働省社会保障審議会の状況	116
2	サンキ・ウエルビー株式会社 個別報告書	118
(1)	監査の対象	118
(2)	会社概要	118
(3)	受取補助金	118
(4)	監査の実施状況	118
(5)	監査の結果	119
(6)	包括外部監査の結果に添えて提出する意見	122
3	社会福祉法人 優輝福社会 個別報告書	123
(1)	監査の対象	123
(2)	施設概要	123

	(3) 受取補助金	123
	(4) 監査の実施状況	123
	(5) 監査の結果	124
	(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	126
第8	広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金	127
1	沿革及び概要	127
	(1) 沿革	127
	(2) 概要	127
2	児童養護施設 こぶしヶ丘学園 個別報告書	128
	(1) 監査対象	128
	(2) 施設概要	128
	(3) 受取補助金	128
	(4) 監査の実施状況	128
	(5) 監査の結果	129
	(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	133
3	障害児入所施設・障害者支援施設 子鹿医療療育センター 個別報告書	140
	(1) 監査の対象	140
	(2) 施設概要	140
	(3) 受取補助金	140
	(4) 監査の実施状況	140
	(5) 監査の結果	141
	(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	144
4	児童養護施設 子供の家三美園 個別報告書	146
	(1) 監査の対象	146
	(2) 施設概要	146
	(3) 受取補助金	146
	(4) 監査の実施状況	146
	(5) 監査の結果	147
	(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	149
第9	広島県介護基盤緊急整備等基金補助金	151
1	沿革及び概要	151
	(1) 沿革	151
	(2) 概要	151

2	基金の規模及び執行状況	152
3	基金の交付手続	152
4	監査対象から除外した理由	152

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査のテーマ)

(1) 外部監査の対象

健康福祉局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(2) 外部監査対象機関

健康福祉局

(3) 外部監査対象期間

自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日

(必要に応じて現年度及び過年度についても対象とした)

3 特定の事件(監査のテーマ)を選定した理由

わが国は、幕末からつい最近まで一貫して人口が増加してきたが、少子高齢化が進み、2004(平成 16)年から 2005(平成 17)年までの人口増加率はマイナスに転じ、人口減少局面を迎えている。

2012(平成 24)年における 65 歳以上人口の総人口に対する比率は 24.2%であり(アメリカは約半分)、2050(平成 62)年には 38.8%に達すると予想されている。

また、社会保障給付費の推移を見ると、1980(昭和 55)年の 24.8 兆円(国庫負担は 9.8 兆円)から 2012(平成 24)年の 109.5 兆円(国庫負担は 29.4 兆円)と急増している。2025(平成 37)年には 144.8 兆円に達すると見込まれている。

広島県においては、景気悪化に伴う県税収入の減少、高齢化の進展に伴う福祉医療費関係の増加を踏まえ、2010(平成 22)年 12 月に「中期財政健全化計画」を策定し、政策的経費の見直しを掲げ、事業目的の妥当性、事業の有効性、事業の効率性の観点に立ち、ゼロベースからの抜本的見直しをしようとしている。

社会福祉の分野といえども、聖域化することは許されない状況であり、社会福祉に関する補助金が妥当性を有し、有効かつ効率的であるかを検証することは有意義である。

この観点から、「健康福祉局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」を特定の事件として選定した。

平成 23 年度予算審査資料に基づき、社会福祉費補助金のうち、金額の多いもの、対前年比大幅増の補助金を選定することとした。

障害者自立支援特別対策事業	26 億 3824 万円
介護職員処遇改善交付金事業	40 億 8425 万円
社会福祉施設等耐震化等整備費補助金	15 億 6710 万円
介護基盤緊急整備等事業	35 億 653 万円

健康福祉局関係の予算(平成 23 年度当初)をみると、1786 億 2825 万円で、県予算(9318 億 6000 万円)に対する比率は 19.2%と高い比率である。

4 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

補助金は、国・県・市町の財政支出を伴い、それは私達の税を主な原資として
いる。

したがって、補助金を受ける者と受けない者の不公平は許容される範囲内のものであるか、補助金の交付が民間事業者を圧迫するものではないか、当該補助金の交付は公益上必要であるかということが問われる。

本監査では、次のような判断基準を基に監査を実施した。

- ・ 補助金の目的及び趣旨は何か
- ・ 補助金の支出の公益性はあるか
- ・ 補助金支出は有効な効果を発揮しているか
- ・ 補助金を受ける事業者の維持管理義務は何か
- ・ 補助金の申請手続及び支出事務は適正になされているか
- ・ 補助金は特定の者の利益となっていないか
- ・ 支出後の検査・確認は十分に行われ、適正性は担保されているか
- ・ 補助金の優先順位は考えられているか
- ・ 二重の補助金はないか
- ・ 補助金は真に必要とする者に行き渡っているか

(2) 主な監査手続

監査の対象とした補助金事業は、健康福祉局の障害者支援課・介護保険課・こども家庭課が所掌している。

そこで、担当課の行う財務事務・組織運営について担当者から説明・資料の提示を受け、質疑応答を行った。

① 補助金事業制度の把握と確認

関係法令・基金条例・実施要領及び交付要綱に基づいて運用されているので、当該資料の提示を受けた。

② 各補助金は、直接、福祉施設・社会福祉法人及び事業会社に交付されているので、補助金を受けた社会福祉施設等に赴いて実地監査を実施することとした。

(3) 実地監査先及び監査内容

① 実地監査先

A 障害者自立支援特別対策事業

- ・ 社会福祉法人 爽裕会 障害者支援事業所 松賀苑
- ・ 社会福祉法人 優輝福祉会
- ・ 社会福祉法人 清風会 みつや工場

B 介護職員処遇改善交付金事業

- ・ サンキ・ウエルビィ株式会社
- ・ 社会福祉法人 優輝福祉会

C 社会福祉施設等耐震化等整備事業

- ・ 児童養護施設 こぶしヶ丘学園
- ・ 障害児入所施設・障害者支援施設 子鹿医療療育センター
- ・ 児童養護施設 子供の家 三美園

② 監査内容

A 各事業共通

- ・ 補助金交付申請・実績報告
- ・ 決算報告・事業報告・法人税申告書等
- ・ 組織内容
- ・ 給与関係書類

B 障害者自立支援事業及び耐震化等整備事業共通事項

- ・ 業者選定・契約関係
- ・ 建物・設備の取得経過及び支払い関係

C 広島県の監査状況

5 外部監査の実施期間

平成 24 年 5 月 9 日より平成 25 年 3 月 31 日まで

6 監査日数

(1) 監査日数

	監査延日数
予 備 調 査	10.5
現 地 調 査 ((2)現地調査の内訳参照)	45.5
報 告 書 作 成	61
合 計 (うち包括外部監査人)	117 (25.5)

(2) 監査対象機関及び現地調査日数の内訳

試 験 研 究 機 関 名		監 査 日 数	
		日 数	延 日 数
1	広島県健康福祉局	8	19.5
2	社会福祉法人 爽裕会	1	3
3	社会福祉法人 優輝福祉会	2	7.5
4	社会福祉法人 清風会	1	4
5	サンキ・ウエルビー株式会社	1	4
6	児童養護施設 こぶしヶ丘学園	1	3
7	重症心身障害児施設 子鹿学園	2	4
8	児童養護施設 子供の家三美園	1	4
合 計 (うち包括外部監査人)		17 (14)	49 (10.5)

7 外部監査従事者

包括外部監査人	税 理 士	山 田 毅 美
補助者	弁 護 士	原垣内 美 陽
	公認会計士	吉 中 邦 彦
	税 理 士	親 谷 順 子
	税 理 士	高 橋 誠
	税 理 士	鶴 岡 敦
	社会保険労務士	前 田 章 湖

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9 当報告書で使用する用語

当報告書で使用する用語は、次のとおり国語辞典(大辞林)によっている。

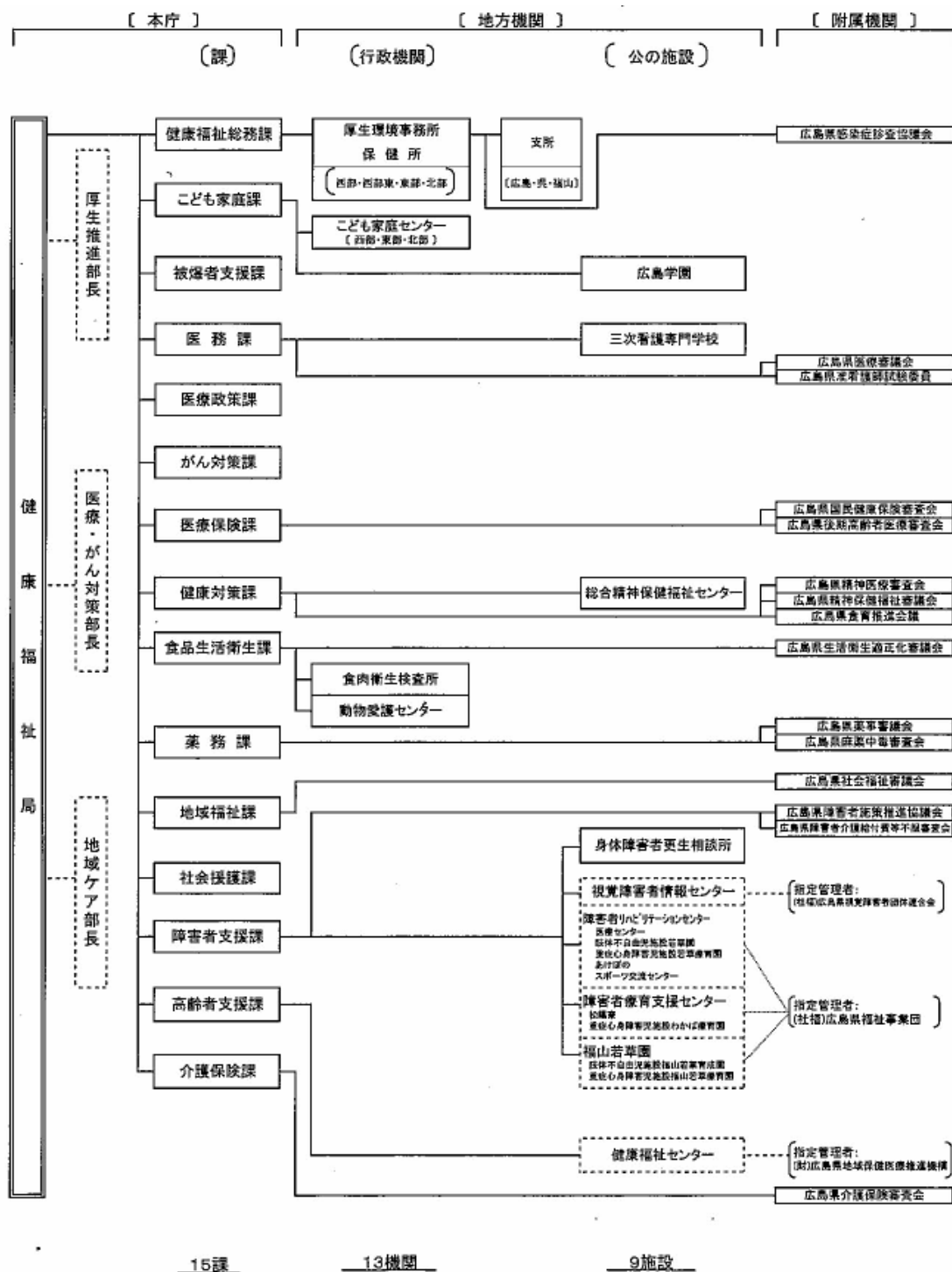
- 【不正】 正しくないこと。正当でないこと。
(従って、本監査で「不正」という用語を用いても、当該行為が刑事処分に該当すべき行為であるということを意味するものではない。)
- 【不当】 ① 道理に合わないこと。適当でないこと。
② 違法ではないが、法規定の趣旨・目的に照らして妥当でないこと。
- 【不適】 適さないこと。あてはまらないこと。
- 【適当】 ある状態・目的・要求などにぴったり合っていること。ふさわしいこと。
- 【適正】 適当で正しいこと。
- 【適切】 ぴったり当てはまること。ふさわしいこと。
- 【正当】 道理にかなっていること。正しいこと。
- 【正しい】 真理・事実に合致している。誤りがない。
- 【べき】 (助動詞)① 当然のなりゆき、あるいはそうなるはずの事柄を述べる。
② 義務づける意味を表す。
- 【たい】 (助動詞) 話して自身の希望を表す。
- 【改善】 物事をよい方に改めること。

第2 健康福祉局の概要

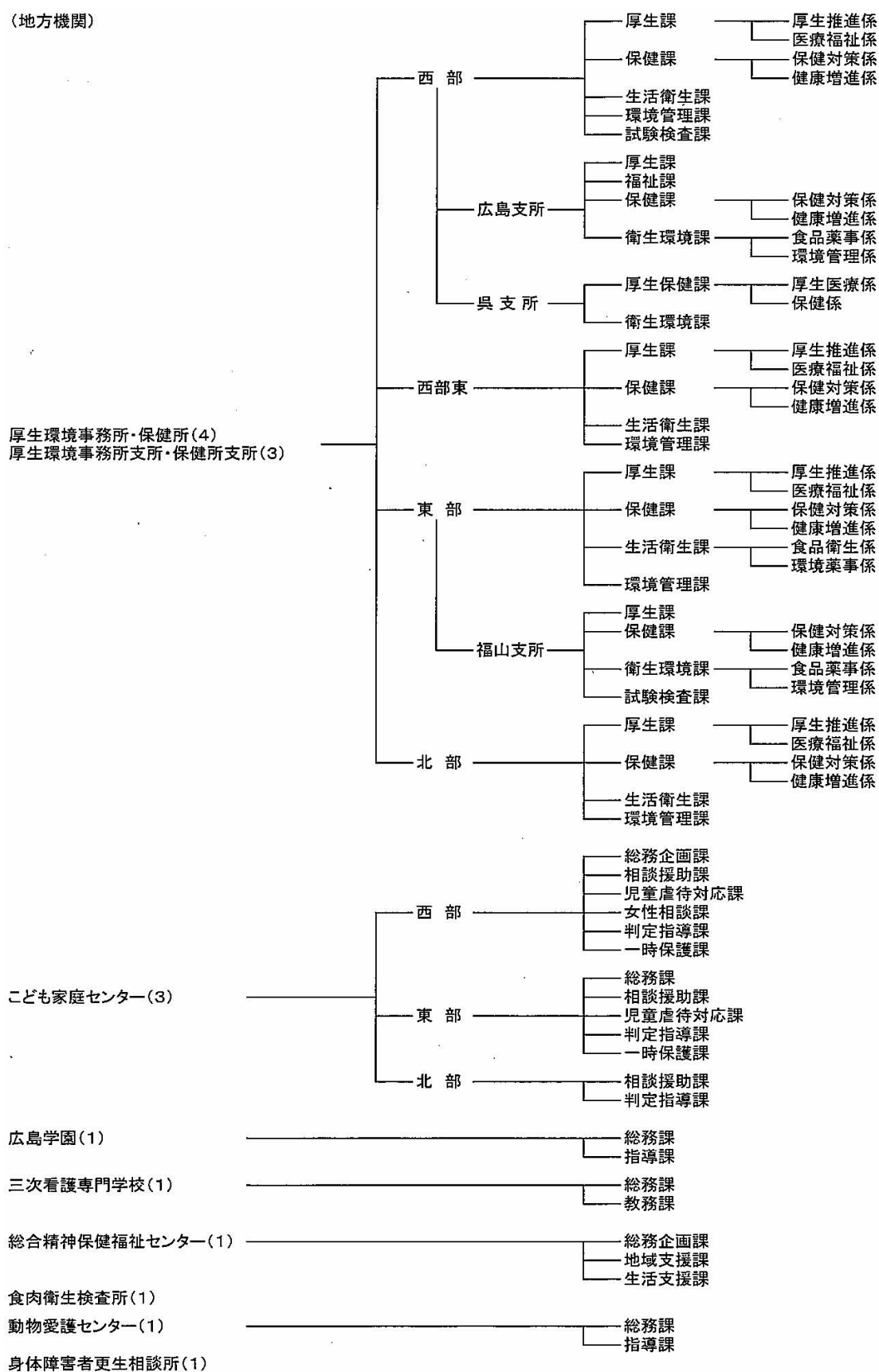
広島県の健康福祉局の概要は以下のとおりである。

1 組織図

(平成24年4月1日現在)



(地方機関)



2 組織と業務内容

所 属	業 務 内 容	人 員 (平成24年4月現在)
健康福祉総務課	(1) 健康福祉局の庶務に関すること (2) 健康福祉局所掌の主要な行政施策の企画及び総合調整に関すること (3) 保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること (4) 保健師業務の総合調整に関すること (5) 社会福祉統計, 保健統計及び人口動態統計に関すること (6) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に関すること (7) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に関すること (8) 被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)に関すること (9) 厚生環境事務所に係ること(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く) (10) 保健所に係ること(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く) (11) 健康福祉局中他課の所掌に属しないこと	人 員 事務職 28 技術職 3 非常勤 4 <u>再任用 0</u> 合 計 35 人
こども家庭課	(1) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に関すること(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く) (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に関すること(健康対策課及び障害者支援課の所掌に属するものを除く) (3) 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)に関すること (4) 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)に関すること (5) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)に関すること (6) 母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)	人 員 事務職 18 技術職 4 非常勤 4 <u>再任用 0</u> 合 計 26 人

	に關すること (7) 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)に關すること (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に關する法律(平成 13 年法律第 31 号)に關すること (9) 就学前の子どもに關する教育, 保育等の総合的な提供の推進に關する法律(平成 18 年法律第 77 号)に關すること(他局の所掌に属するものを除く) (10) 子ども手当に關すること (11) みんなで育てるこども夢プランの推進に關すること (12) 児童福祉思想の普及啓発に關すること (13) 児童の健全育成に關すること (14) 児童に關する調査統計に關すること (15) 母子家庭の福祉の向上に關すること (16) 寡婦の福祉の向上に關すること (17) 父子家庭の福祉の向上に關すること (18) こども家庭センターに關すること (19) 広島県立広島学園に關すること (20) 財団法人ひろしまこども夢財団に關すること (21) 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない児童に關すること	
障害者支援課	(1) 障害者自立支援法に關すること(健康対策課の所掌に属するものを除く) (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に關すること (3) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に關すること (4) 発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)に關すること (5) 障害者虐待の防止, 障害者の養護者に対する支援等に關する法律(平成 23 年法律第 79 号)に關すること	人 員 事務職 30 技術職 1 非常勤 3 再任用 0 合 計 34 人

	(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に関する事 (7) 児童福祉法に基づく障害児の福祉に関する事 (8) 福祉のまちづくりに関する普及啓発に関する事 (9) 心身障害者の扶養共済に関する事 (10) 広島県立身体障害者更生相談所に関する事 (11) 広島県立視覚障害者情報センターに関する事 (12) 広島県立障害者リハビリテーションセンターに関する事 (13) 広島県立障害者療育支援センターに関する事 (14) 広島県立福山若草園に関する事 (15) 広島県障害者施策推進協議会に関する事 (16) 広島県障害者介護給付費等不服審査会に関する事 (17) 社会福祉法人広島県福祉事業団に関する事 (18) 健康福祉局中他課の所掌に属しない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事	
介護保険課	(1) 介護保険法に関する事(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く) (2) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく病床転換助成事業に関する事 (3) 広島県介護保険審査会に関する事	人 員 事務職 16 技術職 0 非常勤 4 <u>再任用 0</u> 合 計 20 人

3 組織別職員数

(平成24年4月1日現在)

課 (所) 名			現 員	
本 庁	健 康 福 祉 総 務 課		31	
	こ ど も 家 庭 課		22	
	被 爆 者 支 援 課		21	
	医 務 課		16	
	医 療 政 策 課		12	
	が ん 対 策 課		12	
	医 療 保 険 課		15	
	健 康 対 策 課		27	
	食 品 生 活 衛 生 課		24	
	薬 務 課		18	
	地 域 福 祉 課		16	
	社 会 援 護 課		15	
	障 害 者 支 援 課		31	
	高 齢 者 支 援 課		15	
	介 護 保 険 課		16	
	本 庁 小 計		291	
地 方 機 関	厚生環境事務所保健所	西部厚生環境事務所・西部保健所		63
			広 島 支 所	55
			呉 支 所	22
		西部東厚生事務所・西部東保健所		48
		東部厚生環境事務所・東部保健所		60
			福 山 支 所	42
			北部厚生環境事務所・北部保健所	
		小 計		332
		西 部 こども家庭センター		45
		東 部 こども家庭センター		36
		北 部 こども家庭センター		10
		広 島 学 園		27
		三 次 看 護 専 門 学 校		32
		総 合 精 神 保 健 福 祉 センター		25
		食 肉 衛 生 検 査 所		9
		動 物 愛 護 セ ン タ ー		10
身 体 障 害 者 更 生 相 談 所		7		
小 計		201		
地 方 機 関 小 計		533		
合 計			824	

第3 監査対象補助金の概要

1 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)

(1) 沿革

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の円滑な実施を図るため、法施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援及び新法への円滑な移行の促進に対応するために、障害者自立支援対策臨時特例交付金が、平成18年に国から交付された。

広島県では、国からの交付を受け、県及び市町が、障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図ることを目的とする事業並びに県が福祉及び介護に従事する人材を確保することを目的とする事業を実施するために必要な経費の財源に充てるため、広島県障害者自立支援特別対策事業基金を設置した。

平成23年度末で事業が終了する予定であったが、国の4次補正により基金の積増し及び平成24年度末までの延長(一部事業のみ)が決定されたため、引き続き事業を実施し、新体系移行後のソフトランディング等を支援する。

(2) 概要

補助金名称	広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)
制度の概要	障害者自立支援法への円滑な移行を行う必要があることから、設備基準等に適合させるための施設の改修、増築のほか、送迎用車両等の備品整備、就労継続支援事業所における工賃向上を図るための大規模生産設備整備等に要する経費を補助する。
制度の目的・趣旨	障害者自立支援法への移行等のための円滑な実施を図るため、設備基準等に対応する施設の改修、備品整備及び就労継続支援事業所における工賃向上を図るため大規模生産設備の整備を行う。
補助金を受ける要件	補助対象者 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等を行っている又は行う予定の社会福祉法人、NPO法人等の法人

補助基準

1 施設(事業所)当たりの補助基準額は、次の区分により当該区分ごとに補助基準額以内で知事が必要と認めた額とし、これにより難い特別な事情があるときは、知事が必要と認めた額とする。

区 分		対 象 経 費	補 助 基 準 額	
施 設 整 備	改 修	小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事に要する経費	5,000 千円以内 (地域生活支援事業所への移行は2,000千円以内)	
		ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備(施設と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知器、消防機関への通報装置等)の整備に要する経費	2,000千円以内	
		その他基盤整備対策に資する改修工事に要する経費 ※ 地域生活支援事業所を除く	10,000 千円以内 (ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修工事に要する経費は2,000千円以内)	
施 設 整 備	増 築	・ 生産事業等のための作業スペースの設置 ・ 新体系事業を行うに当たって必要となる厨房等の拡張工事 ・ NICUの退院児童受入のための重症心身障害児施設等の増築工事(既存の重症心身障害児施設等に新たに短期入所事業所を増築する場合を含む)	利用定員	補助基準額
			20人以下	10,000 千円以内
			21～40人	15,000千円以内

第3 監査対象補助金の概要

		・その他基盤整備対策に資する増築工事 ※ 地域生活支援事業所を除く	41人以上	20,000千円以内
	備品整備	・新体系サービスの事業に移行する際に必要となる生産設備、介護設備、送迎車両等の整備に要する経費 ・新体系サービスの事業の拡充・充実を図るために必要となる生産設備、介護設備、送迎車両等の整備に要する経費 ・NICUの退院児童受入れのための人工呼吸器等の整備に要する経費	5,000千円以内 (障害者の通所援護事業、地域活動支援センターを実施する事業所は2,000千円以内)	
	開設準備等経費	・居宅介護事業所等が開設に当たって必要となる経費 ・事務の効率化を図るために必要となる経費	1,000千円以内	
	大規模生産設備	就労継続支援事業所において、工賃引き上げを図るための大規模な生産設備の整備に要する経費	80,000千円以内 (ただし、募集状況により減額する場合があります)	
	※ 補助対象経費は、工事費、工事請負費及び工事監理費とし、実施設計料は対象としない。 ※ 利用定員は、補助整備後の利用定員である。			
補助率	10／10			
その他	特になし			

2 広島県介護職員処遇改善等基金補助金

(1) 沿革

① 国は、平成 21 年 5 月に成立した平成 21 年度補正予算の中で、「介護分野の経済危機対策」として、国民が安心して老後を迎えられることができる人材の確保(雇用の創出・人材の養成等)を含めた基盤整備を行うため、各都道府県に介護職員処遇改善等臨時特例交付金を創設した。介護職員の処遇改善を図るとともに、特別養護老人ホーム等の施設の整備を促進することとされたのである。

国は、平成 21 年 8 月 3 日厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」を通知した。その後、上記運営要領は、平成 22 年 3 月 30 日に一部が改正された。

② 広島県としてもこれに呼応し、広島県介護職員処遇改善基金条例を定めて、国のこの特例交付金を財源とした「広島県介護職員処遇改善等基金」を造設し、広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱及び小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱を定め、介護職員の処遇改善を図るための介護事業者等への交付金の交付及び施設整備促進のための立上経費等に対する助成を実施することとした。

③ 交付金対象期間は平成 21 年 12 月から平成 24 年 5 月までの支払分とし、平成 24 年度介護報酬改定において、介護処遇改善交付金の相当分を介護報酬に円滑に移行するための介護職員処遇改善加算が創設された。

(2) 概要

① 制度の概要

介護職員の処遇改善を進めるため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金として、介護サービス提供に係る介護報酬に、サービス区分ごとの交付率を乗じて得た額を毎月交付し、介護職員の処遇改善を進める。

② 制度の目的・趣旨

介護職員について、他の業種との賃金格差を縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成等を行い、介護職員の処遇改善を進めていくことを目的とする。

③ 補助金を受ける要件

交付対象は、次の要件を全て満たす事業所である。

- A 交付金見込額を上回る賃金改善が見込まれた計画を策定していること。
- B 事業者の職員に対して介護職員処遇改善計画書の内容について、周知を行った上で、申請書を提出していること。
- C 申請月から過去1年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられていないこと。
- D 労働保険に加入していること。

④ 補助基準

補助基準は、次の表のとおりである。

補助基準	○ 交付金見込額を上回る賃金改善計画を事業年度ごとに策定し、職員に対して周知した上で都道府県に申請を行い、承認が得られれば、介護職員の賃金改善のための資金が介護報酬とは別に毎月自動的に交付される。 ○ 原則として指定基準上の介護職員、介護従業者、訪問介護員等として勤務している職員が対象。(他の職務に従事していても、人員配置基準を満たした上で介護業務に従事していれば対象。訪問看護など人員配置基準上介護職員のいないサービスは対象外。) ○ 平成22年10月から新たにキャリアパス(※)要件として、介護職員の賃金以外の処遇改善に関する要件についての届出を要することとなった。 <table border="1" data-bbox="523 1541 1364 2002"> <tr> <td data-bbox="523 1541 587 1794">(1)</td><td data-bbox="587 1541 1364 1794"> キャリアパスに関する要件 介護職員の能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことを定める(キャリアパスを賃金に反映することが難しい場合は、資質向上のための具体的な取り組みを行うことで可とする等小規模な事業所向けの配慮)。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="523 1794 587 2002">(2)</td><td data-bbox="587 1794 1364 2002"> 平成21年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件 賃金改善以外に実施した処遇改善の内容とその概算額を明示(新規事業所は開始時点の状況)。 </td></tr> </table>	(1)	キャリアパスに関する要件 介護職員の能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことを定める(キャリアパスを賃金に反映することが難しい場合は、資質向上のための具体的な取り組みを行うことで可とする等小規模な事業所向けの配慮)。	(2)	平成21年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件 賃金改善以外に実施した処遇改善の内容とその概算額を明示(新規事業所は開始時点の状況)。
(1)	キャリアパスに関する要件 介護職員の能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことを定める(キャリアパスを賃金に反映することが難しい場合は、資質向上のための具体的な取り組みを行うことで可とする等小規模な事業所向けの配慮)。				
(2)	平成21年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件 賃金改善以外に実施した処遇改善の内容とその概算額を明示(新規事業所は開始時点の状況)。				

	要件を満たさない場合は交付金が減額 ① キャリアパス要件 サービスごとの交付率×10%を減算 ② 量的要件 サービスごとの交付率×10%を減算 ③ 両方を満たさない場合 サービスごとの交付率×20%を減算 ○ 対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。 (1) 交付金を介護職員の賃金改善に要する費用(当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む)以外の費用に充ててはならない。 (2) 交付金の趣旨に鑑み、交付金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでない。 (3) 各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における賃金改善に充てられた額が交付金の受給総額を下回る場合には、都道府県に対してその差額を返還しなければならない。 (4) この交付金に係る支出と実際に介護職員の賃金改善に充てたことがわかる書類を作成し、これを実績報告後、5年間保管しなければならない。 (5) 労働基準法等を遵守しなければならない。 ○ 交付金の支給停止等 県は、対象事業者が次の各号に該当する場合には、既に支給された一部若しくは全部の交付金の返還を命じること又は期間を定めて交付金の支給停止を行うことができる。 (1) 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合 (2) 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合
--	--

補 助 率

交付金見込額については、次の計算による。

介護報酬総額(※)×交付率(表①)(1 円未満の端数切り捨て)

介護報酬総額に、表 1 のサービス区分及びキャリアパスの適合状況ごとに定める交付率を乗じて得た額(1 円未満の端数切り捨て)

※ 介護報酬総額(介護サービスの総単位数に、地域区分に応じた単価を乗じた額(緊急時施設療養費、特別療養費及び特定診療費を含む。))をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む以下は、当該事業年度における交付金の交付額の根拠となる介護サービスの提供に係る見込額の総額を用いる。

事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における賃金改善として介護職員に支給された額が交付金の受給総額を下回る場合には、その差額について返還を要するものとする。

表 1 交付金対象サービス

サ ー ビ ス 名	キャリアパス要件等の 適合状況に応じた交付率		
	① (ア)	② (イ)	③ (ウ)
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護	4.0%	(ア)の率 × 0.9	(ア)の率 × 0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	1.8%		
・(介護予防)通所介護	1.9%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.7%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	3.0%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.9%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護	4.2%		

	・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.9%		
	・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.5%		
	・介護保険施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	1.5%		
	・介護療養施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.1%		
	表2 交付金非対象サービス			
	【助成金対象外】 ・(介護予防)訪問介護 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・居宅介護支援 ・介護予防支援 ・(介護予防)福祉用具貸与 ・(介護予防)居宅療養管理指導	0%		
	キャリアパス要件等の適合状況に関する区分			
	① キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす事業所			
	② キャリアパス要件または定量的要件のいずれかを満たす事業所			
	③ キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たしていない事業所			
(※) キャリアパス・・・企業内での昇進等を可能とする職務経歴				

⑤ 関係法令

関係法令	厚生労働省老発 0701 第 20 号「平成 21 年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の交付について」 広島県介護職員処遇改善交付金事業実施要綱
------	--

3 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

(1) 沿革

- ① 国は、平成 21 年 5 月に成立した平成 21 年度補正予算の中で、火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、各都道府県に社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を交付し、各都道府県が基金を設置してそれを財源とし、平成 23 年度までに、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備等を行うことにした。

国は、平成 21 年 7 月 1 日厚生労働事務次官通知「平成 21 年社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の交付について」の別紙「平成 21 年度社会福祉施設等耐震化等臨時特別交付金交付要綱」を通知した。当該基金の運営については、平成 21 年 7 月 31 日、「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領」を別紙で定めた「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」通知した。

- ② 広島県もこの国の交付金を活用して社会福祉施設等の耐震化等を計画的に整備するため、平成 21 年 7 月に「広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金条例」を定めて、「広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金」を設置し、耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業を実施することになった。

なお、平成 23 年度に基金事業が延長(事業終了年度まで)になったことに伴い、国からの追加交付金を基金への積み増しを行い、平成 24 年度以降も引き続き事業を実施することになった。

- ③ 広島県は、補助金の交付に関して、「広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱」を定めた。

(2) 概要

補助金名称	広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金
制度の概要	地震や火災発生時に自力で避難することが困難な入所者の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を行う。
制度の目的・趣旨	地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保する。

補助金を
受ける要件

1 耐震化整備事業

(1) 要件

昭和56年度(建築基準改正(新耐震基準))以前に建築された施設

(2) 対象施設等

① 対象施設等

区 分	設 置 者
救護施設, 更生施設	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設	地方交付税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされる法人(社会福祉法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 公益財団法人, 特例民法法人等(医療法人を除く。))
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通所寮 (23年度まで)	社会福祉法人
精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所) (23年度まで)	社会福祉法人又は医療法人
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (以上23年度まで) 障害児入所施設(24年度から)	社会福祉法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 公益財団法人, 特例民法法人

	精神障害者退院支援施設 (23年度まで)	地方交付税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされる法人(社会福祉法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 公益財団法人, 特例民法法人等)
	助産施設, 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設	都道府県, 指定都市, 中核市, 市町村, 社会福祉法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 公益財団法人, 特例民法法人
	児童相談所一時保護施設	都道府県, 指定都市, 児童相談所設置市
	婦人保護施設	都道府県, 社会福祉法人
	婦人相談所一時保護施設	都道府県
	② 対象整備	
	区 分	対 象 整 備 区 分
	救護施設, 更生施設 助産施設, 乳児院, 母子生活支援施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童相談所一時保護施設 婦人保護施設 婦人相談所一時保護施設	改築 増改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
	障害者支援施設 知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (23年度まで) 障害児入所施設(24年度から)	改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備

	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮 精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所) (23年度まで)	大規模修繕								
	精神障害者退院支援施設 (23年度まで)	改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備								
2 スプリンクラー整備事業										
(1) 要件										
消防法施行令が一部改正(平成 21 年 4 月施行)されたことに 伴い、スプリンクラーの設置が義務付けられた施設。延べ面 積 275 m ² 以上 1,000 m ² 未満の対象施設及び延べ面積 1,000 m ² 以上の平屋建の施設。										
(2) 対象施設等										
① 延べ面積275m ² 以上1,000m ² 未満の対象施設及び延べ面 積1,000m ² 以上の平屋建の施設										
<table><tr><th>区 分</th><th>設 置 者</th></tr><tr><td>救護施設</td><td>社会福祉法人又は日本赤十字社</td></tr><tr><td>障害者支援施設</td><td>地方交付税法第348条第2項第10 の4号及び第10の6号の規定により 固定資産税を課されないこととされ る法人(社会福祉法人, 日本赤十 字社, 公益社団法人, 公益財団法 人, 特例民法法人等(医療法人を 除く。))</td></tr><tr><td>肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設</td><td>社会福祉法人</td></tr></table>			区 分	設 置 者	救護施設	社会福祉法人又は日本赤十字社	障害者支援施設	地方交付税法第348条第2項第10 の4号及び第10の6号の規定により 固定資産税を課されないこととされ る法人(社会福祉法人, 日本赤十 字社, 公益社団法人, 公益財団法 人, 特例民法法人等(医療法人を 除く。))	肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設	社会福祉法人
区 分	設 置 者									
救護施設	社会福祉法人又は日本赤十字社									
障害者支援施設	地方交付税法第348条第2項第10 の4号及び第10の6号の規定により 固定資産税を課されないこととされ る法人(社会福祉法人, 日本赤十 字社, 公益社団法人, 公益財団法 人, 特例民法法人等(医療法人を 除く。))									
肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設	社会福祉法人									

	身体障害者授産施設(入所) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮 (以上23年度まで)	
	短期入所事業所	社会福祉法人又は医療法人
	知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (以上23年度まで) 障害児入所施設 (24年度から)	社会福祉法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 公益財団法人, 特例民法法人
	乳児院	都道府県, 指定都市, 中核市, 市町村, 社会福祉法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 公益財団法人, 特例民法法人
② 延べ面積275㎡以上の施設で障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者又はこれと同様の者が利用する施設		
	区 分	設 置 者
	共同生活介護事業所 (ケアホーム) 共同生活援助事業所 (グループホーム)	社会福祉法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 公益財団法人, 特例民法法人, NPO法人等 (当該法人が当該事業に係る施設を賃貸して運営する場合も含む。)
	精神障害者福祉ホームB型 (23年度まで)	社会福祉法人又は医療法人
	福祉ホーム	地方交付税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされる法人(社会福祉法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 公益財団法人, 特例民法法人等)

補助基準	1 耐震化整備事業										
	(1) 補助基準										
	① 改築, 増改築, 老朽民間社会福祉施設整備										
	<table><tr><th>種 目</th><th>基 準 額</th><th>対 象 経 費</th></tr><tr><td>本体工事費</td><td>保護施設 児童関係施設 ⇒定員1人当たりの 基準単価×定員 障害関係施設 ⇒1施設当たりの 基準単価</td><td>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって, 旅費, 消耗品費, 通信運搬費, 印刷製本費及び設計監督料等をいい, その額は, 工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする以下同じ)。 ただし, 別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き, 工事費又は工事請負費には, これと同等と認められる委託費, 分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。</td></tr><tr><td>解体撤去工事費 及び 仮設施設整備工事費</td><td>保護施設 児童関係施設 ⇒定員 1 人当たりの 基準単価×定員 障害関係施設 ⇒1 施設当たりの 基準単価</td><td>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料, 工事費又は工事請負費</td></tr></table>			種 目	基 準 額	対 象 経 費	本体工事費	保護施設 児童関係施設 ⇒定員1人当たりの 基準単価×定員 障害関係施設 ⇒1施設当たりの 基準単価	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって, 旅費, 消耗品費, 通信運搬費, 印刷製本費及び設計監督料等をいい, その額は, 工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする以下同じ)。 ただし, 別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き, 工事費又は工事請負費には, これと同等と認められる委託費, 分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。	解体撤去工事費 及び 仮設施設整備工事費	保護施設 児童関係施設 ⇒定員 1 人当たりの 基準単価×定員 障害関係施設 ⇒1 施設当たりの 基準単価
種 目	基 準 額	対 象 経 費									
本体工事費	保護施設 児童関係施設 ⇒定員1人当たりの 基準単価×定員 障害関係施設 ⇒1施設当たりの 基準単価	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって, 旅費, 消耗品費, 通信運搬費, 印刷製本費及び設計監督料等をいい, その額は, 工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする以下同じ)。 ただし, 別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き, 工事費又は工事請負費には, これと同等と認められる委託費, 分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。									
解体撤去工事費 及び 仮設施設整備工事費	保護施設 児童関係施設 ⇒定員 1 人当たりの 基準単価×定員 障害関係施設 ⇒1 施設当たりの 基準単価	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料, 工事費又は工事請負費									

	② 基準単価			
	A 保護施設(定員 1 人当たりの基準単価)			
	(単位:千円)			
	施設の種類の種類	広島県		単 価
	救護施設 更生施設	本体工事費	都市部	7,819
			標 準	7,452
		解体撤去工事費	都市部	399
			標 準	380
		仮施設整備 工事費	都市部	722
			標 準	688
		積雪寒冷地域 体育館施設		68,800
		地域交流スペース (定額)	地域交流 スペース	27,120
			防 災 拠点型	37,390
		B 障害関係施設(1 施設当たり単価)		
	(単位:千円)			
	事業(施設)の種類		利用定員	補助基準額 (事業費ベース)
				標 準
	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	40 人以下	140,600
			41 人～60 人	234,000
			61 人～80 人	328,700
81 人～100 人			423,400	
101 人～120 人			517,000	
121 人～			611,600	
施設入所支援加算		40 人以下	113,500	
		41 人～60 人	189,400	
		61 人～80 人	266,400	
		81 人～100 人	342,200	
		101 人～120 人	419,400	
		121 人～	495,100	
就労・訓練事業等 整備加算		—	54,000	

		短期入所整備加算 (入所のみ)	—	12,500
		発達障害者 支援センター整備加算	—	17,200
		退院支援施設整備加算	40 人以下	65,700
			41 人～60 人	98,200
	障害児施設 (入所)	本体	40 人以下	254,300
			41 人～60 人	423,400
			61 人～80 人	595,400
			81 人～100 人	765,900
			101 人～120 人	936,600
			121 人～	1,107,000
		就労・訓練事業等 整備加算	—	54,000
		短期入所 整備加算(入所のみ)	—	12,500
		発達障害者 支援センター整備加算	—	17,200
	解体撤去工事費		—	16,400
	仮設施設整備工事費		—	29,500
	C 児童関係施設(定員 1 人当たり単価)			
	< 本體工事 > (単位: 千円)			
	施 設 の 種 類			広島県
	児童相談所一時保護所			4,620
	助産施設			6,930
	乳児院			5,690
	母子生活支援施設			17,310
	児童養護施設			7,130
	情緒障害児短期治療施設			9,180
		通所部加算		3,200
	児童自立支援施設			10,070
		通所部加算		3,200
	婦人相談所一時保護所			7,220
	婦人保護施設			9,670

＜解体撤去工事, 仮設施設整備工事＞ (単位: 千円)		
施設の種類	解体撤去工事	仮設施設整備工事
児童相談所一時保護所	220	400
助産施設	360	660
乳児院	210	370
母子生活支援施設	760	1,370
児童養護施設	320	580
情緒障害児短期治療施設 (入所, 通所)	370	690
児童自立支援施設 (入所, 通所)	460	820
婦人相談所一時保護所	210	390
婦人保護施設	440	790
③ 大規模修繕		
種 目	基 準 額	対 象 経 費
本体工事費	次のいずれか低い方の価格を基準に都道府県知事が認めた額とする。 ① 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り ② 工事請負業者の見積り	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする、以下同じ)。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められ

			る委託費，分担金及び適 当と認められる購入費等 を含む(以下同じ)。						
	2 スプリンクラー整備事業								
	(1) 補助基準(事業費ベース)								
	<table><tr><td>基 準 額</td><td>対 象 経 費</td></tr><tr><td>1㎡当たり基準単価 × 都道府県が認めた面積</td><td>スプリンクラー設備等に必要 な工事費又は工事請負費</td></tr></table>		基 準 額	対 象 経 費	1㎡当たり基準単価 × 都道府県が認めた面積	スプリンクラー設備等に必要 な工事費又は工事請負費			
	基 準 額	対 象 経 費							
	1㎡当たり基準単価 × 都道府県が認めた面積	スプリンクラー設備等に必要 な工事費又は工事請負費							
(2) 基準単価(1㎡当たり)									
① 延べ面積 275㎡以上 1,000㎡未満の施設 18,000 円									
② 延べ面積 1,000㎡以上の平屋建の施設 34,000 円									
補 助 率	1 保護施設，障害関係施設(障害児施設を除く)の場合								
	(1) 県所管施設								
	<table><tr><td>県</td><td>設置者</td></tr><tr><td>3／4</td><td>1／4</td></tr></table>			県	設置者	3／4	1／4		
県	設置者								
3／4	1／4								
	(2) 広島市，福山市所管施設								
	<table><tr><td>県</td><td>広島市，福山市</td><td>設置者</td></tr><tr><td>29／40 (基金 1/2＋交付金 1/4×9/10)</td><td>1／40</td><td>10／40</td></tr></table>			県	広島市，福山市	設置者	29／40 (基金 1/2＋交付金 1/4×9/10)	1／40	10／40
県	広島市，福山市	設置者							
29／40 (基金 1/2＋交付金 1/4×9/10)	1／40	10／40							
	2 障害児施設の場合								
	(1) 県所管施設								
	<table><tr><td>県</td><td>設置者</td></tr><tr><td>3／4</td><td>1／4</td></tr></table>			県	設置者	3／4	1／4		
県	設置者								
3／4	1／4								
	(2) 広島市所管施設								
	<table><tr><td>県</td><td>広島市</td><td>設置者</td></tr><tr><td>29／40 (基金 1/2＋交付金 1/4×9/10)</td><td>1／40</td><td>10／40</td></tr></table>			県	広島市	設置者	29／40 (基金 1/2＋交付金 1/4×9/10)	1／40	10／40
県	広島市	設置者							
29／40 (基金 1/2＋交付金 1/4×9/10)	1／40	10／40							

	3 児童関係施設(障害児施設を除く)の場合														
	(1) 県所管施設														
	<table><tr><td></td><td>県</td><td>設置者</td></tr><tr><td>公立</td><td>10／10</td><td>－</td></tr><tr><td>民立</td><td>3／4</td><td>1／4</td></tr></table>				県	設置者	公立	10／10	－	民立	3／4	1／4			
	県	設置者													
公立	10／10	－													
民立	3／4	1／4													
	(2) 市町所管施設														
	<table><tr><td></td><td>県</td><td>市町</td><td>設置者</td></tr><tr><td>公立</td><td>29／40 (基金 1/2 + 交付金 1/4 × 9/10)</td><td>11／40</td><td>－</td></tr><tr><td>民立</td><td>29／40 (基金 1/2 + 交付金 1/4 × 9/10)</td><td>1／40</td><td>10／40</td></tr></table>				県	市町	設置者	公立	29／40 (基金 1/2 + 交付金 1/4 × 9/10)	11／40	－	民立	29／40 (基金 1/2 + 交付金 1/4 × 9/10)	1／40	10／40
	県	市町	設置者												
公立	29／40 (基金 1/2 + 交付金 1/4 × 9/10)	11／40	－												
民立	29／40 (基金 1/2 + 交付金 1/4 × 9/10)	1／40	10／40												
そ の 他	特になし														

4 広島県介護基盤緊急整備等基金補助金

(1) 沿革

- ① 国は、平成 21 年 5 月に成立した平成 21 年度補正予算の中で、「介護分野における経済危機対策」として雇用の創出・人材養成等につがるよう、住民にとって身近な日常生活圏域内において、市町村が介護施設等を整備する事業及び民間業者が整備する事業によって介護拠点等の緊急整備に関する介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を創設した。地域密着型サービスの拠点、施設の整備及び既存施設のスプリンクラーの整備を促進することとされたのである。これらの整備事業は平成 23 年度末までの実施期限とされた。

国は平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付について、平成 21 年 7 月 1 日厚生労働事務次官通知を発し、その別紙で「平成 21 年度介護基盤緊急整備等特例交付金交付要綱」を通知した。そして、平成 21 年 8 月 20 日厚生労働省老健局長によって、当該交付金によって造成された基金の運営について、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」を定めて、通知された。

- ② 広島県では、広島県介護基盤緊急整備等基金条例を定めて、国のこの特例交付金を財源とした「広島県介護基盤緊急整備等基金」を造成し、「広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱」及び「小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱」を定め、平成 21 年から平成 23 年度まで事業を行うこととした。
- ③ さらに、国の「経済危機対応・地域活性化予備費」により平成 22 年 11 月に介護基盤緊急整備等臨時特例交付金が積み増しされるとともに、国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」により平成 22 年 12 月に介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金が創設された。
- ④ 国において、この基金の実施期間が延長され、平成 24 年度末まで実施することとなった。

(2) 概要

① 制度の概要

介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保するため、法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費並びに、既存の介護施設のスプリンクラー設置に要する経費等を補助する。

② 制度の目的・趣旨

社会福祉法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費等を補助することにより、設置者の負担軽減による施設整備等の促進等を図る。

③ 補助金を受ける要件

補助金の交付要件は次の表のとおりである。

補助金を 受ける要件	1 地域介護拠点整備費補助事業	
	新たに設置する次の施設	
	地域密着型サービスの拠点	
		・ 小規模特別養護老人ホーム ・ 小規模ケアハウス ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症対応型デイサービスセンター ・ 夜間対応型訪問介護ステーション ・ 定期巡回・随時対応サービス事業所 ・ 複合型サービス事業所
	小規模老人保健施設	
	介護予防拠点	
	地域包括支援センター	
	生活支援ハウス	
	2 スプリンクラー等整備費補助事業	
	既存の次の施設	
	広域型施設	
		・ 特別養護老人ホーム ・ 老人保健施設 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム(定員 30 人以上, 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る) ・ 老人短期入所施設(併設を含む)
	地域密着型施設	
		・ 小規模特別養護老人ホーム ・ 小規模老人保健施設

	・ 軽費老人ホーム(定員 29 人以下, 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る) ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所(要介護度 3 以上の者が常時宿泊するもの等に限る)																						
	有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)																						
	3 防災補強等改修支援事業 地域密着型施設等で地震等に備えた防災対策上必要な補強等																						
補助基準	補助基準は次の表のとおりである。 1 地域介護拠点整備費補助事業 <table><tr><th>補助金の流れ</th><th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th><th>対象経費</th></tr><tr><td rowspan="9">県 ↓ 市町 ↓ 事業者</td><td>・ 小規模特別養護老人ホーム ・ 小規模ケアハウス</td><td>4,000 千円×定員</td><td rowspan="9">市町整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費及び設計監督料等をいい，その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする）。ただし，他の補助制度に</td></tr><tr><td>・ 小規模老人保健施設</td><td>50,000 千円/施設</td></tr><tr><td>・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>30,000 千円/施設</td></tr><tr><td>・ 認知症対応型デイサービスセンター</td><td>10,000 千円/施設</td></tr><tr><td>・ 夜間対応型訪問介護ステーション</td><td>5,000 千円/施設</td></tr><tr><td>・ 介護予防拠点</td><td>7,500 千円/施設</td></tr><tr><td>・ 地域包括支援センター</td><td>1,000 千円/施設</td></tr><tr><td>・ 生活支援ハウス</td><td>30,000 千円/施設</td></tr></table>	補助金の流れ	対象施設	配分基礎単価	対象経費	県 ↓ 市町 ↓ 事業者	・ 小規模特別養護老人ホーム ・ 小規模ケアハウス	4,000 千円×定員	市町整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費及び設計監督料等をいい，その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする）。ただし，他の補助制度に	・ 小規模老人保健施設	50,000 千円/施設	・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所	30,000 千円/施設	・ 認知症対応型デイサービスセンター	10,000 千円/施設	・ 夜間対応型訪問介護ステーション	5,000 千円/施設	・ 介護予防拠点	7,500 千円/施設	・ 地域包括支援センター	1,000 千円/施設	・ 生活支援ハウス	30,000 千円/施設
補助金の流れ	対象施設	配分基礎単価	対象経費																				
県 ↓ 市町 ↓ 事業者	・ 小規模特別養護老人ホーム ・ 小規模ケアハウス	4,000 千円×定員	市町整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費及び設計監督料等をいい，その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする）。ただし，他の補助制度に																				
	・ 小規模老人保健施設	50,000 千円/施設																					
	・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所	30,000 千円/施設																					
	・ 認知症対応型デイサービスセンター	10,000 千円/施設																					
	・ 夜間対応型訪問介護ステーション	5,000 千円/施設																					
	・ 介護予防拠点	7,500 千円/施設																					
	・ 地域包括支援センター	1,000 千円/施設																					
	・ 生活支援ハウス	30,000 千円/施設																					

		・定期巡回・随時対応サービス事業所 ・複合型サービス事業所	5,000 千円/施設 20,000 千円/施設	より補助している事業等を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
2 スプリンクラー等整備費補助事業				
	補助金の流れ	対 象 施 設	配分基礎単価	対 象 経 費
	県 ↓ 事業者	・特別養護老人ホーム ・老人保健施設 ・養護老人ホーム ・老人短期入所施設(併設を含む) ・軽費老人ホーム(定員 30 人以上) 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る ・有料老人ホーム 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る	○スプリンクラー整備 1,000 ㎡以上の平屋建 軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所については 1,000 ㎡以上の場合 17 千円/㎡ 1,000 ㎡未満 9 千円/㎡ ○自動火災報知設備 300 ㎡未満の認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所(要介護度 3 以上の高齢者等が常時宿泊するもの等に限る)	スプリンクラー等整備計画に基づくスプリンクラー整備等(スプリンクラー設備等と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする)。ただし、他の補助制度により補助している事業等を除く。
	県 ↓ 市町	・小規模特別養護老人ホーム ・小規模老人保健施設 ・軽費老人ホーム(定員 29 人以下) 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る	1,000 千円/施設 ○通報火災報知設備 500 ㎡未満の認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所(要介護度 3 以上の高齢者等が常時宿泊するもの等に限る) 300 千円/施設	

	↓ 事業者	・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 (要介護度 3 以上の高齢者等が常時宿泊するもの等に限る)		
3 防災補強等改修支援事業				
	補助金の流れ	対 象 施 設	配分基礎単価	対 象 経 費
	県	・小規模特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模老人保健施設	1 施設 13,000 千円の範囲内で知事が定めた額	防災補強等改修支援計画に基づく施設等の防災補強等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものである、知事が必要と認めた整備を含む)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする)。ただし、他の補助制度により補助している事業等を除く。
	↓ 市町	・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域介護拠点整備費補助事業の対象施設であって知事が必要と認めた施設	1 施設 6,500 千円の範囲内で知事が定めた額	
	↓ 事業者			
補 助 率	県 10/10			
そ の 他	特になし			

④ 関係法令

関係法令	厚生労働省老発 0820 第 5 号「平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」 介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領 広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱 広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等交付要綱 小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱 小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等交付要綱
------	---

第4 監査対象補助金の監査結果

包括外部監査人は、健康福祉局の所掌である次の3つの基金に係る事業について監査を実施したので結果を以下に報告する。

- ・ 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金
(障害者自立支援基盤整備事業)
- ・ 広島県介護職員処遇改善等基金補助金
- ・ 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

1 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)

大規模生産設備導入にかかわる、補助金について、3件の施設に臨場し次の項目を着眼点として実地監査を行った。

平成21年度から平成23年度までの障害者自立支援基盤整備事業・大規模生産設備整備補助一覧

平成21年度

(単位:円)

No.	法人名 (事業所名)	施設種別	利用 定員	品目等	事業に必要な 経費の額	交付決定額
1	(福)それいゆの会 (いしうちの森)	就労継続支援B型	20	いちご栽培設備一式	2,293,200	2,293,000
2	(福)広島岳心会 (デイセンターのろさん)	就労継続支援B型・生活介護, 就労移行支援, 生活訓練	10	用土充填ライン一式	25,757,484	25,757,000
3	(福)若菜 (ワークセンターさくら)	就労継続支援B型, 就労移行支援	10	焼海苔加工設備一式	17,608,500	17,608,000
4	(福)一れつ会 (ウイズ)	就労継続支援A型, 就労移行支援	20	製袋機械一式	77,280,000	77,280,000
5	(福)爽裕会 (松賀苑)	就労継続支援B型, 就労移行支援	30	印刷機一式	17,220,000	17,220,000
6	(福)おおの福祉会 (ワークハウスアタージョ)	就労継続支援B型・生活介護	10	厨房機器一式	16,642,500	16,642,000
7	(福)ひとは福祉会 (就労センターあつぷ)	就労継続支援B型・生活介護	10	厨房機器一式	4,398,996	4,398,000
合 計					161,200,680	161,198,000

第4 監査対象補助金の監査結果

平成 22 年度

(単位:円)

No.	法人名 (事業所名)	施設種別	利用 定員	品目等	総事業費	交付決定額
1	(福)静和会 (おおむらさき)	就労継続支援B 型, 就労移行支 援, 生活介護	10	パン製造機器 一式	34,650,000	33,915,000
2	(福)三矢会 (太田川学園豊平作 業所)	就労継続支援B型	25	農業用ハウス 3 棟, 養液栽培 設備一式	48,184,500	45,000,000
合 計					82,834,500	78,915,000

平成 23 年度

(単位:円)

No.	法人名 (事業所名)	施設種別	利用 定員	品目等	総事業費	交付決定額
1	(福)アンダンテ (ジョイジョイワークかりん)	就労継続支援B型	20	パン製造機器 一式	16,905,000	16,905,000
2	(福)尾道さつき会 (すだちの家)	就労継続支援B 型, 就労移行支 援, 生活介護	17	水耕栽培設備 一式	85,050,000	75,600,000
3	(医)仁康会 (ワークハウスさくら草)	就労継続支援B型	39	パン製造機器 一式	12,800,000	12,800,000
4	(福)優輝福祉会 (みとう温泉)	就労継続支援B 型, 就労移行支援	18	水充填ライン設 備一式	93,450,000	80,000,000
5	(福)中国新聞社会事 業団(ちゅうげい)	就労継続支援B型	34	水耕栽培設備 一式	36,960,000	34,072,000
6	(福)清風会 (清風会みつや工場)	就労継続支援A 型	70	クリーニング機 器一式	49,350,000	49,350,000
合 計					294,515,000	268,727,000

(1) 補助金の目的・趣旨

障害者自立支援法への円滑な移行を行う方策のひとつとして、就労継続支援事業所における工賃増加を図るための経費補助である。

(2) 補助金支出の効果

① 社会福祉法人 爽裕会(平成 21 年度 印刷機械一式)

平成 21 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金所要額調書に添付されている事業計画書によると、設備導入の理由について次のように記載されている(要旨)。営業活動の成果が得られれば利用者の工賃増加につながると見込まれる。

印刷作業は全売上高の約 89%を占めており、利用者の工賃に対してもこの売上額が大きな影響を与えている。印刷作業についての営業活動を行っているが、近年の実績はなかなか伸びないため、モノクロ印刷のみでなくカラー印刷も行えるよう印刷機の導入を行うこととした。

補助の対象となった印刷事業に関する工賃単価は、工賃支給要綱によれば、

$$\text{基本給} = 1 \text{ 時間あたり } 70 \text{ 円} \times 1 \text{ ヶ月操作作業時間数}$$

となっており、これは、監査日現在(平成 24 年 9 月 24 日)も同額であり、単価の増加は実現していない。また、広島県の工賃実績報告集計結果によると 5 年間の平均月額工賃は、年度順にすると次のとおりである。

平成 19 年度	21,427 円
平成 20 年度	16,313 円
平成 21 年度	17,432 円
平成 22 年度	17,495 円
平成 23 年度	16,260.9 円

平成 23 年度において減少している。

給与総額をみると、平成 21 年 1 月から平成 23 年 12 月まで在籍した障害者 8 名の給与支給総額は、平成 21 年の 1,272,994 円から平成 23 年の 1,208,007 円に減少していた。

これに対し、同期間に在籍した印刷業務に従事する職員(職業指導員)3 名の給与支給総額は、平成 21 年の 8,405,068 円から平成 23 年の 9,205,173 円に、事務長及びサービス管理責任者計 2 名の給与支給総額は、平成 21 年の 8,272,218 円から平成 23 年の 9,063,448 円に増加している。さらに、理事長の親族(非常勤)の給与も新たに支給されている。

印刷事業の売上高は減少しており、それに伴い給与が全般的に減少しているのであれば、障害者の給与が増額されていないとしてもやむを得ない事

情があるものと考えられるが、障害者以外の給与は増額されているので、工賃単価の増加が実現していないことになり、補助金支出の効果があったとは認められない。

② 社会福祉法人 優輝福祉会(平成23年度 水充填ライン設備)

平成23年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金所要額調書に添付されている事業計画書によると、設備導入の理由について次のように記載されている(要旨)。記載のとおり実現すれば工賃増加につながると見込まれる。

利用者が地域で一人の住民として生活できるよう、所得保証を第一の目標として工賃確保に取り組んでいる。良質の地下水を利用した生産活動と広島県共同募金会との協働による飲料水の販売を通じて障害者の受入と工賃の増加を目指す。

広島県北部保健所長による営業許可年月日は平成24年6月6日であり、監査日現在(平成24年7月24日及び25日)までの期間が短く、生産活動が軌道に乗っておらず、工賃単価の増加が図られているか否かについては不明である。

③ 社会福祉法人 清風会(平成23年度「みつや工場」クリーニング機器一式)

平成23年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金所要額調書に添付されている事業計画書によると、設備導入の理由について次のように記載されている(要旨)。記載のとおり実現すれば工賃増加につながると見込まれる。

現在使用している機械は、導入から13年経過しており、度重なる故障で修理も頻繁にあり効率が悪くなっている。今回機器の整備をすることにより、浴衣だけでなくガウン等、多品種の商品を仕上げるのが可能となり、さらには生産性も向上し、電気、重油の経費削減にもつながり、定期昇給、年間3か月以上の賞与の支給が可能となり現在の作業工賃も維持できる。

当工場は、就労継続支援A型である。対象者全員に対して、最低賃金額以上の給与が支払われ、全員が社会保険及び雇用保険に加入している。平成21年度から23年度までの賃金について6名分を追跡調査したところ、6名全員の賃金が毎年昇給していることが確認できた。

また、広島県の工賃実績報告集計結果によると5年間の平均月額工賃は、

平成 18 年度	173,611 円
平成 19 年度	174,666 円
平成 20 年度	173,948 円
平成 21 年度	174,485 円
平成 22 年度	172,876 円

となっており、平成 22 年度においてやや減少している。平成 23 年度に機器を導入しており、平成 24 年 7 月には大幅に生産性が向上しているので、事業が計画通り実施されれば、工賃の増加が図られると思われる。

- ④ (福)爽裕会は、平成 21 年度に補助金交付が確定したので、平成 24 年 9 月 24 日の監査日現在で、工賃が増加したか否かの結果が判明したが、(福)優輝福祉会及び(福)清風会は補助金の交付が確定したのが平成 23 年度であるため、工賃増加の実績については不明である。

(3) 経営手法導入支援事業

どの施設においても、経営コンサルタントの訪問回数は 3 回から 4 回であり、最終の訪問時期は、機器導入完了前後である。広島県の要領によると、広島県が派遣する経営コンサルタントは、派遣先事業所に関する経営分析結果、経営改善方策及び現地指導の内容について、その都度書面により広島県に報告を行うとされているが、最終的な書面が残されているだけであり、訪問の都度の報告書は書面により提出されておらず、要領に従っていないので不適正である。

また、最終書面には、(福)爽裕会の場合、印刷部門の工賃金額について、平成 21 年度、22 年度及び 23 年度ともに記載されていないため、支出効果を検討することができず不適切なものである。

(福)優輝福祉会の経営計画では、今回導入した水の事業について、5 年後の工賃が平成 25 年 3 月の月 10,000 円から月 60,000 円へと 6 倍になっている。サンプルとして抽出した障害者の平成 22 年、23 年及び 24 年の工賃に変化は見られないので、6 倍という金額設定には無理があると認められる。

(4) 補助金の申請手続及び支出事務の適正性について

(福)爽裕会及び(福)清風会では、補助金の申請手続及び支出事務が適正に行われているが、(福)優輝福祉会では次の点について問題があり、不適正である。

① 申請時の見積書

平成23年6月10日に、庄原市役所を通じて県に提出された、整備計画協議書に添付されていた3者の見積書の写しには、いずれも月日が記載されていない。

この3者について、法人の登記内容が記載してある履歴事項全部証明書及び企業のホームページにより確認したところ、落札業者である三光電業(株)の代表取締役はB(有)の取締役を兼任しており、三光電業(株)は(株)Aの取引先であり、3者は、何らかの関連性を有していると認められ、整備計画協議書に添付されている3者の見積書は、3者に見積りをさせているという体裁を整えるための形式的な見積り合せに過ぎないと思われる。

② 設置・据付・試運転

導入設備のうち、リンサ、フィラ及びキャップの製造年月を、機械に取り付けてある納入メーカーのプレートで確認したところ2012年4月と記載されていた。さらに、納入メーカーの担当者が作成した作業報告書によると、客先入門日は平成24年4月中旬であり、調整・試運転が終了したのは平成24年5月2日である。

補助金実績報告書に添付されている検査調書に記載されている検査年月日は、平成24年3月30日と記載されており、機械設置完了前の日付となっている。

このことから補助金交付の条件である平成24年3月31日までの設置完了とは認められず、虚偽の記載である。

(5) 広島県による検査及び確認

いずれの施設においても、広島県の実地検査は行われていない。県の実地検査・要領では実地検査は必要とされていないが、補助金を交付するにあたり実地検査が行われていないのは不適切である。

(6) 効果測定の必要性

実地監査の対象とした3件の施設のうち、工賃の増加がみられないものは(福)爽裕会1件である。補助金の交付は21年度に導入された設備が対象とされており、(福)爽裕会は、県に平均月額工賃の報告を行っている。県は、その報告に基づいて工賃が増加するように指導を行う、あるいは是正を求めるなどすべきであったが、何ら行われていない。(福)優輝福祉会及び(福)清風会は、平成23年度に交付が決定したため工賃増加の実績が不明である。

2 広島県介護職員処遇改善等基金補助金

(1) 広島県の介護職員処遇改善交付金事業について

① 年度別事業規模について

年 度	対象事業所数	申請事業所数	申請率	交付金支給額
平成 23 年度	2,885	2,586	89%	3,963,195 千円
平成 22 年度	2,511	2,225	89%	3,767,161 千円
平成 21 年度	2,497	2,156	86%	1,199,653 千円

毎年、大部分の県内事業所から申請があり、制度の目的・趣旨に沿った事業が実施されたと考える。また、厚生労働省の調査結果((2)①)の申請率(86.7%)に近い申請率となっている。一方、毎年 10%程度の事業所では申請していない現状がある。いずれにしても、この事業は、介護職員の確保の必要性が背景にあって、多くの事業所の参加を得たと考えられる。

② 年度別改善計画と実績について(事業者別支給明細表より集計)

(単位:千円)

年 度	A	B	C	D	E	F
	交付金 見込額	賃金改善 所 要 見込額	交付金 受給額 (実績)	賃金改善 実施額 (実績)	自主 改善額	要返還額
平成 23 年度	3,875,049	4,319,776	3,973,448	4,575,129	609,114	7,433
平成 22 年度	3,595,641	3,872,909	3,752,331	4,134,435	394,637	12,533
平成 21 年度	1,224,913	1,320,302	1,197,042	1,431,966	248,767	13,843

上記 3 年間についてみると、交付金と賃金改善額の実績は計画以上となっている。また、返還された金額も少額であり、自己資金による改善(自主改善)も実施されており、交付金の支給は賃金改善の重要な原資となり、介護職員等への待遇改善効果はあったと考えられる。しかし、大部分は交付金に依存しており事業者の負担能力には限界があると思われる。

③ 介護職員処遇改善交付金事業の効果分析

(「介護職員処遇改善交付金による平成 21-23 年度の賃金改善状況」についてより)

年 度	対象人員 (常勤換算)	賃金改善総額	介護職員 1 人当たり改善額	賃金改善後平均 賃金額(月額)
平成 23 年度	25,452 人	4,554,469 千円	14,912 円	229,949 円
平成 22 年度	23,878 人	4,154,475 千円	14,499 円	231,047 円
平成 21 年度	22,429 人	1,434,659 千円	15,990 円	230,349 円

上記3年間の交付金事業の効果は、想定した一人当たり15,000円前後の改善効果となっている。しかし、あくまで平均値であり、正社員と非正規社員、賃金改善の方法、年齢、勤続年数及び職位等により個々人への改善効果は異なる。

この事業は、税金の投入による特定職種の賃金改善政策であり、本来は、労使協定や労働市場に任せることが原則であるが、緊急性・必要性等から政策的に実施された事業である。

この事業終了後、平成24年度からは、介護保険法の改正により、処遇改善交付金相当分を介護報酬に含めることとされ、介護職員の処遇改善の政策が平成26年までの間に限り、継続されている。

(2) 厚生労働省社会保障審議会の状況

(介護給付費分科会(平成22年12月24日第70回資料より))

平成22年度介護職員処遇状況等の調査結果

① 介護職員処遇改善交付金の申請状況

区 分	割 合
申 請 事 業 所	86.7%
未申請事業所	13.3%
合 計	100%

② 介護職員処遇改善交付金の影響による賃金改善額(月額)

(単位:円)

職 種 区 分		平成21年6月	平成22年6月	増 減 額
介 護 職 員		241,520	256,680	15,160
介護職員 以 外	看 護 職 員	342,040	350,540	8,500
	生活相談員等	301,320	313,560	12,240
	理学療法士等	368,840	379,180	10,340
	介護支援専門員	326,880	337,880	11,000

介護職員については、所定の処遇改善効果がみられるが、交付金対象外の介護職員以外の給与も連動して増加しているのは、介護職との兼任、介護報酬の改訂(平成21年4月)、労働市場の需給状況、事業者の経営判断等によると思われる。

したがって、介護職員の処遇改善は、各種の要因によって向上しているが、最大の要因として交付金の支給が考えられる。

③ 給与等の引き上げ状況

A 給与の引き上げ状況

給与等の引き上げ	一年以内の 引き上げ予定	今後の 引き上げ予定なし	そ の 他
74.8%	6.6%	12.4%	3.8%

大部分の事業者は、給与等の引き上げで対応している。

B 給与の引き上げ方法(複数回答)

給与表の改定	定期昇給	各種手当	賞与支給	その他
15.1%	62.7%	44.6%	21.8%	5.9%

給与の引き上げ方法として、今後の経営にも影響する定期昇給や各種手当の引き上げが多いが、給与表の改定で対応している事業者もある。交付金の性格から賞与として一時金対応している事業者もある。以上の全国状況に対して、広島県の場合、一時金が 63.7%、月額給与改定と一時金が 33.9%で圧倒的に一時金で対応している。したがって、給与水準の恒久的改善にはつながっていない。

(3) 監査結果

平成 24 年 7 月 11 日にサンキ・ウエルビィ(株)に、そして、平成 24 年 7 月 24 日及び 25 日に(福)優輝福祉会に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、広島県介護職員処遇改善交付金等事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

監査の結果は次のとおりである(共通)。

- ・ 補助対象の要件は満たしていることを確認した。
- ・ 補助基準に合致して交付されていることを確認した。
- ・ 補助金の執行は交付要綱等に基づいて処理されていることを確認した。
- ・ 実績報告書等の検査は適正に実施されていることを確認した。
- ・ 補助金の目的は達成されたことを確認した。

① 処遇改善計画及び実績

平成 23 年度介護職員処遇改善計画書及び同実績報告書によると、それぞれ次のような賃金改善実績が認められる。

名 称 等	常勤換算人員	1人当たり賃金改善実績(月額)
サンキ・ウエルビィ(株)	3,387.6 人	15,143 円
(福)優輝福祉会	1,572 人	15,033 円

② 処遇改善計画の実施状況の検証

いずれの法人も、受取補助金については補助金科目別推移表を、賃金改善額については提示資料を確認した結果、適正と認められた。

なお、(福)優輝福社会の平成23年度については、検証可能な資料の提示がなく未確認である。

③ サンプル抽出者の検証

A サンキ・ウエルビィ(株)

平成23年度個人別賃金改善実績より改善額が多い社員9名を抽出し、支給明細書から支給状況の確認を行った。その結果、9名の賃金改善効果が認められた。

B (福)優輝福社会

給与明細より任意に社員4名を抽出し、支給明細から支給状況の確認を行った結果、賃金改善が認められた。なお、当法人は、交付金の支給対象者以外の事務職及び管理職に対しても、処遇改善助成金として一時金を支給している。

④ 決算書の数値確認

A サンキ・ウエルビィ(株)

補助金収入については、損益計算書の収入計上額と一致している。

B (福)優輝福社会

補助金収入明細書によると、介護職員処遇改善以外に、地元自治体(庄原市、三次市)等から各種の補助金を受けており、数値確認はできなかった。

3 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

社会福祉施設等耐震化等施設整備補助金について、3 件の施設に臨場し、次の項目を着眼点として実地監査を行った。

(1) 受取補助金

各施設の補助金受取額の状況は、次のとおりであった。

施 設 名	対 象 年 度	補助金額(合計)
こぶしヶ丘学園	平成 23 年度	279,797,000 円
子 鹿 学 園	平成 23 年度	496,425,000 円
子供の家三美園	平成 22 年度及び 23 年度	502,875,000 円

(2) 補助金支出の妥当性

補助金支出の妥当性について、主として「補助対象施設等の範囲」について検証した。

建物本体と同時に整備する設備や建築工事に係る監理費用等を補助金の対象範囲に含めるか否かについて、各施設で次のような取り扱いが行われていた。

① こぶしヶ丘学園

補助金の対象工事の中に、子鹿学園ではその全てを対象外とし、また、子供の家三美園ではその大部分を対象外として取り扱っている厨房機器の取得に関する費用が含まれていた。

施 設 名	整 備 費		取 り 扱 い
	設計見積	実施工金額	
こぶしヶ丘学園	9,151,000 円	5,000,000 円	建築主体工事費に含まれているもののうち移動テーブル等設計見積りベースで、555,200 円分を対象外経費として除外
子 鹿 学 園	—	—	当補助金による施設整備事業から除外(別契約により整備)
子供の家三美園	5,266,880 円	3,799,200 円	建築主体工事費に含まれているもののうち、ライスタंक等設計見積りベースで、3,322,080 円分を対象外経費として除外

こぶしヶ丘学園においては、厨房機器について、移動テーブル(3点)、炊飯台車付テーブル(1点)、IH炊飯ジャー(1点)、芯温センサー(1点)、スープジャー(1点)、保温ジャー(1点)、常温配膳車(2点)及び備品ホテルパン(9点)について対象外としていたが、他の厨房機器46点については、補助対象経費に含まれるものとして処理されており、これらの厨房機器に対し6,865,000円の補助金が交付されていた。

これに対して、子供の家三美園については、厨房機器のうち、シンク等を除いたほとんどの機器について対象外工事費として除外している。

また、子鹿学園においては、厨房機器の取得について、当初より耐震化にかかわる施設整備の契約には含まれていなかった。

なお、厨房機器に対する補助金の交付については、平成25年2月5日に広島県子ども家庭課より、国に再確認を行ったところ問題がないとの回答を得たとの説明があった。

② 子鹿学園

本来補助金の対象とすべきであると考えられる電話設備等の設置費用について、補助金の対象外として申請がなされていた。この点について、当施設に確認したところ、補助金の対象工事、対象外工事の区分は、当補助金の申請準備段階において、県の担当者の指導に従って行ったとのことであった。

なお、当施設に関しては、上記補助対象外工事の範囲の誤りによる補助金への影響は生じていなかった。

③ 子供の家三美園

本来、造成工事は、補助金の対象外工事とされている。建物新築工事が竣工するまでに、造成工事も施工されており、建物新築工事を監理した業者が、造成工事の監理も行っていることが判明した。

(3) 施設取得に係る経緯の確認

工事業者選定にかかる議事録、入札関係資料、工事請負契約書、工事監理報告書などから、施設取得にかかわる経緯を確認した。

① 業者の選定方法について

工事請負業者の選定方法について、実地監査の対象とした3施設の当補助金による施設整備にかかわる業者の選定方法は、以下のとおりであった。

施 設 名	設 計 業 者	建 築 業 者
こぶしヶ丘学園	3 者による指名競争入札	12 者による指名競争入札
子 鹿 学 園	3 者合い見積りによる 随意契約	15 者による指名競争入札 (内 10 者辞退)
子供の家三美園	3 者合い見積りによる 随意契約	15 者による指名競争入札 (内 7 者辞退)

② 期限内の取得か

監査を行った三施設ともに年度内の完成及び引渡しが行われていた。

(4) 補助金の申請手続及び支出事務の適正性

3 施設ともに、申請手続きは適正に行われ、年度内の完成、引渡しを受けており、支出事務も適正であった。

(5) 消費税等に係る仕入控除税額に関する報告について(全施設共通)

国の定める社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領によると、事業完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の仕入控除税額の確定額について、県知事に対する報告が義務づけられている。しかし、広島県の当補助金の交付要綱には国と同じ内容の規定は設けられておらず、消費税等に係る仕入控除税額について、監査日現在、監査を行った全ての事業者について、県に対して報告がなされていなかった。

県の担当者に確認したところ、県交付要綱に規定を設けるべきところ、規定が欠落しており、改めて事業者から報告を求めることとしたとのことであった。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領

第4 特別対策事業を実施する場合の交付の条件

(2) 都道府県が市町村等または民間事業者に対して助成する場合

サ 事業者が民間事業者の場合、上記アからコの条件に加え、以下の条件を付さなければならない。

(ア) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

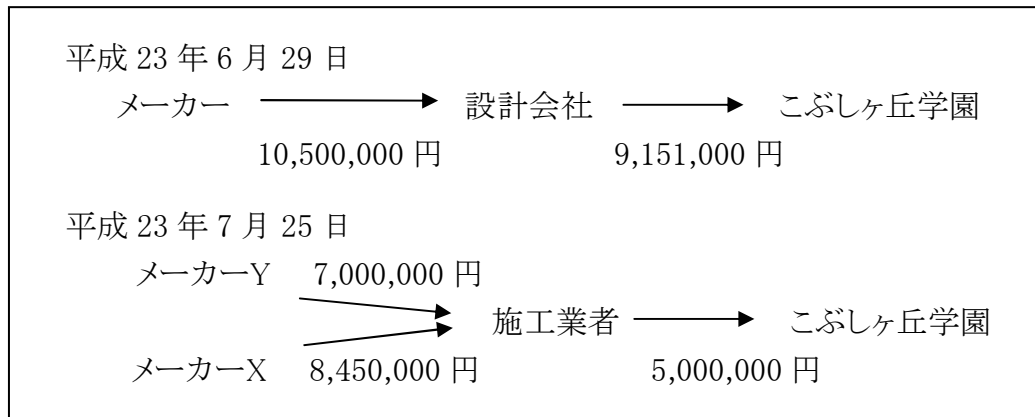
(中略)

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(6) 寄付金の受領

社会福祉施設の取得に際し、第三者から寄付金を受領することがあるが、今回の補助金にかかるものではなく、指摘すべき事項はない。

(7) 補助金対象施設の価格(建物と厨房機器の価格操作)



当初、メーカーから設計会社に対して提示された見積金額は 10,500,000 円であり、設計会社が発注者に対して提示した見積金額は 9,151,000 円であった。

後に、別のメーカー2者のうち、1者が、請け負った施工業者に提示した見積金額は 8,450,000 円で、もう 1 者のメーカーが、施工業者に提示した見積金額は 7,000,000 円であった。施工業者が発注者に対して提示した金額は、設置費用を含んだ 5,000,000 円であった。

厨房機器の価格の決定についての上記のような経緯からすれば、意図的に厨房機器の価格を低くし、その分建物本体価格が水増しされているのではないかと疑念が残る。

(8) 広島県による検査及び確認

支出後の広島県による検査・確認は行われているが、次の事項について指摘する。

広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱第 2 条ウでは、土地の買収整地等の資産を形成する事業は、補助金の交付対象となる事業(「特別対策事業」)の対象としないとされている。

建物取得の前提として、宅地造成工事が一体として行われるとき、工事監理費は、土地・建物共通の費用となるものであるが、子供の家三美園においては、100%建物部分に含んで計算しており、宅地造成工事部分の約 30%は、補助金対象の範囲ではないと考える。

(9) 広島県による対象施設の範囲に関する判断基準の明示と指導

監査の結果、3施設の補助金の内容は、その範囲が3者3様であり、施設間に不公平が生じている。その主なものを挙げれば、次のとおりである。

- ・ 工事監理費の対象外
- ・ 設計見積費
- ・ 厨房機器

広島県は、対象施設の範囲に関する判断基準を明示せず、指導不足と言わざるを得ない。

4 社会福祉法人について

(1) 概要

今回の監査のテーマである補助金には直接関係しないが、補助金の支給対象である社会福祉法人等に対する指導監査を担当する部署から、監査手続や指導監査実施方針等広島県で実施している指導監査の資料の提出を受けたので検討対象とした。

現行の法人制度が創設されたのは、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現社会福祉法）によっている。当初、慈善家や篤志家の個人の財産や寄付等に頼る民間事業として実施されていたが、政府の助成と指導監督のもとに、補助金の交付や免税措置が実施されてきた経緯がある。

社会福祉法により社会福祉法人は社会福祉サービスの中心的担い手として存在し、地域社会の福祉需要に貢献しており、社会からの信頼や今後の期待も大きい。

社会福祉法人にはそのサービスの公共性から、税制上の優遇措置、施設・設備の整備に対する補助金、運営経費に対する補助金等多額の税金が投入されている。

したがって、法人の役員等には法人制度の趣旨の十分な理解のもと、法令遵守、倫理的・道徳的な経営の実践、社会的、道義的な責任や義務の認識等が求められる。

また、社会福祉法人は自主的で安定的な経営基盤を確立し、公正で透明性の高い経営による運営が確保され、利用者本位の福祉サービスの提供、サービスを提供する職員への適切な労務管理・人材育成等が実践されることが重要である。

しかし、広島県では社会福祉法人での不正事件が連続して発生しており、今後、組織や運営上の問題点を中心に経営改善を図る必要があると考えられる。

以下、社会福祉法人の課題や問題点等について検討したい。

(2) 社会福祉法人の課題や問題点等

社会福祉法人の課題や問題点等の指摘はかなり以前からあり、以下いくつかを紹介したい。

① 東京都の「社会福祉法人経営適正化検討会」

社会福祉法人の問題点について東京都で検討している資料があるので参考にする。（東京都社会福祉法人経営適正化検討会平成 23 年 3 月「社会福祉法人の経営適正化に向けて」）

社会福祉法人の課題を整理すると下記のようなになる。

区 分	課 題
組織管理	① 理事長が独裁的で法人役員もその関係者が多く、理事会が形骸化し、監事機能も低下している。 ② 理事会が適正な意思決定能力や長期経営視点を欠いている。 ③ 創設者の死後、後継者が育たず法人・事業が混乱している。 ④ 創設者自身の財産の提供(寄付)で法人が設立されている場合、創設者とその家族による理事長・理事等への就任となり、結果として法人の私物化になる。
事業経営	① 施設の放漫経営や、計画性のない改築工事等での経営悪化 ② 過大な利用者見込みによる設備投資負担によって事業継続が困難 ③ 施設長等による採算を度外視した人員配置や備品購入等による経営悪化
財務管理	① 予定の寄付の未履行による借入返済資金不足 ② 理事長による他団体への法人資金の流用 ③ 理事長による資金運用目的のための法人資金の流出 ④ 基本財産を元本保証のない外国債等で運用
会計・経理	① 会計処理が不正確で決算数値が不一致 ② 使途不明金の存在 ③ 法人設立母体との会計処理が不明確 ④ 役員の関連会社との特命等による不透明な契約の提携
利用者サービス	① 施設で職員による利用者虐待や身体拘束等の不適切な行為がある。 ② 利用者・家族からの苦情が多く、利用者事故が頻繁に発生している。
職員管理	① 職員の利用者支援技術が未熟で、研修体制も不備。 ② 施設長等による職員へのパワーハラスメント等があり、職員の退職率も高い。 ③ 職員の採用・育成・任用等にルールがなく、理事長の一存で決定している。

社会福祉法人の課題の迅速な解決のために次の提案が報告されている。

A 法人役員による役割の再認識と課題への取り組み

理事会による協議, 監事機能の発揮, 法人本部機能の発揮等により法人自身による解決

B 行政が社会福祉法人の課題を早期に発見し対応する

社会福祉法人から決算書を入手して財務分析を実施し, 事前に行政の定める基準以下の法人については指導検査の対象とする。その他利用者からのクレーム, 従業員からの内部告発, 利用者事故の発生, 指摘事項が未改善, 第三者の評価が低い等も指導検査の対象要件として加味される。

指導検査の結果, 社会福祉法人の課題を明確化して, さらに必要であれば特別検査を実施して重点指導対象の法人を抽出する。当該法人を経営審査の部会に諮問し, 答申を受けて, 自主改善の可能性を検討したり, 必要な処方箋等を提示して経過観察する。その結果, 未改善の場合, 再度経営審査の部会に諮問し答申を受けて行政処分や行政指導を判断する。

このように, 行政は重点指導の法人を効率的に抽出して, 行政処分の対象とする法人と改善指導を継続する法人に分類している。

② 内閣府の規制・制度改革委員会での検討

内閣府の規制・制度改革委員会で「社会福祉法人と介護事業に関する規制改革」が討議されているので参考にする。(松山幸弘 一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹 2012 年 11 月 28 日)

社会福祉法人の一部(1,200 法人)の財務諸表の調査とヒヤリングの結果, 社会福祉法人の内部留保について報告している。

黒字経営を継続すれば, 一定割合の社会還元をしても内部留保は増加し, 年間事業規模の数倍を超える金融資産を有する法人が存在していることや, 内部留保を社会に還元する意思がない法人が多数存在していることが報告されている。社会福祉法人としての使命感が不十分な法人が現実には多数であり, 社会福祉法人の課題として認識されている。

この報告書では全法人の財務諸表の分析を実施して, 社会福祉法人の経営行動や収益構造を分析し, その結果を現行の補助金政策の適正化や次期の社会福祉制度基礎構造改革の検討材料として反映することを提案している。

③ 社会福祉法人経営研究会による報告

社会福祉法人経営研究会が平成18年8月に「社会福祉法人経営の現状と課題」を報告している。

これまでの社会福祉事業や社会福祉法人の経営から1990年代以降の大きな環境変化を受け、新たな時代の福祉経営の在り方が問われる時代が到来した。それは、従来の施設管理から法人経営への大転換であり、新たなニーズへの対応である。

新たな時代における福祉経営の基本的方向性は法人単位での経営となり、自立と責任が求められている。その際、下記のポイントがある。

- A 経営の効率化や安定化のための規模の拡大
- B 新たな参入と退出のルールをつくり、安易な設立や問題のある法人の退出等を図る
- C 経営にガバナンスの確立や経営能力の向上を図るため、理事会等の機能の活性化やコンプライアンス・アカウンタビリティが求められる。
- D 経営に必要な資金は中長期の経営を見込んで調達・運用を実施する必要がある。
- E 人材の育成と確保のため、介護職員の労働条件の改善、研修等による質の向上、キャリアパスの形成等が重要である。

④ 全国社会福祉協議会政策委員会による報告

社会福祉法人全国社会福祉協議会の政策委員会が平成24年10月29日に「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会報告書」を公表している。

同政策委員会は2010年12月に「全社協福祉ビジョン」を取りまとめ、今後取り組むべき行動指針を申し合わせ、社会に公表している。そこでは、現在の福祉課題・生活課題として、貧困、孤立死、ニート、ひきこもり、自殺、ホームレス、ゴミ屋敷、家庭内での高齢者虐待や児童虐待、DV、更生保護分野における高齢者・知的障害者への支援等を挙げている。

しかし、既存の「制度内の福祉サービス」に対して「制度外の福祉サービス・活動」の開発・実施については、一部先駆的な実績もあるが全体としては弱い。取り組みが広がらない要因として下記の事項を指摘している。

- A ニーズの把握・分析の弱さ
- B 経営やトップマネジメントの課題
- C 他法人との連携・協働の課題

D 制度外の福祉サービス・活動に対する評価

これに対して本報告は次の提案をしている。

- A ニーズの把握のため、制度の狭間のニーズを把握し、解決に結びつけたり、稼働世代のニーズの把握を強化する。具体的には、相談窓口を作り夜間・休日での対応、電話やメール等での相談、地域に出かけてニーズを把握する等である。
- B トップマネジメントの強化で具体的な事業・活動の目標を設定して、地域の人材養成や財源を確保する。
- C 具体的な事業・活動を実行することで、例えば複数の社会福祉法人による協働事業で地域の福祉課題・生活課題に取り組むことや、法人の建物・設備を利用して各種イベントの開催等の実施をする。
- D 都道府県・指定都市単位で社会福祉協議会が社会福祉関係者の合意形成やネットワーク強化の推進を図る。

⑤ 全国社会福祉施設経営者協議会

全国社会福祉施設経営者協議会が、平成23年7月1日発行の経営協7月号「社会福祉法人アクションプラン2015」で平成23年度から平成27年度の中期行動計画を公表している。

最初に、社会福祉法人を取り巻く環境を分析している。社会福祉基礎構造改革により、すべての国民が利用するにふさわしい、新しい時代の福祉サービスの仕組みの構築が推進され、社会福祉法人もその仕組みのなかでその存在意義が問われることになった。

社会福祉法人は、制度創設時の原点である福祉サービスを行政との協力・提携で実施し、利用者とは対等な関係で福祉サービスを提供し、制度の狭間のニーズに応える等での地域社会の活動により、信頼を得ることで存在意義があるという認識に立ち返る必要がある。

社会福祉法人が各種の助成や税の減免等の公的支援を受け、寄付やボランティア活動等の支援を受ける公共性の高い法人であることを自覚し、社会の信頼に応える経営の実践が必要である。

「アクションプラン2015」は社会福祉法人に求められる取り組み課題として次の4つを行動指針として提示している。

A 利用者に対する基本姿勢

人権の尊重、サービスの質の向上、社会・地域との関係の継続、生活・ケア環境の整備

B 社会に対する基本姿勢

地域福祉の推進, 公益的取り組みの推進, 説明責任の徹底, 行政との連携・協力の促進

C 福祉人材に対する基本姿勢

トータルな人材マネジメントの実現, 職員処遇の向上, 働きがいのある職場の実現, 職員育成の充実

D マネージメントにおける基本姿勢

コンプライアンスの徹底, 組織統治(ガバナンス)の確立, 財務基盤の安定化, 経営管理者の役割の遂行

このうち 2015 年までに成果を得る重点課題として, 下記の 4 つを取り上げている。また, 重点課題に即して, 特にその成果を社会に示していくべき7つの取り組みを設定している。

重 点 課 題	取 り 組 み
サービスの質の向上	・福祉サービス第三者評価または ISO9001 の認証等の外部評価の受審促進 ・苦情解決第三者委員の設置促進
公益的取り組みの推進	・「一法人一実践」活動の取り組み促進 ・低所得者への積極的な対応
トータルな人材マネジメントの実現	・職員処遇の向上 ・職員育成に充実
組織統治(ガバナンス)の確立	・法人各機関の機能強化(理事会, 監事, 法人本部機能の強化, 評議員会の設置促進及び機能強化)

(3) 社会福祉法人等に対する広島県の指導監査

① 担当部門と指導監査業務の流れ

広島県の健康福祉局の組織の中で, 社会福祉法人等に対する指導監査を実施しているのが地域福祉課である。

広島県の指導監査業務の流れは下記のとおりである。

事前に指導監査方針・指導監査体制・実施計画等を検討し, 各法人に実施方針・監査調書の提出を通知し, その後所定の法人(抜き打ちを含む)への監査実施となる。

指導監査は理事長、関係理事及び監事の立会のもと、ヒヤリング等所定の手続きが実施される。結果については当日講評が実施され、後日監査結果通知が法人に送付される。その際、文書指摘がある場合は、改善報告書の作成が求められる。監査結果及び改善報告書については広島県のホームページに公表される。

② 社会福祉法人等への指導監査

社会福祉法人は社会福祉事業を行うために設立され、その事業は「非営利」及び「高い公共性」の性格を有するため税制上の優遇措置、施設・整備の補助金、運営経費に対する補助金等多額の税金が投入されている。

しかし、平成10年以降の社会福祉基礎構造改革により、社会福祉法人の経営環境は変化し従来の施設管理から法人経営への転換となった。

その結果、高齢者福祉の分野等一部では民間参入が進んでいるが、現在の福祉課題・生活課題（子育て、障害者、高齢者等）に対しては各地域で豊富な経験やノウハウを持つ社会福祉法人の支援・協力が必要である。

そのため、社会福祉法人が本来有すべき「非営利」及び「高い公共性」の再認識の徹底を含め、法人経営が適正に運営され、地域での福祉ニーズに対応しているか等について指導監査を実施している。

平成24年度の社会福祉法人等への指導監査実施方針における重点事項は下記のとおりである。

A 適正な法人運営と経営機能の強化

- ・ 定款への準拠性
- ・ 規程に基づく適正な運営
- ・ 役員等の適切な選任、理事会等への出席状況、適切な報酬や費用弁償
- ・ 理事会や評議委員会の要審議事項の審議決定、議事録の作成保存
- ・ 監事2名による事業と監査の分担とその人的要件、適正な監査の実施
- ・ 適正な資産管理の実施
- ・ その他

B 適正な事務, 会計処理の確保 ・ 職務権限が規程等で明確にされ内部統制・牽制体制が確保されていること ・ 法人運営上の事務処理に関する文書等の整備・保存 ・ 適正な事務や会計処理を実施できる職員体制の確保 ・ 担当業務の明確化と不適当な兼任関係の排除 ・ 経理規程等に基づく会計処理の実施と会計報告書の作成保存 ・ 就業規則等による給与計算の実施と支給及び勤務関係資料との合致 ・ 労働基準法等に基づく職員の採用・昇給・昇格等の実施 ・ 適正な賃金水準の確保 ・ 契約行為の適正な実施 ・ 法人運営に際して, 自己評価以外に第三者による事業評価や外部監査等を積極的に利用すること ・ その他
C 情報公開の推進 法人運営の透明性を高めるため, 法人の業務・財務・役員等について会報・所内掲示・インターネット等での情報の公表
D 公益的取り組みの推進 地域の福祉サービスに関する要望や防犯・防災等生活全般にかかる相談・要望等に対して法人として多様な関係機関との連携や地域の関係者との協働による解決等公益的な取り組みを積極的に実施

その他社会福祉事業(施設)に関する重点事項がある。

③ 社会福祉法人の不正事件後の対応について

最近, 広島県内で連続して発生している社会福祉法人の不正事件は, 県民の信頼を著しく損ねており, これに対して地域福祉課は注意を喚起する通知を関係者に送付したり, 下記の項目等について今後の対応等を実施している。

- ・ 社会福祉法人に対する指導監査の一層の重点化・強化
- ・ 外部監査制度, 第三者評価機関等の導入の検討
- ・ 評議員会の設置促進
- ・ 社会福祉法人の監事等研修会の開催

不正事件を受けて社会福祉法人の業務執行等を監査する監事に対する研修や指導監督を担う市町職員に対する研修が実施されている。

監事に対しては下記の取り組みを依頼している。

- A 各年度の「社会福祉法人等指導監査実施方針」に掲げる重点事項を中心とした監査の実施
- B 広島県で作成している「社会福祉法人監事監査マニュアル」等を参考にして体系的な監査の実施。
- C 年間監査スケジュールの事例を示し、決算監査以外に期中の定期監査の実施(3か月単位)と監査結果を理事会に報告する等監査の充実

また、社会福祉法人に対する指導監査基準や運営指導等の標準化を推進中である。

法人運営上、法令・定款・関係規程等への違反や不適正な運営と認める場合、社会福祉法第56条に基づく改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等の行政処分の実施等、早期に適切な改善措置を実施する方針である。

地域主権改革に係る第二次一括法により、社会福祉法の改正があり、平成25年4月より広島県が所轄する社会福祉法人の一部が市に移譲される予定である。今後は各市町において指導監督を実施することになり、その対応が必要である。

外部監査については、法人の事業規模から資産額(100億円以上)もしくは負債額(10億円以上)又は収支決算額(10億円以上)に一定の基準を設定して監査対象としているが、強制規定でなく外部監査制度の活用を規定しているにすぎない。

第5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

包括外部監査人は、健康福祉局の所掌である次の3つの基金に係る事業について監査を実施した。

- ・ 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金
(障害者自立支援基盤整備事業)
- ・ 広島県介護職員処遇改善等基金補助金
- ・ 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

各事業は、制度の目的・趣旨を異にするので、監査を通じて感じる点を述べ、広島県の業務が改善されることを期待する。

1 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)

(1) 補助金支出の効果測定

各事業所の計画については、計画通り実現させることができれば、利用者(障害者)の工賃増加につながると見込まれる。ただし、長期的な視点での効果測定が必要である。

① 工賃の増加

監査の結果で述べているとおり、平成21年度に補助金の交付を受けた(福)爽裕会では、工賃の増加は実現していない。

平成23年度に補助金の交付を受けた(福)優輝福祉会は、監査日現在(平成24年7月24日及び25日)、生産活動が軌道に乗っておらず、工賃の増加が図られているか否かについては不明である。

(福)清風会も、平成23年度に補助金の交付を受けており、生産性の増加が認められるが、工賃増加の実績については不明である。

工賃の増加が実現していない場合には、補助金支出の効果があつたとは認められないので、広島県は、工賃の増加が実現しているか否かについて効果測定を行うべきである。

② 経営手法導入支援事業

広島県の要領によると、広島県が派遣する経営コンサルタントの訪問回数は、毎月1回～2回となっているが、実際の訪問回数は通算で3回～4回であり少ないと思われる。訪問は、設備設置が完了する前に終了している場合が多い。

また、派遣先事業所に関する経営分析結果、経営改善方策及び現地指導の内容について、その都度、書面により広島県に報告を行うとされているが、

最終的な書面が残されているだけであり、訪問の都度の報告書は提出されていない。このことは要領の規定に従って経営手法導入支援事業が執行されていないことを示している。

最終的な書面のみでは、訪問時にどのような指導が行われたかが把握できないので、経営コンサルタントに対して書面による提出を求めるべきである。さらに、現状では、補助金交付を受けるための形式的な経営指導であると指摘されても仕方がない。補助金の趣旨・目的は、障害者の工賃増加であるから、設備導入後、一定の期間(たとえば 5 年間定期的に)は経営分析及び経営指導を行うべきである。

③ 補助金の効果測定と補助金の返還

(福)爽裕会については、工賃増加につながっていないことから、真に必要とする者のために交付されているとはいえない。

(福)清風会及び(福)優輝福祉会については、平成 23 年度の設備導入であることから、現時点では真に必要とする者のために交付されていると認められるか否かは不明である。

今後の広島県による効果測定が必要であり、効果測定により工賃増加が実現していない、生産性が向上していないなどの事実が判明した場合には、補助金を返還させるなどの措置が必要であると思われる。

(2) 契約の適正性の確保～見積り～

(福)優輝福祉会が提出した整備計画協議書に添付されていた 3 者の見積書の写しにはいずれも月日が記載されていない。

この 3 者について、法人の登記内容が記載してある履歴事項全部証明書及び企業のホームページにより確認したところ、落札業者である三光電業(株)の代表取締役はB(有)の取締役を兼任しており、三光電業(株)は(株)Aの取引先であり、3 者は、何らかの関連性を有していると認められ、整備計画協議書に添付されている 3 者の見積書は、3 者に見積りをさせているという体裁を整えるための形式的な見積り合せに過ぎないと思われる。

多額の補助金交付を受けるのであるから、このような見積り合せについては、県が厳正に指導を行うべきである。

(3) 広島県による実地検査

実地監査を行った 3 事業所とも県による実地検査は行われていない。県の要綱・要領では必要とされてはいないが、実地検査が行われていないのは不適切であり、実地検査を実施するべきである。

(福)優輝福社会の設備については、納入メーカーにより機械に取り付けられたプレートに刻印されている製造年月が平成24年4月であったこと及び納入メーカーの担当者により作成された作業報告書に記載してある据付・試運転完了の日付が平成24年5月2日であったことから、補助金交付の条件のひとつである年度末である平成24年3月31日までの設置完了がなされていないことが判明している。

しかし、検査調書には、検査年月日は平成24年3月30日と記載されており、年度内の日付であり、また、機械設置完了前の日付となっている。このことから補助金交付の条件である平成24年3月31日までの設置完了とは認められず、虚偽の記載である。

このような事態が生じた原因は、広島県による実地検査が行われないことから事業所の設備設置完了に関する意識が低いことにあると思われる。補助金の内示は平成23年11月29日に行われており、年度末までの設置完了はスケジュール的に無理があったのではないだろうか。協議書提出から補助金の内示まで約半年、内示がなければ設備の導入に着手できないので設置完了までの期間は約3ヶ月である。この間に事業所は経営コンサルタントによる経営指導も受けなくてはならない。設備設置の完了は次年度でもよいとするなど期間の見直しが図られるべきである。

2 広島県介護職員処遇改善等基金補助金

(1) 補助金支出の効果測定について

① 広島県全体の事業効果の測定

事業が実施された平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間に於いて、交付金支給以上の賃金改善が実施されており、介護職員の 1 人当たり 15,000 円前後の改善効果となっている。

② サンキ・ウエルビー(株)

当社の場合、平成 21 年度は、旧コムスン事業の継承と給与体系の統一が今回の介護職員処遇改善事業と重なり、効果的な時機に実施できたと思われる。

事業の実施された平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間に於いて、介護職員 1 人当たり 15,000 円前後の改善効果となっている。

③ (福)優輝福祉会

事業の実施された平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間に於いて、介護職員 1 人当たり 15,000 円以上の改善効果となっている。

以上より、補助金による介護職員への処遇改善効果はあったと考えられる。

3 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

(1) 補助金支出の公平性の確保

補助金対象施設等の範囲については、広島県による判断基準が明確に示されておらず、事業者間に不公平を生じているので各施設ごとに述べ、公平な補助金支出をされるよう要望する。

① こぶしヶ丘学園

当施設は、厨房機器を本体工事に含めた上で、補助金の対象として申請を行っている。本体工事に含まれる根拠として、これらの厨房機器が、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されているという点を挙げている。しかし、この点については、以下のとおり問題があり、当施設の厨房機器に対する補助金の交付は不適正であると考ええる。

A 「施設に固定されるもの」における「固定」の取り扱いについて

広島県地域福祉課こども家庭課に対して、こぶしヶ丘学園における厨房機器の取り扱いについて、見解を求めたところ、県の回答は次のとおりであった。

耐震化整備事業の補助対象経費について

平成24年9月3日

〔 地域福祉課
こども家庭課 〕

児童養護施設「こぶしヶ丘学園」耐震化整備事業に係る広島県包括外部監査人からの質問に対して、次のとおり回答する。

- 平成17年度の国庫補助制度の改正により、社会福祉施設の設備整備のうち、「施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすもの」については、本体工事として、施設整備に統合された。
- このことについて、平成16年3月2日開催の厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料（福祉基盤課）において、次のとおり具体例が挙げられている。
 - ① 施設に固定されるもの
（例）厨房機器（大型回転釜、焼物器、大型冷蔵庫、作業台、湯沸器等）、壁面収納棚、非常通報装置、外部監視用ビデオカメラ、壁面用助木、感染症予防対策設備、姿勢矯正鏡、空缶プレス機、包装機、ビニールハウス、編集機、陶芸炉、大型遊具 等
 - ② 設置するために施設整備の設計に影響を及ぼすもの
（例）介護ベッド、洗濯機、脱水機、乾燥機、パソコン（構内LANと併せて整備されるものに限る）等情報処理機器、コンベアシステム 等
- 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領において、耐震化事業の対象経費として「施設の整備と一体的に整備されるものも含む。」とされ、上記と同一の内容である。
- 補助の範囲は、これら具体例を参考に、電源や給排水設備の要否を勘案して判断しており、この度の厨房について、補助対象として認めたものの判断について問題はない。

しかし、この点についての包括外部監査人の見解は次のとおりである。

平成16年3月2日厚生労働省社会・援護局関係主管課会議資料によっても、「ただし、これらの施設整備への統合の趣旨により個々に判断するものである。」とされている。

a 制度の趣旨

平成21年7月31日付け「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」（厚生労働省社会・援護局長）によると、当事業の目的として「地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化整備を図ることを目的とする。」と規定されている。

b 厨房機器の固定の程度・内容

厨房機器は、L字型の金具で機器と壁とを、機器と床とをネジで留めているというものである(各機器の固定の状況に関する写真参照)。

c 厨房機器の固定の程度・内容は、上記bのとおりであるが、これは、地震の際に、家具等が揺れによって転倒を防止する為の防止策と同じ程度・内容であって、これによって、機器と建物とが「一体のもの」であるとは言えない。厨房機器の多くは、移動可能であり、建物附属設備と一体のものではなく、器具備品と言われるものである。

したがって、厨房機器については、補助金の対象外であり、補助金を支給するとした県の決定は不適正であると考ええる。

B 判断基準の不明確さ

補助対象施設等に含まれるか否かの判断基準については、県の担当者に対して何度か確認を行ったが、確認を行う都度、その見解は異なったものになってきており、県の担当者自身は当初から明確な判断基準を有していなかったような印象を受けた。

当施設で行われたような不明瞭な補助金請求はあってはならない。どのような施設整備が施設整備として補助金対象に該当するのか、例示も含めて、基準の内容をできる限り明確にして補助金を利用しようとする社会福祉法人に提示がなされるべきであろう。

他方、県の担当職員間においても、基準の内容についての情報の共有化をしなければならない。そうでないと担当者によって、助言等の内容に差異が生ずることになるからである。それでは、行政事務処理において要請される明確であり、かつ統一的であること及び公平・平等であることが害されることになるからである。

＜施設と厨房機器の固定の状況＞

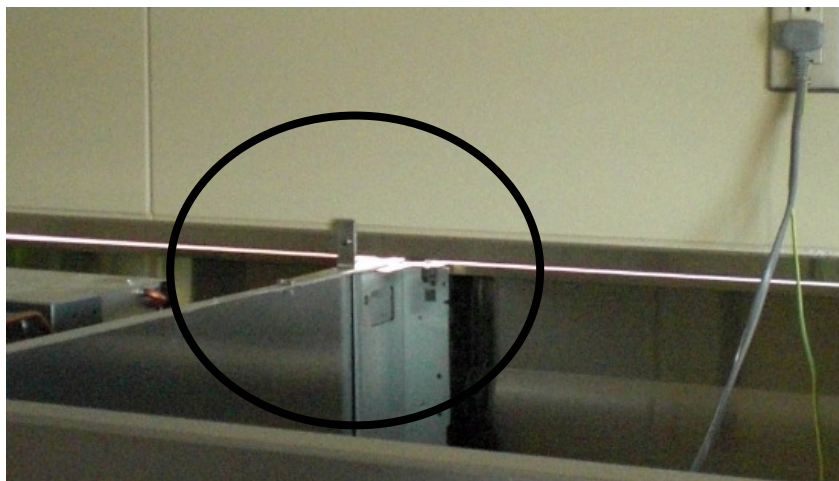
■ 冷凍冷蔵庫の固定の状況



■ キャビネットテーブルの固定の状況



■ パススルー冷蔵庫及び冷凍庫の固定の状況



■ 中棚付ワークテーブルの固定の状況



② 子鹿学園

広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金(以下「当補助金」という。)に関しては、広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱(以下「県交付要綱」という)において、対象事業として、一体で整備した施設等のうち、職員の宿舍の整備に要する費用のように補助の対象とならないものが定められている。この補助の対象にならない施設等の範囲については、県交付要綱以外に明確な明文規定等は設けられておらず、各担当者が、場合によっては国に直接確認する等して、個々に対応しているとのことであった。

事業を実施する事業者毎に補助の対象範囲が異なることは、当然のことであるがあってはならないことである。他の補助金においても、補助対象か否かの判断が不明確なものが存在することを考えると、補助事業の計画段階において、補助の対象範囲について、明文化した統一的な判断基準(個別の具体例を含む)を設けると共に、各担当者に対する集合研修を実施する等して補助対象の範囲に不均一が生じないような対策を講じる必要があると考える。

③ 子供の家三美園

建物新築工事について監理を行った業者の担当者の説明によれば、建物建築工事と造成工事の監理業務の比率は大概 7 対 3 であったということであるので、補助金の対象とされる施工監理業務費用の中に、3 割に相当する業務費用は対象外とされるべきであるのに、含まれていることになる。

当該施設に関しては、上記補助金対象業務の範囲の誤りによる補助金の影響は生じていなかったが、補助金の執行者である県としては、工事竣工後

の検査において、補助金の対象外工事部分が含まれていないか厳正に説明を受け検査されるべきである。

(2) 消費税等に係る仕入控除税額に関する報告について(全施設共通)

国の規定により、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の確定額について、県知事に対する報告が義務付けられている趣旨は、補助金の交付を受けて整備した施設等に係る課税仕入に係る消費税等について、国から還付を受け、または他の課税売上に係る消費税等から控除することによる、補助金の二重取りの効果を防止することにあると解されるが、県交付要綱には同じ内容の規定が設けられていなかった。

県交付要綱から国の規定と同じ内容の規定が欠落した原因は明らかではないが、限られた予算の中で実施する補助事業等について、より適正にその執行が図られるよう、国の定める交付要綱等の規定の内容を精査した上で、県の交付要綱等への反映が確実に行われるよう改善を図る必要がある。

(3) 広島県による実地検査

① 補助金対象施設の工事竣工後の検査において、補助金の対象外工事部分が含まれていないか厳正に検査を行うべきである。

② 工事費内訳の精査

こぶしヶ丘学園における厨房機器の価格について疑義があるので次に述べる。

当初、メーカーから設計会社に対する見積りは 10,500,000 円であったが、施工業者からこぶしヶ丘学園に対する納入価格は 5,000,000 円であり、メーカー見積りから半減している。メーカー変更を行ったとはいえ、建物本体価格が水増しされ、結果として補助金が過大に支給決定されたのではないかと疑念が残る。今後の補助金決定に際しては、実際の工事費内訳を精査していただきたい。

(4) 広島県による指導の必要性

事業を実施する事業者毎に補助の対象範囲が異なることは、当然のことであるがあつてはならないことである。他の補助金においても、補助対象か否かの判断が不明確なものが存在することを考えると、補助事業の計画段階において、補助の対象範囲について、明文化した統一的な判断基準(個別の具体例を含む)を設けると共に、各担当者に対する集合研修を実施する等して補助対象の範囲に不均一が生じないような対策を講じる必要があると考える。

4 社会福祉法人

(1) 社会福祉法人の課題や問題点と解決について

① 経営環境の変化の認識がない社会福祉法人への対応

各種の社会福祉法人に関する報告書は、新しい福祉経営の時代を指摘し、必要な取り組みを提案しているにもかかわらず、従来の延長での思考や旧態依然とした経営が多いことがわかる。

一部の地域では福祉サービスの提供が競争状態であるが、中山間地域や島しょ地域では特定の社会福祉法人による独占状態又は少数の社会福祉法人等による寡占状態で、経営環境の変化への認識が少ないと考えられる。

しかし、今後については、報告書にある各種の課題や問題点に真剣に取り組み、社会福祉法人の創設時の理念に立ち返り存在意義を再認識して、必要な行動をとる必要がある。

行政も同様に、県内の社会福祉法人に対して必要な啓蒙活動を継続して実施していく必要がある。

② 効果的な指導監査の実施

以下、効果的な指導監査業務のプロセスを提案したい。

- A 社会福祉法人の財務分析を事前に実施し、所定の基準以下の法人を指導監査対象として抽出する。その際、外部の専門家の支援が有効である。
- B 特に問題のある社会福祉法人については、特別チームを編成(外部の専門家の支援を含む)し、徹底的に対応する。
- C 指導監査の結果については原則外部公表とし、県民に福祉サービスを契約する際の判断や、地域における社会福祉法人の評価情報として提供する。
- D 第三者を交えた社会福祉法人の経営に関する専門部会を創設し、個別の問題に対処する。

指導監査に改善がみられない社会福祉等に対しては、専門部会の判断で行政処分等を実施する。

上記に関連して、会計監査では監査対象の経営環境等の分析からスタートし、考えられる監査上のリスクを想定して必要な監査手続を実施している。監査上のリスクは重要なものに限定しており、有限の監査資源(人員・時間・予算等)を重要性に応じて投入して効率的な監査を実施している。

広島県の指導監査担当部署でも、人的制約や予算上の制約等があっても

指導監査の質や効率を上げる必要があるため、不足している監査資源は、外部の専門家集団や関係機関との提携等により調達し、指導監査体制の確立を図る必要がある。

また、社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法の改正により、今後、一部法人が県から市町に移譲される予定である(平成25年4月から)。現在の指導監査の質が正確に移譲されるためには、市町の担当者の研修・教育と各種の支援等が必要である。

③ 社会福祉法人に対する外部評価の実践

利用者としての目線から、専門家等の外部者による評価が社会福祉法人に必要なになっている。

評価基準は、多様な視点で透明性を確保した方法で実施される必要がある。民間企業が生産する財やサービスの品質の証明として導入したISO9001等の外部評価を社会福祉法人が積極的に導入し、他社との差別化を図る戦略も有効である。

④ 社会福祉法人の人材育成

人材の問題は、職員管理や労務管理の問題として、社会福祉法人の重要な課題として認識されている。介護職員の低い処遇や高い退職率等が話題であるが、法人の中長期の視点からの人材育成・投資が必要である。

⑤ 指導監査に関する基準の整備と決算

会計監査では会計基準、監査基準以外に個別の会計処理基準が多数存在し、個別の会計処理をコントロールしている。これにより、投資家は決算書を通じて企業の比較や投資の意思決定が可能である。

一方、社会福祉法人には会計基準はあるが、監査については指導監査実施指針等で、個別の会計処理については通達等に大きく依存しており、明確な基準等はなく運用面の解釈等で統一されていないため、必要な基準整備が望ましい。

決算書は一定期間の法人の意思決定の結果であり、事業活動、事業損益等が示されている。

多くの経営者は、損益状況や財務安定性を重視していると思われるが、一部には過大に累積した剰余金の活用や、公益機関としての活動実績等が厳しく問われている。各種の優遇措置のもと、民間企業と同様の論理での経営や事業の遂行は認められず、存在意義を十分認識した経営が求められている。

(2) 社会福祉法人優輝福祉会

今回の監査で、社会福祉法人優輝福祉会を対象とした。補助金を中心とした監査であったが、組織・人材の観点から気付いた事項を報告する。

① 社会福祉法人の間接部門の要員の確保について

社会福祉法人を取り巻く環境の変化への対応の一つとして、管理部門の強化が求められている。行政や介護保険等への対応には、管理部門における専門家の養成が急務である。例えば、経理部門においても、内部統制上最低限必要な業務と人員があり、法人内での養成が必要である。

一般的に、特定の人に対する特定業務の全面依存は、大きいリスク(例 不正の温床)にもなることから、組織防衛や事業継続の観点から、余裕のある人員の確保と継続的な法人内教育の実施が必要である。また、社会福祉法人内のキャリアパス(※)として、間接業務の経験を制度として定着してもらいたい。

② 社会福祉法人の経理部門の体制強化について

社会福祉法人が広島県に提出した資料についても、監査や調査の有無にかかわらず、報告書記載金額の根拠となる資料の整備が必要となるが、一部の資料について整備されておらず、検証できなかった。

一般的に、社会福祉法人は公益事業中心のため、監査や税務調査等が実施されることが少なく、第三者に対する対応の準備体制が十分ではないと思われる。したがって、法人内での経理業務の重要性は高くないと思われるが、経営管理者に対する情報提供機能、外部関係者に対する経営内容公開等も要請をされており、また、新会計基準の導入予定もあることから、経理関係部門の今後の充実強化をお願いしたい。

(※) キャリアパス・・・企業内での昇進等を可能とする職務経歴

第6 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)

1 沿革及び概要等

(1) 沿革

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の円滑な実施を図るため、法施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援及び新法への円滑な移行の促進に対応するために、障害者自立支援対策臨時特例交付金が、平成18年度に国から交付された。

広島県では、国からの交付を受け、県及び市町が、障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図ることを目的とする事業並びに県が福祉及び介護に従事する人材を確保することを目的とする事業を実施するために必要な経費の財源に充てるため、広島県障害者自立支援特別対策事業基金を設置した。

平成23年度末で事業が終了する予定であったが、国の4次補正により基金の増し及び平成24年度末までの延長(一部事業のみ)が決定されたため、引き続き事業を実施し、新体系移行後のソフトランディング等を支援する。

「障害者自立支援法」のポイント



(2) 概要

補助金名称	広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)
制度の概要	障害者自立支援法への円滑な移行を行う必要があることから、設備基準等に適合させるための施設の改修、増築のほか、送迎用車両等の備品整備、就労継続支援事業所における工賃増加を図るための大規模生産設備整備等に要する経費を補助する。
制度の目的・趣旨	障害者自立支援法への移行等のための円滑な実施を図るため、設備基準等に対応する施設の改修、備品整備及び就労継続支援事業所における工賃増加を図るため大規模生産設備の整備を行う。
補助金を受ける要件	補助対象者 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等を行っている又は行う予定の社会福祉法人、NPO法人等の法人

(3) 障害者自立支援法

当補助金が創設されたもとなる障害者自立支援法について、施行前(旧体系という、以下同じ)と、施行後(新体系という、以下同じ)について述べる。

① 障害者自立支援法(平成 17 年成立)

A 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することである(第 1 条)。

B 都道府県の責務

- a 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供、その他の援助を行うこと(第 2 条 2 項一号)。
- b 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと(第 2 条 2 項二号)。

- c 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものを行うこと(第2条2項三号)。
- d 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと(第2条2項四号)。

C 体制の確保

国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない(第2条4項)。

② 旧体系

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、充実が図られていたが、次のような問題点が指摘されていた。

- A 身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む)といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと。
- B サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない(地方自治体間の格差が大きい)こと。
- C 支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること。

※ ノーマライゼーション

障害のある人もない人も互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念(厚生労働省HPより)

※ 支援費制度

平成15年にスタートしたもので、利用者(障害のある人)がサービスを選択し、契約により障害者福祉サービスを利用する制度。事業者が支援費を市町村に請求し、利用者は負担額を事業者に支払う(厚生労働省HPより)

③ 新体系(平成18年スタート)

障害者自立支援法は、こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図り障害のある人々の自立を支えるために制定されたものであり、具体的な内容は次に掲げるとおりである。

- A 障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む))にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- B 障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- C サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- D 福祉の分野と雇用の分野の連携による就労支援の抜本的な強化
- E 支給決定の仕組みを透明化、明確化

※ 新体系の特徴

- ・ サービスの利用量にかかわらず所得に応じて負担額を決める仕組みから利用者の負担をサービスの利用量や所得に応じたものにする。
- ・ 障害者の就労は限られているので、利用者がサービス利用料を負担し、より自立した生活を営むことができるよう、「工賃倍増計画」に基づく障害者の就労支援を図ること。

(4) 大規模生産設備事業の内容

① 就労支援の類型

A 就労移行支援(障害者自立支援法第5条14項)

就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

B 就労継続支援(障害者自立支援法第5条15項)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、そ

の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

a 就労継続支援A型

(障害者自立支援法施行規則第6条の10第1号)

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

b 就労継続支援B型

(障害者自立支援法施行規則第6条の10第2号)

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

c 生活介護(障害者自立支援法第5条6項)

常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

② 就労継続支援における賃金及び工賃(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 平成 18.9.29 厚生労働省令第174号)

A 就労継続支援A型(第7章)

a 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない(第80条2項)。

b 就労継続支援A型事業者は、工賃の水準を高めるよう努めなければならない(第80条3項)。

c 雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならない(第80条4項)。

B 就労継続支援B型(第8章)

- a 就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない(第87条1項)。
- b 利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならない(第87条2項)。
- c 就労継続支援B型事業者は、工賃の水準を高めるよう努めなければならない(第87条3項)。
- d 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない(第87条4項)。

③ 平成23年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の執行状況について

A 大規模生産設備に対する補助の条件

- a 広島県工賃ステップアップ計画の実現に向けた「経営手法導入支援事業」を活用する就労継続支援事業所において、工賃引き上げを図るための大規模な生産設備を整備する費用につき、補助対象とする。
- b 平成23年度中に設置が完了する生産設備につき、補助対象とする。
- c 設備の設置により発生が見込まれる消耗品の購入に要する費用は補助対象外とする。
- d 補助基準額は、1事業所当たり80,000千円以内とする。
- e 既存の他の国庫補助制度で対象としている事業及び民間助成金の交付を受ける事業については、補助対象外とする。

モデル実施		工賃倍増5か年計画(19年度～23年度)					工賃向上計画(24～26年度)		
18年度	予 算	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
—	工賃水準スレッ プアップ事業実 施	工賃倍増計画 の各地域への 事例を基に、他 域へのノウハウ を提供	先進事例の収 集を図り、広く 公表する等の実 情提供を实 施	各都道府県の 工賃実態等の 把握	①工賃引き上げの一環と して事業の見直し等を 行う事業所が多数所在 する都道府県に對する 後押し支援 ②福祉施設の受注確保 に向けた取組強化	①工賃引き上げの一環と して事業の見直し等を 行う事業所が多数所在 する都道府県に對する 後押し支援 ②福祉施設の受注確保 に向けた取組強化	4億円	25年度	26年度
国	〔授産施設に経 営コンサルタントを派遣し、 経営改善を図 るモデル事業〕	円卓会議等 の場を活用し、 障害者に対 する企業から の仕事の発 注を奨励する 仕組みを紹 介するととも に、工賃倍増 計画の内容 における助言 を行う	①コンサルタントによる施設 経営支援 ②事業所職員 職場実習コー ディネーター 配置及び受 入企業の開 拓 ③説明会等の 実施による施 設職員等の 意識改革 ④障害者就労 に理解を示す 企業のPR	利用者の一 般就労に向け た職業能力向 上のための職 業指導員等 の研修を実施 (新規)	基本事業(1/2) ①コンサルタントに よる施設経営支援 ②生産活動への企 業的手法への導 入のための職員 研修等 特別事業(10/10) ①福祉施設の受注 確保に向けた取組 の一環として、「共 同受注窓口組織」 整備事業を実施 (実績:6道府県) ②未着手事業所に 對する意識啓発、 工賃向上計画骨 子作成研修実施	基本事業(1/2) ①コンサルタントに よる施設経営支援 ②生産活動への企 業的手法への導 入のための職員 研修等 特別事業(10/10) ①福祉施設の受注 確保に向けた取組 の一環として、「共 同受注窓口組織」 整備事業を実施 (実績:6道府県) ②未着手事業所に 對する意識啓発、 工賃向上計画骨 子作成研修実施	工賃向上計画については、各都道府県のこれま での取組の検証を踏まえた見直しを行った上で、 経営改善や商品開発、市場開拓など、工賃引き 上げに資する就労継続支援B型事業所等に対す る安定的な仕事の確保に向けた取組を支援する 1 基本事業(補助率 1/2) ① 経営力育成・強化 工賃向上計画の策定及び管理者の意識 向上を図る 【新たに追加】 ② 技術向上 専門家(例:農業等)による技術指導や 経営指導のアドバイス等を行う【新たに追加】 ③ 経営コンサルタント派遣による、個別 事業所の工賃引き上げの推進 【継続】 ④ 事業所職員の人材育成に関する経費 【継続】 ・ 事業所職員の人材育成(スキルアップ、 経営ノウハウの向上)のための研修 ・ インターネットを活用した情報提供 (研修用資料、データ)に関する経費 2 特別事業(補助率 10/10) ① 共同化推進 共同受注窓口を継続できる体制の確立 を図る 【継続・拡大】 ② 工賃引き上げに積極的な事業所による 好事例の紹介、説明会の実施 【継続】 ③ 事業者の経営意識の向上(未着手事業所 への説明会) 【継続】		
							工賃向上計画については、各都道府県のこれま での取組の検証を踏まえた見直しを行った上で、 経営改善や商品開発、市場開拓など、工賃引き 上げに資する就労継続支援B型事業所等に対す る安定的な仕事の確保に向けた取組を支援する 1 基本事業(補助率 1/2) ① 経営力育成・強化 工賃向上計画の策定及び管理者の意識 向上を図る 【新たに追加】 ② 技術向上 専門家(例:農業等)による技術指導や 経営指導のアドバイス等を行う【新たに追加】 ③ 経営コンサルタント派遣による、個別 事業所の工賃引き上げの推進 【継続】 ④ 事業所職員の人材育成に関する経費 【継続】 ・ 事業所職員の人材育成(スキルアップ、 経営ノウハウの向上)のための研修 ・ インターネットを活用した情報提供 (研修用資料、データ)に関する経費 2 特別事業(補助率 10/10) ① 共同化推進 共同受注窓口を継続できる体制の確立 を図る 【継続・拡大】 ② 工賃引き上げに積極的な事業所による 好事例の紹介、説明会の実施 【継続】 ③ 事業者の経営意識の向上(未着手事業所 への説明会) 【継続】		

(5) 大規模生産設備事業を選定した理由

平成 23 年度末までに実施する障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業は項目により分類すると次の 4 種類であり、事業は 29 種類である（東日本大震災に係る障害福祉サービス等の復興を図る措置を除く）。

(単位: 千円)

項 目	H23 当初	割 合
A 事業者に対する運営の安定化等を図る措置(7 事業)	766,429	25.1%
B 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置(15 事業)	829,361	27.2%
C 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置(6 事業)	174,282	5.7%
D 福祉・介護人材の処遇改善事業(1 事業)	1,279,795	42.0%
総 事 業 費	3,049,867	100.0%

これらの項目のうち、A 事業者に対する運営の安定化等を図る措置については、日額方式の導入に伴う事業者の収入減に対する助成が 400,343,000 円であり、費用の 52.2%を占めている。この助成金は広島県から国保連等にまとめて支払われているため、明細は不明である。

また、C 福祉・介護人材の処遇改善事業については、介護職員等の処遇改善を図るために、介護職員等の処遇改善に取り組む事業者に対する助成であり、広島県から国保連等にまとめて支払われているため、明細は不明である。

B 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置の事業は、15 種類と多岐にわたっている。そのうち、障害者自立支援基盤整備事業への助成は、484,243,000 円であり、費用の 58.3%を占めている。この事業は、既存施設が新体系移行するに際して必要となる改修費等への助成(施設の定員により一律の金額を助成:24 施設, 195,720,000 円(交付決定額))、事務所の開設支援を行う開設準備経費のほか、就労継続支援事業者に対する大規模な生産設備の整備を推進するための助成(上限 80,000,000 円:6 施設, 268,727,000 円(交付決定額))に分かれている。この補助金の交付金額総額は、平成 23 年度 268,727,000 円、平成 22 年度 78,915,000 円、平成 21 年度 161,198,000 円である。

就労支援が新法の大きな柱のひとつであること、補助金額が 80,000,000 円以内と大きいことから、就労継続支援事業所において、工賃引き上げを図るための大規模な生産設備の整備に要する経費に対する補助金に焦点を当て監査を行うこととした。

2 社会福祉法人 爽裕会 個別報告書

(1) 監査の対象

平成 21 年度広島県障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)に対する補助金の執行状況について

(2) 施設概要

① 施設の名称

障害者支援事業所 松賀苑

② 所在地

広島県東広島市西条町御薊宇 5894 番地 1

③ 施設の種類

障害者支援事業所及び福祉ホーム

④ 設置主体

社会福祉法人 爽裕会

⑤ 入所定員

就労移行支援	10 名
就労継続支援事業B型	30 名
生活介護	8 名
福祉ホーム	10 名

⑥ 補助金の対象

印刷機械一式(カラーオンデマンドパブリッシングシステム)

(3) 受取補助金

平成 21 年度 17,220,000 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・ 平成 21 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)整備計画協議書
- ・ 平成 21 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金交付申請書

- ・平成21年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金実績報告書
- ・大規模生産設備整備(以下、事業という)に関する評議員会、理事会議事録
- ・施工事業者決定に関する入札関係資料
- ・事業に関する会計記録
- ・事業に関する販売契約書及び支払い関係資料
- ・事業に関する見積書、納品書及び請求書
- ・事業に関する作業報告書
- ・事業に関する検収調書
- ・消費税及び地方消費税の確定申告書及び添付書類

② 監査の実施状況

平成24年9月24日、社会福祉法人 爽裕会に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成21年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

障害者支援事業所 松賀苑に関する広島県障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)に対する補助金の執行状況等について、以下の指摘事項について改善の必要がある。

① 大規模生産設備補助金確定までの経緯

日 付	内 容
平成21年10月13日	平成21年度広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(県分)の協議等(通知)
平成21年11月11日	整備計画協議書 爽裕会より東広島市役所に提出 【添付書類】 協議額総括表、整備計画理由書、整備協議額内訳書、見積書(3者)の写し
平成21年11月20日	上記整備計画協議書が東広島市役所を經由して県に提出される。

平成 21 年 12 月 22 日	平成 21 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の内示(通知) 施設の種別及び名称： 障害福祉サービス 事業所「松賀苑」 整備区分： 大規模生産設備整備 補助基本額等 <table border="1"> <tr> <th>品 目 等</th><th>印刷機械一式</th></tr> <tr> <td>対象経費の実支出(予定)額</td><td>17,325,000 円</td></tr> <tr> <td>補助基準額</td><td>100,000,000 円</td></tr> <tr> <td>補助基本額</td><td>17,325,000 円</td></tr> <tr> <td>補助予定額</td><td>17,325,000 円</td></tr> </table>	品 目 等	印刷機械一式	対象経費の実支出(予定)額	17,325,000 円	補助基準額	100,000,000 円	補助基本額	17,325,000 円	補助予定額	17,325,000 円
品 目 等	印刷機械一式										
対象経費の実支出(予定)額	17,325,000 円										
補助基準額	100,000,000 円										
補助基本額	17,325,000 円										
補助予定額	17,325,000 円										
平成 22 年 3 月 30 日	補助金交付決定 交付金額 17,220,000 円										
平成 22 年 4 月 2 日	補助金実績報告書 爽裕会より提出 【添付書類】 補助金実績報告書, 整備実績額内訳書, 物品 売買契約書の写し, 納品書の写し, 検収調書の 写し, 工程写真の写し										
平成 22 年 4 月 20 日	補助金額確定 確定額 17,220,000 円										
平成 22 年 4 月 30 日	補 助 金 社会福祉法人爽裕会の口座に入金										
平成 22 年 4 月 30 日	請負業者へ機器代金 17,220,000 円支払										

② 申請時の見積書

申請時の提出書類に 3 者の見積書の写しが添付されているが、見積書には、いずれも業者により年月日が記載されている。

③ 経営手法導入支援事業

(福)爽裕会は、平成 21 年度において経営手法導入支援を受けている。経営手法導入支援事業の要領及び実施状況は、次のとおりである。

A 経営手法導入支援事業の要領

経営分析	経営コンサルタントを障害者就労支援事業所(以下「事業所」という。)へ派遣し、専門的見地からの経営分析により授産活動の見直しを支援する。
経営改善方策の提言	派遣先の事業所が工賃引上げを図るために行う販路拡大、新たな製品開発及び大規模な生産設備整備等に関する経営的な分析を行う。
派遣先事業所での現地指導	派遣先事業所が経営分析結果を理解し、経営改善方策を実行に移すことを支援するため、現地における指導を行う。
派遣回数	経営コンサルタントを毎月1回～2回現地に派遣し、指導等を行う。
現地指導内容等の報告	広島県が事業所に派遣する経営コンサルタントは、派遣先事業所に関する経営分析結果、経営改善方策及び現地指導の内容について、その都度書面により広島県に報告を行う。

B 経営手法導入支援事業の実施状況

- a 経営コンサルタントの訪問回数について爽裕会の担当者に尋ねたところ、1回であったとの回答を得た(県の担当者から入手した資料によると3回であった)。
- b 広島県に対する報告について、県の担当者に確認したところ、初回のみ書面で報告を受けているが、あとはメールのほか、電話、対面によるやりとりであり、その都度の書面は残っていないとのことであった。
- c 最終的な書面には、経営理念、事業コンセプト、内部環境、外部環境及び成長の方向性等に関する事項がまとめて記載されている。また、平成20年度、21年度及び22年度の3年間の収支計画表が添付されている。人件費については、印刷部門の工賃金額は、各年度ともに記載されていない。

④ 設置・据付の状況

- A 機器設置は、平成 22 年 2 月 9 日(火)に実施している。
- B 設置据付作業の施工写真について撮影日を確認したところ、上記設置日である事実を確認した。
- C 工場内において機器の現物確認を行ったところ、設置機器は当該補助金対象の機器であることが確認された。なお、同施設が物品管理を行う機器ごとに貼付しているシールの貼付はなされていなかった。

⑤ 広島県職員の検査

当補助金 17,220,000 円に対する広島県の実地検査は行われていない。

⑥ 賃金等

広島県障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)は、障害者自立支援法の施行に伴う「工賃倍増計画」に基づいて執行されたものである。当事業所は、就労継続支援事業B型であり、就労支援事業は、印刷事業、委託作業及び菜園作業の3分野である。平成21年度に導入された大規模生産設備は印刷機械一式であるので、印刷事業に関する工賃につき監査を行った。その結果は、次のとおりである。

工賃支給規程	工賃支給要綱(平成 20 年 7 月 1 日改正)によれば、 第 5 条(基本) 基本給＝1 時間当たり 70 円×1 ヶ月操作業時間数 現在も同額であり、単価は増加していない。
工賃実績報告	広島県への工賃(賃金)実績報告については、毎年行 われている。支払対象者(延)と工賃年額から平均月工 賃額を報告し、目標工賃も記入している。 それによれば、表のとおり、 平成 21 年度 17,432 円 平成 22 年度 17,495 円 平成 23 年度 16,261 円 と減少している。 来期目標も、 平成 21 年度 18,614 円 平成 22 年度 17,600 円 平成 23 年度 17,600 円 と伸びていない。

工賃評価表	工賃は、工賃評価表の単価×時間数で支給される(別に特殊手当の支給を受ける者は全体で2名いる)。 工賃評価点数を、平成22年3月、平成23年3月、平成24年3月及び平成24年8月と比較してみると、習熟度向上により増加した者もいるが、逆に減少した者が4名いた。評価点数が低下すれば、工賃は減少することになる。												
給与実額の比較	① 障害者の工賃の状況 平成21年1月から平成23年12月まで在籍した者8人の支給総額は、下表のとおりであり、平成21年の1,272,994円に比し、平成23年は1,208,007円に減少している。 <table><tr><td> 年 </td><td>平成21年</td><td>平成22年</td><td>平成23年</td></tr><tr><td>8人分の 総支給額</td><td>1,272,994円</td><td>1,123,467円</td><td>1,208,007円</td></tr><tr><td>比 率</td><td>100%</td><td>88.25%</td><td>94.89%</td></tr></table>	年	平成21年	平成22年	平成23年	8人分の 総支給額	1,272,994円	1,123,467円	1,208,007円	比 率	100%	88.25%	94.89%
	年	平成21年	平成22年	平成23年									
	8人分の 総支給額	1,272,994円	1,123,467円	1,208,007円									
	比 率	100%	88.25%	94.89%									
	② 印刷業務に従事する職員(職業指導員)の給与の状況 平成21年1月から平成23年12月まで勤務していた3名の給与額は、下表のとおりであり、平成21年に比し、平成23年は800,105円(3名分)増加している。 <table><tr><td> 年 </td><td>平成21年</td><td>平成22年</td><td>平成23年</td></tr><tr><td>3人分の 総支給額</td><td>8,405,068円</td><td>9,179,382円</td><td>9,205,173円</td></tr><tr><td>比 率</td><td>100%</td><td>109.21%</td><td>109.52%</td></tr></table>	年	平成21年	平成22年	平成23年	3人分の 総支給額	8,405,068円	9,179,382円	9,205,173円	比 率	100%	109.21%	109.52%
年	平成21年	平成22年	平成23年										
3人分の 総支給額	8,405,068円	9,179,382円	9,205,173円										
比 率	100%	109.21%	109.52%										
③ 事務長、サービス管理責任者の計2人分の給与の状況 平成21年1月から平成23年12月まで勤務した2名の給与額は、下表のとおりであり、平成23年は、平成21年に比し791,260円(2名分)増加している。 <table><tr><td> 年 </td><td>平成21年</td><td>平成22年</td><td>平成23年</td></tr><tr><td>2人分の 総支給額</td><td>8,272,218円</td><td>8,836,910円</td><td>9,063,448円</td></tr><tr><td>比 率</td><td>100%</td><td>106.83%</td><td>109.56%</td></tr></table>	年	平成21年	平成22年	平成23年	2人分の 総支給額	8,272,218円	8,836,910円	9,063,448円	比 率	100%	106.83%	109.56%	
年	平成21年	平成22年	平成23年										
2人分の 総支給額	8,272,218円	8,836,910円	9,063,448円										
比 率	100%	106.83%	109.56%										

⑦ 消費税及び地方消費税の申告書

補助金を原資として生産設備を取得し、消費税の還付を受けている場合は、還付金相当額を広島県に返還させるべきであるが、当社会福祉法人は簡易課税制度を選択しており、消費税の還付を受けていないので、問題は認められない。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 大規模生産設備導入の効果

印刷機械一式(カラーオンデマンドパブリッシングシステム)を導入したことにより、カラー印刷が効率よく実施できるようになったが、2年経過した現在も売上高は伸びず、飛躍的な導入の効果は見られない。

導入効果を上げるためには、営業力を強化し、より積極的な受注活動を行う必要がある。

② 作業者の工賃

平成20年改正の工賃支給要綱によると、基本給は、1時間当たり70円×1ヶ月操作作業時間数となっており、平成24年9月24日の監査日現在も同額であり、単価は増加していない。そのため、整備計画理由書に掲げる平成24年度における75パーセント向上は達成されていない。前述の監査結果によると、大型生産設備を導入したものの、障害者の工賃は、増加するどころか減少している。

それに比し、印刷業務に従事する職員(職業指導員)3名の給与、事務長及びサービス管理責任者2名の給与は、平成21年度の総支給額に対して平成22年度及び23年度ともに増加している。

工賃に関しては、当補助金は有用なものであったとは認められない。

また、利用者(障害者)の昼食代について、1食230円(650円から補助額420円を差し引いた金額)が調整手当として工賃に加算され(たとえば、工賃が月額12,000円であり20日通所した場合昼食代の4,600円が加算され16,600円となる)、その昼食代が差し引かれて工賃が支給される形がとられているため、昼食代分が工賃に加算されていることになる。この昼食代は、本来、工賃ではなく、税務上も福利厚生費として計上されるべき性格のものである。

障害者自立支援法の目的に沿うよう工賃の基本給を見直し、増額すべきである。

③ 経営手法導入支援事業の効果測定

経営分析結果に営業力の不足及び利用者(障害者)の技術不足等が、問題点として挙げられている。昨今の経済情勢や利用者の状況から、改善は困難な状況であるが、このような状況下でも、経営計画の見直し及び改善を図るべきである。

広島県は、大規模生産設備導入後、経営計画に基づく工賃の増加が実現しているか否かの効果測定を実施していないので、経営指導を行うだけでなく、効果の測定方法を策定し、実施すべきである。

④ 広島県による実地検査

大規模生産設備設置(事業)が完了した時点において、広島県の実地検査は行われていない。指定された年度内に事業が完了したことを確認するために、広島県による実地検査が行われるべきである。

3 社会福祉法人 優輝福祉会 個別報告書

(1) 監査の対象

平成 23 年度広島県障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)に対する補助金の執行状況について

(2) 施設概要

① 施設の名称

社会福祉法人 優輝福祉会 (法人本部)
「みず幸場」水充填ライン設備

② 所在地

広島県庄原市総領町中領家 476 番地

③ 施設の種類

特別養護老人ホーム, 老人短期入所事業, 老人デイサービス事業, 老人居宅介護等事業, 老人介護支援センター及び障害福祉サービス事業

④ 入所定員

特別養護老人ホーム	50 名
老人短期入所事業	8 名
老人デイサービス事業	20 名
老人居宅介護等事業	
老人介護支援センター	
障害福祉サービス事業	

(3) 受取補助金

80,000,000 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・ 平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)整備計画協議書
- ・ 平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金交付申請書

- ・平成23年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金実績報告書
- ・大規模生産設備整備(以下、事業という)に関する理事会議事録
- ・施工事業者決定に関する入札関係資料
- ・事業に関する会計記録及び平成23年度決算書
- ・事業に関する請負契約書及び支払い関係資料
- ・事業に関する作業終了報告書
- ・事業に関する検査調書

② 監査の実施状況

平成24年7月24日及び25日に社会福祉法人 優輝福祉会(法人本部)に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成23年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

監査の対象とした大規模生産設備の名称:水充填ライン設備の整備

① 大規模生産設備補助金確定までの経緯

日 付	内 容
平成23年4月	平成23年度広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(県分)の協議等(通知)
平成23年4月30日	整備計画協議書 優輝福祉会より庄原市役所に提出 【添付書類】 協議額総括表, 整備計画理由書, 整備協議額内訳書及び見積書(3者)の写し
平成23年6月10日	整備計画協議書 庄原市役所を経由して県に提出

平成 23 年 11 月 29 日	平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の内示(通知) 施設の種別及び名称 : 就労継続支援B型 「障害者多機能型 事業所みとう温泉」 整備区分 : 大規模生産設備整備 補助基本額等 <table border="1"> <tr> <th>品 目 等</th><th>水充填ライン 設備一式</th></tr> <tr> <td>対象経費の実支出(予定)額</td><td>103,267,500 円</td></tr> <tr> <td>補助基準額</td><td>80,000,000 円</td></tr> <tr> <td>補助基本額</td><td>80,000,000 円</td></tr> <tr> <td>補助予定額</td><td>80,000,000 円</td></tr> </table>	品 目 等	水充填ライン 設備一式	対象経費の実支出(予定)額	103,267,500 円	補助基準額	80,000,000 円	補助基本額	80,000,000 円	補助予定額	80,000,000 円
品 目 等	水充填ライン 設備一式										
対象経費の実支出(予定)額	103,267,500 円										
補助基準額	80,000,000 円										
補助基本額	80,000,000 円										
補助予定額	80,000,000 円										
平成 24 年 3 月 29 日	補助金交付決定 交付金額 80,000,000 円										
平成 24 年 4 月 9 日	補助金実績報告書 優輝福祉会より提出 【添付書類】 補助金実績報告書, 整備実績額内訳書, 請負 契約書の写し, 納品書の写し, 検査調書の写 し, 写真の写し及び請求書の写し										
平成 24 年 4 月 27 日	補助金額確定 確定額 80,000,000 円										
平成 24 年 5 月 18 日	補 助 金 (福)優輝福祉会の口座に入金										
平成 24 年 5 月 25 日	請負業者へ設備代金 93,450,000 円支払										

② 協議時の見積書等

- A 協議時の提出書類には, 落札業者である三光電業(株), 相見積り先の(株) A, B(有)3 者発行の見積書の写しが添付されているが, 見積書には, いずれも月日が記載されていない。県の担当者に月日の記載がないことについて質問したところ, 再度使えるようにするため空欄となっている旨の説明を受けたが, 見積り業者が日付を入れて見積書を発行するべきである。

- B 三光電業(株)の見積書の備考欄に「見積仕様書 ID〇〇〇〇(番号記載)(2011年5月20日)」と記載されている。この見積書は、県の担当者に質問したところによると、平成23年4月30日に市役所に提出された書類に添付されているはずであることから、市役所に提出されたのは平成23年5月20日以降である可能性がある。
- C 三光電業(株)の代表取締役は、B(有)の取締役を兼任している。
- D 三光電業(株)の見積書とB(有)の見積書はフォントと金額(差額 1,400,000円)が異なるのみであり、レイアウトが一致している。
- E 三光電業(株)は、(株)Aの取引先である。
- F 協議時の設備レイアウト図における客先名の欄には(福)優輝福祉会ではなく、別の社会福祉法人の名称が記載されている。
- G 当該設備整備に関する稟議書あるいは議事録の提示を依頼したところ、平成23年8月4日開催の理事会議事録に、申請書を提出した旨の報告が記載されているのみであった。

③ 経営手法導入支援事業

(福)優輝福祉会は、平成23年度において経営手法導入支援を受けている。この支援事業の要領は、次のとおりである。

A 経営手法導入支援事業の要領

経営分析	経営コンサルタントを障害者就労支援事業所（以下「事業所」という）へ派遣し、専門的見地からの経営分析により授産活動の見直しを支援する。
経営改善方策の提言	派遣先の事業所が工賃引上げを図るために行う販路拡大、新たな製品開発及び大規模な生産設備整備等に関する経営的な分析を行う。
派遣先事業所での現地指導	派遣先事業所が経営分析結果を理解し、経営改善方策を実行に移すことを支援するため、現地における指導を行う。
派遣回数	経営コンサルタントを毎月1回～2回現地に派遣し、指導等を行う。

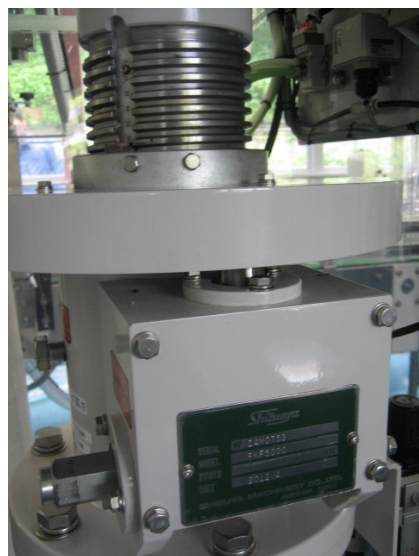
現地指導内容等の報告	広島県が事業所に派遣する経営コンサルタントは、派遣先事業所に関する経営分析結果、経営改善方策及び現地指導の内容について、その都度書面により広島県に報告を行う。
------------	---

B 経営手法導入支援の実施状況

- a 平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までの間の訪問指導回数は 4 回である。
- b 広島県への報告について、県の担当者に確認したところ、初回のみ書面で報告を受けているが、あとはメールのほか、電話、対面によるやりとりであり、その都度の書面は残っていないとのことであった。これは、要領に従っていないことを示すものである。
- c 最終的な書面には、経営理念、事業コンセプト、内部環境、外部環境、成長の方向性等に関する事項がまとめて記載されている。また、5 年間の収支計画表が添付されている。

④ 設置・据付・試運転の状況

A 水充填装置は、澁谷工業株式会社(本社 金沢市)の製作によるものであるが、製造機械(リンサ、フィラ及びキャッパ)の製造年月をプレートで確認したところ 2012 年 4 月であった。ボイラ、原水タンク及びプレートヒーターの搬入・据付の日付については確認することができなかった。



- B 正式な見積書の日付は、2011 年 12 月 28 日となっており、当初見積り時よりも 4,500,000 円の値引きが行われている。
- C 製作仕様打合せ補足資料は、2012 年 3 月 14 日の日付となっている。
- D 仕様書には、製作仕様書、機器配置図、機器外観図、電気関係図、工程表、打合せ議事録及び試運転資材依頼書を提出することとなっている。設置日に関連する工程表の提示を依頼したが、提示はなかった。
- E 設備整備にあたっての窓口となる担当者について質問したところ、発注者側は理事長であるとの回答を得たが、請負業者側の担当者については回答がなく不明である。
- F 県からの通知によれば、施工前、施工中及び施工後の写真を撮影しておくこととされているが、完成後の写真があるのみで、撮影日の記載された写真の提示はなかった。
- G 納入メーカー側が作成した作業終了報告書に搬入、据付及び試運転の記録が記載されており、それ以外には設置過程がわかる書類の提示は受けなかった。その作業終了報告書によると、搬入、据付及び試運転が行われた年月日は次のとおりである。
- a 作業終了報告書(シブヤマシナリー株式会社 津幡工場 製作課 行長高裕氏作成)によれば、
- 客先入門日 2012 年 4 月 17 日 8:20
作業終了 2012 年 5 月 2 日
- 作業実施内容は、フィラ、キャップ、パーツフィーダ、ボトルコンベヤの搬入、据付及び調整などである。
生産立ち合いについては、5 月 1 日、5 月 2 日で 500ml、2000ml 各 300 本良好と記録されている。
- b 作業終了報告書(シブヤマシナリー株式会社 七尾工場 製造部 製作課 I 係 西田義教氏作成)によれば、
- 客先入門日 H24 年 4 月 20 日 8:20
作業終了 H24 年 5 月 2 日
- 作業実施内容は、リンサ本機据付、復元工事、試運転及び生産立会いなどである。
- H 製造設備運転手順書の日付は、平成 24 年 5 月 2 日となっている。

I 広島県に対する報告

広島県に対する報告によれば、平成24年3月30日取得として報告されている。庄原税務署長への提出書類である「公益法人等の損益計算書等の提出書」の事業活動収支計算書・資金収支計算書も平成24年3月30日取得として作成されている。前述の新規据付及び生産立会いの報告書によれば、同作業終了は平成24年5月2日であり、広島県北部保健所長による営業許可年月日は平成24年6月6日であり、広島県に対する報告は、事実と相違するものである。

J 広島県職員の検査

当補助金80,000,000円に対する広島県の実地検査は、行われていない。

K 機器の設置に関する理事長に対する事実確認

工場で保管していた作業終了報告書によると、フィラ、キャップ、パーツフィーダ及びボトルコンベヤの搬入、据付及び試運転調整は平成24年4月17日以降の、リンサ本機据付、復元工事及び試運転・生産立会いは平成24年4月20日以降の作業となっており、設備全体の据付完了が年度末である平成24年3月末日までに終了していない事実が判明したため、次の項目について、理事長に対し事実確認を行った（人物名は伏せてある）。

問1	設備の搬入及び据付など、作業工程が判る資料はないか。
答	建築工事等であれば工程表のようなものがあるかもしれないが、設備関係の仕事なのでない。
問2	納品書を見ると、設備を構成する単体の品名記載（例えばリンサ、フィラ、キャップ及び水充填製造設備など）があるが、すべて一体をなすものか。
答	設備が正常に稼働するには、リンサ、フィラ、キャップ及び水充填製造設備などの各単体の配管接続が当然必要であり、それにより水の製造装置として機能するものである。
問3	平成24年3月30日に設置完了したとして、県に対し検査調書を提出しているが、間違いはないか。
答	間違いはない。
問4	完了とは何がどう完了した状態か。
答	機器等がすべて据え付けられた状態である。

問 5	ここに、工場で保存されていた作業終了報告書があるが、これは誰が作成したものか。
答	設置業者であるシブヤマシナリー株式会社の担当者が作成したものである。
問 6	同作業終了報告書には検印(お認め印)欄があり、担当者が署名しているが、貴法人の職員か。また、署名はどのような意味があるのか。
答	〇〇(担当者名)は当法人の職員で現場を監理していた者である。同報告書は、設置業者が作成したものについて、当該職員がその作業内容を確認したものである。
問 7	この作業終了報告書に、リンサ、フィラ、キャップ等搬入・据付・試運転調整と記載されているが、リンサ、フィラ及びキャップ等は、当該設備を構成する機器の一部ではないのか。
答	先ほど申し上げたように、各機器が接続されて初めて、一体のものとして機能することになる。
問 8	そうすると、この作業終了報告書は、装置の一部を構成するリンサ、フィラ及びキャップ等の据付・搬入作業を記載したものであり、平成 24 年 3 月 30 日の時点では補助金対象の設備の設置が完了していないことになるがどうか
答	私としては完了しているとの認識であった。
問 9	繰返しの質問になるが、理事長のいう完了とは、何がどう完了したのか。
答	設備のすべてが搬入設置されている状態である。
問 10	再度質問するが、設備の設置完了及び試運転調整は平成 24 年 5 月 2 日であり、年度末までに業者の作業が完了しておらず、引渡を受けた事実が認められないがどうか。
答	私としては、完了しているという認識です。

L 当該補助金交付の違法性

広島県(健康福祉局 障害者支援課長)は、平成 23 年 12 月 9 日付で各関係法人代表者宛、執行について通達している。

関係するところを抜粋すると次のとおりである。

[事業の執行について]

- ・ 事業を来年度に繰越して行うことはできません。

[契約等について]

- ・ 事業完了後の実績報告による精算払です。

[事業の管理]

- ・ 事業執行前, 執行中, 完了後など, 随時, 写真撮影し, 記録してください。

また, 主な添付書類として, 整備前後の写真(全景, 設備ごとの写真)の提出が必要とされている。

(福)優輝福祉会は, 事業を平成 24 年 5 月 2 日に完成させ, 事業執行前及び執行中の写真の添付もしていない。この点について, 監査人が法人責任者に質したところ, 写真は撮影していないとの回答を得た。

以上のとおり, 当補助金は, 交付要件を満たしていない事業に交付されており, 違法といわざるを得ない。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 見積書

A 上述の監査の結果にみられるように, 3者ともに何らかの関連があるのは不自然である。また, 県からの通知は平成 23 年 4 月中旬, 整備計画協議書提出期限は平成 23 年 5 月 23 日と添付書類を準備する期間は約1ヵ月しかない。理事長は, 見積り業者に会わないまま書類を提出している。施設の経理規定に反していないとしても, 県は準備期間を十分に設けるとともに, 補助の目的を達成する見込みがあるか, 見積りに不自然な点はないか検討すべきである。

B 80,000,000 円という多額の補助を受けて大規模な設備を導入するのであるから, 申請前に理事会, 評議員会に諮り, 申請を決定すべきであったと思われる。

② 経営手法導入支援事業の適正な実施

A 経営コンサルタント訪問時には, 施設の担当者が参加し, 最終的に経営分析シートや収支計画が作成されている。収支計画については, 施設の担当者の考えが反映されていると施設側担当者より説明を受けたが, 今回新たに導入する水の事業については, 5年後の工賃が 25 年 3 月の月 10,000 円から月 60,000 円へと 6 倍になっている。サンプルとして抽出した障害者の平成 22 年, 23 年及び 24 年の工賃に変化は見ら

れないので、6 倍という金額設定には無理があるのではないかとと思われる。

- B 県の要領では、経営コンサルタントの訪問回数は毎月 1 回～2 回となっているが、当該施設への訪問は通算 4 回であり、少ないと思われる。
- C 現地指導内容等の報告は、その都度書面で広島県に行くこととされているが、その報告がなされていない。最終的な書面では、訪問時にどのような指導が行われたかが把握できないので、経営コンサルタントに書面による提出を求めるべきである。

③ 設備機器の取得年月

- A 上述の監査の結果に記載しているとおり、納入メーカー側が作成した作業報告書によると、主要な機器の搬入、据付、試運転は平成 24 年 4 月 1 日以降である。これ以外に書類がないことから、「23 年度中に設置が完了する」という補助の条件を満たしていないこととなり、補助金の受け取りは不正な行為であると認められる。
- B 保健所の営業許可年月日は平成 24 年 6 月 6 日であることから、この日が供用開始日である。会計上は、平成 24 年 3 月 30 日付で、補助金が未収入金として、設備が機械装置として計上されている。また、減価償却費も平成 24 年 3 月分が計上されているが、これらの処理は誤りであり、平成 24 年 6 月より減価償却を行うべきである。
- C 県は、80,000,000 円という多額の補助金交付の妥当性を確認するため年度末までに設置が完了しているか、現地確認を行うべきであった。
- D 正式な見積りの日付は平成 23 年 12 月 28 日であり、平成 23 年度中に大規模な設備を設置するにはスケジュール的に無理があったのではないだろうか。これは、補助金の内示が平成 23 年 11 月 29 日に行われていることと関連があると思われる。施設側では、補助金の内示がなければ具体的に整備を進めることは難しい。協議書提出から補助金の内示までは約半年、内示から設置完了までは約 3 ヶ月と短い期間である。この期間の見直しを図るべきである。

4 社会福祉法人 清風会 個別報告書

(1) 監査の対象

平成 23 年度広島県障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)に対する補助金の執行状況について

(2) 施設概要

① 施設の名称

社会福祉法人 清風会
「みつや工場」クリーニング機器一式

② 所在地

広島県安芸高田市吉田町竹原 967

③ 施設の種類

就労継続支援A型, 就労継続支援B型, 自立訓練(生活訓練), 授産施設(入所・通所), 身体障害者療護施設, 知的障害者更生施設, 障害者ショートステイ, 生活介護事業, 地域移行型ホーム, 相談支援事業, 障害者グループホーム, 福祉ホーム及び診療所

④ 入所定員

就労継続支援事業A型	150 名
就労継続支援事業B型	120 名
B型・施設入所支援	130 名
生活介護事業	18 名
生活介護事業・施設入所支援	130 名
障害者ショートステイ	16 名
地域移行型ホーム	80 名
障害者グループホーム	56 名
福祉ホーム	30 名
特別養護老人ホーム	50 名
老人短期入所施設	10 名
老人デイサービスセンター	20 名
居宅介護支援事業所	
診療所	
相談支援事業	

(3) 受取補助金

49,350,000 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)整備計画協議書
- ・平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金交付申請書
- ・平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金実績報告書
- ・大規模生産設備整備(以下, 事業)に関する評議員会, 理事会議事録
- ・施工事業者決定に関する入札関係資料
- ・事業に関する会計記録
- ・事業に関する物品販売契約書及び支払い関係資料
- ・事業に関する見積書, 納品書及び請求書
- ・事業に関する作業報告書
- ・事業に関する検収調書
- ・消費税及び地方消費税の確定申告書及び添付書類

② 監査の実施状況

平成 24 年 8 月 23 日, (福)清風会(法人本部)に臨場の上, 提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて, 平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

監査の対象とした大規模生産設備の名称:クリーニング機器の整備

① 大規模生産設備補助金確定までの経緯

日 付	内 容
平成 23 年 4 月	平成 23 年度広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(県分)の協議等(通知)

平成 23 年 5 月 23 日	整備計画協議書 清風会より安芸高田市役所に提出 【添付書類】 協議額総括表，整備計画理由書，整備協議額内訳書及び見積書（3 者）の写し										
平成 23 年 5 月 25 日	整備計画協議書 安芸高田市役所を経由して県に提出										
平成 23 年 11 月 29 日	平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の内示(通知) 施設の種別及び名称：就労継続支援 A 型 「清風会みつや工場」 整備区分：大規模生産設備整備補助基本額等 <table border="1"> <tr> <td>品 目 等</td><td>クリーニング機器一式</td></tr> <tr> <td>対象経費の実支出(予定)額</td><td>49,600,950 円</td></tr> <tr> <td>補助基準額</td><td>80,000,000 円</td></tr> <tr> <td>補助基本額</td><td>49,600,950 円</td></tr> <tr> <td>補助予定額</td><td>49,600,000 円</td></tr> </table>	品 目 等	クリーニング機器一式	対象経費の実支出(予定)額	49,600,950 円	補助基準額	80,000,000 円	補助基本額	49,600,950 円	補助予定額	49,600,000 円
品 目 等	クリーニング機器一式										
対象経費の実支出(予定)額	49,600,950 円										
補助基準額	80,000,000 円										
補助基本額	49,600,950 円										
補助予定額	49,600,000 円										
平成 24 年 3 月 29 日	補助金交付決定 交付金額 49,350,000 円										
平成 24 年 4 月 6 日	請負業者へ機器代金 49,350,000 円の支払										
平成 24 年 4 月 11 日	補助金実績報告書 清風会より提出 【添付書類】 補助金実績報告書，整備実績額内訳書，物品売買契約書の写し，納品書の写し，検収調書の写し及び工程写真の写し										
平成 24 年 4 月 27 日	補助金額確定 確定額 49,350,000 円										
平成 24 年 5 月 18 日	補助金 (福)清風会の口座に入金										

② 協議書提出時の見積書

協議書提出時の書類に 3 者の見積書の写しが添付されているが、見積書にはいずれも業者により年月日が記載されている。

③ 経営手法導入支援事業

(福)清風会は、平成 22 年度において経営手法導入支援を受けている。この支援事業の要領は、次のとおりである。

A 経営手法導入支援事業の要領

経営分析	経営コンサルタントを障害者就労支援事業所（以下「事業所」という）へ派遣し、専門的見地からの経営分析により授産活動の見直しを支援する。
経営改善方策の提言	派遣先の事業所が工賃引上げを図るために行う販路拡大、新たな製品開発及び大規模な生産設備整備等に関する経営的な分析を行う。
派遣先事業所での現地指導	派遣先事業所が経営分析結果を理解し、経営改善方策を実行に移すことを支援するため、現地における指導を行う。
派遣回数	経営コンサルタントを毎月 1 回～2 回現地に派遣し、指導等を行う。
現地指導内容等の報告	広島県が事業所に派遣する経営コンサルタントは、派遣先事業所に関する経営分析結果、経営改善方策及び現地指導の内容について、その都度書面により広島県に報告を行う。

B 経営手法導入支援の実施状況

- a 経営コンサルタントの訪問回数について清風会の担当者に尋ねたところ、3 回～4 回であったとの回答を得た。
- b 広島県に対する報告について、県の担当者に確認したところ、初回のみ書面で報告を受けているが、あとはメールのほか、電話、対面によるやりとりであり、その都度の書面は残っていないとのことであった。

- c 最終的な書面には、経営理念、事業コンセプト、内部環境、外部環境及び成長の方向性等に関する事項がまとめて記載されている。また、3年間の収支計画表が添付されている。

経営手法導入支援を受けたのは平成22年度であるので、平成23年度に導入された大規模生産設備に係る収支計画は提出されていないが、指導に基づいて新たな市場開拓が行われている。

④ 設置・据付・試運転の状況

A 機械装置は、平成24年3月9日(金)及び10日(土)の2日間に実施している。

B カレンダーロールについて、検収合格通知書及び試運転報告書を西暦2012(平成24)年3月20日付で受領している。

C コンベアー及び浴衣フォルダーについて、検収合格通知書を西暦2012(平成24)年3月29日付で受領している。

D 設置据付作業の施工写真についてデジタルカメラの撮影日時を確認したところ、上記Aのとおり、3月9日金曜日の16時28分から既設機械の撤去作業を開始し、翌日3月10日15時42分に新設機器の据付作業が完了している事実を確認した。

E 工場内において機器の現物確認を行ったところ、機器の製造年月を示すプレートはいずれも「平成24年3月」と表示されていた。

⑤ 広島県職員の検査

当補助金49,350,000円に対する広島県の実地検査は行われていない。

⑥ 賃金等

当工場は、就労継続支援事業A型である。対象者全員に対して、最低賃金額以上の給与が支払われ、全員が社会保険及び雇用保険に加入している。

平成21年度から平成23年度までの賃金について6名分を追跡したところ、6名全員について毎年昇給していることが確認できた。賞与も年2回、査定に基づいて対象者全員に支給されている。

⑦ 消費税及び地方消費税の申告書

申告書の作成にあたり、特定収入割合の計算が行われていることを確認した。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 大規模生産設備更新の効果

当会はクリーニング機器の更新を平成 24 年 3 月に行っている。機械は 3 月 10 日及び 11 日に設置し、3 月 20 日及び 29 日に検収している。

生産日報によれば、設備の更新前はゆかたの場合、3 月 1 日から 9 日までは 1 日当たり 2,195 枚であり、更新後の 7 月には 1 日当たり約 2,710 枚と大幅に生産性が向上している。約 23.5%の上昇である。

これは、旧機械を約 13 年の長きにわたり使用してきたことにより不良品が多かったものが、新機械の導入により大幅に生産性が向上した結果である。

当設備の更新は、誠に時宜にかなったものであった。

② 従業員の給与増額

従業員(施設を利用する者)6 名を抽出して、平成 21 年度から平成 23 年度までについて給与実態を調査した。基本給の昇給は毎年 4 月であり、給与規程に基づいて昇給する。6 名とも平成 22 年度及び平成 23 年度ともに昇給している。

整備計画理由書に掲げる毎年の定期昇給は、実施されており、今後も継続して実施されると思われる。

当補助金は有用なものであったと言えるであろう。

③ 経営手法導入支援事業と効果測定

平成 23 年度の大規模生産設備に関する収支計画は作成されていないが、経営指導に基づいて実際に新規の市場を開拓していることは工賃の増加につながるものと評価できる。

県は、大規模生産設備導入後、経営計画に基づく工賃の増加が実現しているか否かの効果測定を実施していないので、経営指導を行うだけでなく、効果の測定方法を策定し、実施すべきであろう。

④ 県による実地検査

大規模生産設備設置(事業)が完了した時点において、県の実地検査は行われていない。指定された年度内に事業が完了したことを確認するために県による実地検査が行われるべきである。

5 書面に基づく監査報告書

(1) 監査の対象

平成21年度から23年度までにおける障害者自立支援基盤整備事業による大規模生産設備に対する補助金交付件数の合計は15件であり、そのうち厨房機器一式やパン製造機器一式を内容とするものは5件で全体の33%を占めている。

設備の内容に共通点が多いが、実際に導入された設備の内容に差異が見受けられることから資料の提示を求め、監査を行った。

(2) 施設の名称と受取補助金

厨房機器一式やパン製造機器一式を内容とする補助金について、交付を受けた施設の名称と受取補助金は次の表のとおりである。

(単位:円)

年度	法人名 (事業所名)	施設種別	利用 定員	品目等	総事業費	交付決定額
21	(福)おおの福祉会 (ワークハウスアダーシヨ)	就労継続支援B 型・生活介護	10	厨房機器一式	16,642,500	16,642,000
21	(福)ひとは福祉会 (就労センターあつぷ)	就労継続支援B 型・生活介護	10	厨房機器一式	4,398,996	4,398,000
22	(福)静和会 (おおむらさき)	就労継続支援B 型, 就労移行支援, 生活介護	10	パン製造機器一式	34,650,000	33,915,000
23	(福)アンダンテ (ジョイジョイワークかりん)	就労継続支援B 型	20	パン製造機器一式	16,905,000	16,905,000
23	(医)仁康会 (ワークハウスさくら草)	就労継続支援B 型	39	パン製造機器一式	12,800,000	12,800,000

(3) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

平成21年度から23年度までに補助金の交付を受けた施設のうち、設備整備の内容がパン製造機器一式や厨房機器一式であるものについて、次の書類の提示を受け、確認した。

- ・ 整備計画協議書
- ・ 見積書
- ・ 補助金所要額調書

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 補助金交付決定通知書
- ・ 納品書, 請求書及び領収書
- ・ 検収調書
- ・ 補助金実績報告書
- ・ 補助金確定通知書

③ 監査の実施状況

提示を受けた書類に基づいて監査を行った。

(4) 監査の結果

① 大規模生産設備の範囲

大規模生産設備の定義は, 特に定められてはいないが, 一定規模以上の機械装置を指すと考えられる。監査の対象とした5施設が導入した設備の納品書により確認を行ったところ, その内容と金額から大規模生産設備であると認めがたい, すなわち, 通常の備品であると考えられるものが含まれていた。その一覧表を次に掲げる。

大規模生産設備であると認めがたい備品の一覧表

平成21年度

法人名 (事業所名)	品名	数量	金額(円)
(福)おおの福祉会 (ワークハウスアダージョ)	ラック	4	320,000
	成型作業台	1	250,000
	焼成台	1	120,000
	一般作業台	1	70,000
	ラベルプリンター	1	230,000
(福)ひとは福祉会 (就労センターあっぷ)	シール機	1	46,000

平成22年度

法人名	品名	数量	金額(円)
(福)静和会 (おおむらさき)	電磁調理器	1	332,000
	オートシーラー	1	150,000
	グッシエルフ 4段	1	55,200

スーパーエレクターシェルフ 4 段	1	102,000
スーパーエレクターシェルフ 4 段	2	180,000
スーパーエレクターシェルフ 4 段	1	76,800
2槽シンク(双子)	1	196,000
1 槽シンク	1	61,000
取るミング(1 人用)	1	148,000
ジェットタオル	1	180,000
自動手指消毒器	1	170,000
移動式作業台(天板t3.0)	1	80,000
作業台(引出 3 個)	2	226,000
作業台	1	74,000
作業台(引出 3 個)	2	214,000
立形ラック(六取横差)	2	156,000
冷却ラック	3	435,000
厨房ペールキャスター付	10	88,000
防水・防塵デジタル台秤	2	226,000
CASデジタルはかり	2	30400
上皿秤はかり	2	128,000
ポケットブルスケールハンディミニ	1	15,000
クッキングカット(合成ゴム)	3	378,000
クッキングカット(合成ゴム)茶色	1	126,000
フリーサイズばんじゅうドリー	4	54,000
アカオ アルミ番重 大	32	188,800
アカオ アルミ番重蓋 大	32	137,600
特大ばんじゅうA	10	42,600
特大ばんじゅうB	20	74,600
特大ばんじゅう用蓋	10	17,600
蓋付食型2斤(セラミックコート)	100	360,000
軽量型6取プレス天板(フッ素加工)	20	80000
アンベラ 中細大	1	230
アンベラ 中細小	1	210
アンベラ 直大	1	280
アンベラ 直小	1	210
スケッパー 12cm	1	520
シリコンゴムベラ	1	2,500
ドレッジ 大 2pcs	1	940

第6 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金

	ドレッシ 小 4pcs	10	740
	フランスパンベニア6取りサイズ	10	20,000
	パン生地マット三折り	1	35,400
	天板ピール 150 cm	1	6,600
	伸縮パイカッター5連	1	20,800
	スライドスケール(10 マーク) 大	1	10,000
	桜材めん棒尺	1	720
	桜材めん棒5尺	1	1,200
	PCメッシュローラ	2	1,300
	木柄ピザカッター	2	1,160
	シリコン塗り刷毛 L ブルー	1	2,800
	ブライト 万能包丁	1	12,000
	ミソノ ペティナイフ	2	6,300
	カミソリ刃ホルダー①ホルダー	1	1,600
	カミソリ刃ホルダー②両刃カミソリ	2	500
	クロワッサンカッター 小	1	50,600
	ピケローラー	1	2,920

平成 23 年度

法 人 名 (事業所名)	品 名	数量	金額(円)
(医)仁康会 (ワークハウスさくら草)	冷蔵庫	1	270,000
	冷凍庫	1	290,000
	パンスライサー	1	110,000
(福)アンダンテ (ジョイジョイワークかりん)	メロマックスQ	2	78,800
	食器戸棚	1	80,600
	浄軟水器	3	108,600
	トンボラック	1	93,700
	二槽シンク	1	65,300
	作業台	2	58,600
	台下戸棚	2	115,200
	電気フライヤー	1	245,500
	台下戸棚	1	45,200
	一槽シンク	1	34,600
	作業台(移動式)	2	96,000
	パンスライサー	1	104,000

	ラベラー	1	252,000
	二槽シンク	1	45,000
	コーナー台	1	17,800
	卓上IH調理器	1	174,000
	引出付台下戸棚	1	56,700
	卓上電気フライヤー	1	266,000
	置台	1	23,000

② 納品書に記載されている品名と施工後の写真の差異

平成 21 年度に補助金の交付を受けた社会福祉法人ひとは福祉会の設備について、県に提出された設備の写真の中に、納品書には記載されていない設備「フード新設」「手洗器」の写真が含まれている。県の担当者に確認したところ、この二つの設備は別契約によるものであり、代金は補助金対象設備の納入業者に対する支払額には含まれていないとの回答を得た。一連の補助金対象設備の写真の中に補助金とは無関係の設備の写真が入っていることは県による審査が不適正であったことを示すものである。県は、審査段階で、写真の差し替えを指示するなどの指導を行うべきであった。

④ 消耗品の定義

大規模生産設備整備に関する県の要領によると、留意事項のひとつとして「設備の設置により発生が見込まれる消耗品の購入に要する費用は補助対象外となります。」とある。この「発生が見込まれる消耗品」の範囲にどのようなものが含まれるか明記されていない。県の担当者に確認したところ、材料等を指すとの回答を得た。

県の担当者は「大規模な生産設備に付随した器具であれば、補助対象として認めてよいという厚生労働省の見解に沿ったものである。」と主張するが、「付随した器具」とはその部品がなければ機器を動かすことができないものと考えるべきであり、平成 22 年度に補助金の交付を受けた社会福祉法人静和会の設備に含まれている単価 210 円のアンベラ、単価 720 円のめん棒、単価 8,800 円の厨房ペールキャスター付等はそれらがなければ機器が動かせないという性格のものではなく、一般的に消耗品であると認められる。複数の施設で導入されている棚やシンク等についても同様である。したがってこのような備品が補助金の対象とされたのは不適切である。

④ 工賃

工賃(賃金)平均月額

(単位:円)

法人名 (事業所名)	設備導入 年度	21年度	22年度	23年度
(福)おおの福祉会 (ワークハウスアダージョ)	21年度	18,277	22,902	25,211
(福)ひとは福祉会 (就労センターあつぷ)	21年度	12,562	12,326	13,784
(福)静和会 (おおむらさき)	22年度	22,931	23,172	16,481
(福)アンダンテ (ジョイジョイワークかりん)	23年度	4,937	5,721	7,423
(医)仁康会 (ワークハウスさくら草)	23年度	15,279	18,051	20,281

(参考) 障害者自立支援大規模生産設備に対する補助金について

以下は、県健康福祉局の担当者に対する聞き取りによりまとめたものである。

問1	大規模生産設備の定義・基準は。
答	定義を明文化したものはない。国からも具体的に示されたものもない。
問2	補助基準を要綱で定めているが、実務を行っていく上で大規模生産設備に該当するかどうかをどのような判断基準で行っているのか。
答	大規模生産設備に係る補助金は、あくまで「 <u>工賃引き上げ</u> 」が前提にあるので、設備投資等が結果的に工賃増加に結び付く事業計画であれば該当することとなる。
問3	その設備投資等により工賃増加が見込まれるかどうかの判断は、誰がどのような基準で行っているのか。
答	実務上、経営手法導入支援による <u>経営コンサルタントの提言により判断</u> しているのが現状である。
問4	そうすると、例えば、同じ機器等で「備品整備」に該当する場合と「大規模生産設備」に該当する場合も起こりうるのか。
答	そのような場合もあるかと思う。

問5	既存設備の更新でも大規模生産設備の対象となるのか。
答	大規模生産設備は、新設或いは更新で対象となるかどうかではなく、工賃増加である。したがって、 <u>既存設備の更新でも、工賃増加になるという判断になれば、該当することになる。</u> ただ、一般的には什器備品の単体のみを更新したような場合は、それが工賃増加に繋がらないと判断されるので、大規模生産設備には該当しない。
問6	他の自治体では、金額基準を定めたところもあるが、広島県は定めているか。
答	広島県においては、金額基準は定めていない。

(5) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 工賃

5 件のうち 4 件で工賃が向上しており設備導入の成果が上がっていることが認められる。工賃が下がっている(福)静和会では大規模生産設備に該当しないと思われる物品が多数補助の対象となっており、設備を導入した意義があつたとは言い難いと思われる。広島県は補助金を交付した施設の工賃が増加したか否かの効果測定を行うとともに増加が実現していない施設に対して指導を行うべきである。

② 金額基準

広島県では設備の導入につき、金額基準が定められていないとのことであるが、ある程度の基準は必要であると思われる。たとえば、(福)静和会で補助金により購入されたアンベラやめん棒などは他の施設でも必要になるものだと思われ、施設により内容に大きな差異があるのはあえて補助の対象としなかった施設にとり不公平であると認められるからである。

他の県、たとえば北海道では、大規模生産設備整備の要件として 1 品目又は一式が 50 万円以上の備品又は設備で、かつ、全体の補助対象経費の総額が 500 万円を超えるものという基準、工賃の改善効果が月 3,000 円以上であることなど条件が具体的に定められている。このような基準を設けることにより、施設により生ずる不公平が解消され、工賃の向上に寄与することができると思われる。

第7 広島県介護職員処遇改善等基金補助金

1 沿革及び概要

(1) 沿革

- ① 国は平成 21 年に「介護分野の緊急経済対策」として介護人材の確保を含めた基盤整備を行うため、各都道府県に介護職員処遇改善等臨時特例交付金を創設した。また、同年「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」が通知された。
- ② 広島県はこれに対応して広島県介護職員処遇改善基金条例及び広島県介護職員処遇改善等基金を造設し、広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱及び小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱を定め、介護事業者等への交付金等の事業を実施した。
- ③ 交付金の対象期間は平成 21 年 12 月から平成 24 年 5 月までの間の支払分で、その後は平成 24 年度の介護報酬改定による介護職員処遇改善加算に移行した。

(2) 概要

この制度は介護事業者の介護職員処遇改善の申請に基づき、一定の要件を満たす事業者の介護サービスの提供に係る介護報酬に、サービス区分別の一定の交付率を乗じた金額を交付している。

なお、この制度は介護職員の処遇改善による賃金格差の改善、今後の介護需要の急増に対応した介護人材の確保等が目的である。

(3) 広島県の介護保険施設の状況

平成23年4月1日現在

老人保健 福祉圏域	指定介護老人福祉施設		介護老人保健施設		指定介護療養型医療施設		合計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
広島	62	3,917	36	3,117	33	1,664	131	8,698
広島西	6	404	5	476	4	218	15	1,098
広島中央	14	895	10	731	7	244	31	1,870
呉	18	1,300	15	1,134	11	332	44	2,766
尾三	18	1,057	13	1,116	10	367	41	2,540
福山・府中	29	1,766	18	1,390	17	363	64	3,519
備北	16	757	7	477	3	95	26	1,329
合計	163	10,096	104	8,441	85	3,283	352	21,820

(4) 広島県の介護職員処遇改善交付金事業について

① 年度別事業規模について

年 度	対象事業所数	申請事業所数	申請率	交付金支給額
平成23年度	2,885	2,586	89%	3,963,195 千円
平成22年度	2,511	2,225	89%	3,767,161 千円
平成21年度	2,497	2,156	86%	1,199,653 千円

A 申請状況について

毎年大部分の県内事業所から申請があり、制度の目的・趣旨に沿った事業が実施されたと考える。また、申請率は、厚生労働省の調査結果((5)①)に近い申請率(86.7%)となっている。

B 不申請理由について

毎年 10%程度の事業所では申請していない現状がある。その理由として下記のことが考えられる。

- ・ 一部の職員のみを対象にしていることから、内部での不平等の発生や経営への負担(例 非対象者への支給)を考慮しての判断
- ・ 小規模事業所では、補助金申請に係る業務が煩雑となること
- ・ 補助金申請の要件を満たしていないこと
- ・ その他

いずれにしても、この事業は介護職員の確保の必要性が背景にあって、多くの事業所の参加を得たと考えられる。

② 年度別改善計画と実績について(事業者別支給明細表より集計)

(単位:千円)

	A	B	C	D	E	F
年 度	交付金 見込額	賃金改善 所 要 見込額	交付金 受給額 (実績)	賃 金 改善実施 額(実績)	*自主 改善額	要返還額
平成 23 年度	3,875,049	4,319,776	3,973,448	4,575,129	609,114	7,433
平成 22 年度	3,595,641	3,872,909	3,752,331	4,134,435	394,637	12,533
平成 21 年度	1,224,913	1,320,302	1,197,042	1,431,966	248,767	13,843

* 自主改善額(交付金に基づかない賃金改善額) $E = D - (C - F)$

A 計画と実績について

上記 3 年間についてみると交付金と賃金改善額の実績は計画以上となっている。また、返還された金額も少額であり、自己資金による改善(自主改善)も実施されており、交付金の支給は、賃金改善の重要な原資となり、介護職員等への待遇改善効果はあったと考えられる。しかし、大部分は交付金に依存しており事業者の負担能力には限界があると思われる。

③ 介護職員処遇改善交付金事業の効果分析

(「介護職員処遇改善交付金による平成 21-23 年度の賃金改善状況」についてより)

年 度	対象人員 (常勤換算)	賃金改善総額	介護職員 1 人当たり改善額	賃金改善後平均賃 金額(月額)
平成 23 年度	25,452 人	4,554,469 千円	14,912 円	229,949 円
平成 22 年度	23,878 人	4,154,475 千円	14,499 円	231,047 円
平成 21 年度	22,429 人	1,434,659 千円	15,990 円	230,349 円

上記3年間の交付金事業の効果は、想定した一人当たり15,000円前後の改善効果となっている。しかし、あくまで平均値であり、正社員と非正規社員、賃金改善の方法、年齢、勤続年数及び職位等により個人への改善効果は異なる。

この事業は、税金の投入による特定職種の賃金改善政策であり、本来は、労使協定や労働市場に任せることが原則であるが、緊急性・必要性等から政策的に実施された事業である。

この事業終了後、平成24年度からは介護保険法の改正により、処遇改善交付金相当分を介護報酬に含めることとされ、(平成26年までの間に限り)介護職員の処遇改善の政策が継続されている。

(5) 厚生労働省社会保障審議会の状況

(介護給付費分科会(平成22年12月24日第70回資料より))

平成22年度介護職員処遇状況等の調査結果

① 介護職員処遇改善交付金の申請状況

区 分	割 合
申 請 事 業 所	86.7%
未申請事業所	13.3%
合 計	100%

全体としての申請状況は上記のとおりであるが、例えば、介護療養型医療施設において申請が低い(51.6%)のは、交付金の対象でない医療施設があるためと考えられる。

② 介護職員処遇改善交付金の影響による賃金改善額(月額)

(単位:円)

職 種 区 分		平成21年6月	平成22年6月	増 減 額
介 護 職 員		241,520	256,680	15,160
介護職員以外	看 護 職 員	342,040	350,540	8,500
	生 活 相 談 員 等	301,320	313,560	12,240
	理 学 療 法 士 等	368,840	379,180	10,340
	介 護 支 援 専 門 員	326,880	337,880	11,000

介護職員については、所定の処遇改善効果が見られるが、交付金対象外の介護職員以外の給与も連動して増加しているのは、介護職との兼任、介護報酬の改訂(平成21年4月)、労働市場の需給状況、事業者の経営判断等によると思われる。

したがって、介護職員の処遇改善は、各種の要因によって増加しているが、最大の要因として交付金の支給が考えられる。

③ 給与等の引き上げ状況

A 給与の引き上げ状況

給与等の引き上げ	一年以内の 引き上げ予定	今後の 引き上げ予定なし	そ の 他
74.8%	6.6%	12.4%	3.8%

大部分の事業者は、給与等の引き上げで対応している。

B 給与の引き上げ方法(複数回答)

給与表の改定	定期昇給	各種手当	賞与支給	その他
15.1%	62.7%	44.6%	21.8%	5.9%

給与の引き上げ方法として、今後の経営にも影響する定期昇給や各種手当の引き上げが多いが、給与表(テーブル)の改定で対応している事業者もある。交付金の性格から賞与として一時金対応している事業者もある。

以上の全国状況に対して、広島県の場合、一時金が 63.7%、給与と一時金が 33.9%で、圧倒的に一時金で対応している。したがって、給与水準の恒久的改善にはつながっていない。

2 サンキ・ウエルビィ株式会社 個別報告書

(1) 監査の対象

広島県介護職員処遇改善等基金補助金の執行状況について

(2) 会社概要

- ① 会社名 サンキ・ウエルビィ株式会社
- ② 所在地
所在地 広島市西区商工センター6丁目1番11号
電話番号 082-270-2266
- ③ 資本金 5,000万円
- ④ 設立日 平成12年3月1日
- ⑤ 従業員数 1,745名(平成24年3月現在)
- ⑥ 事業内容 介護サービス全般
- ⑦ 事業所 広島県, 岡山県, 山口県, 島根県
- ⑧ 親会社 株式会社サンキ(当社の100%株式保有)
株式会社スズケン(株式会社サンキの親会社)

(3) 受取補助金

年 度	金 額
平成23年度	46,983,714 円
平成22年度	42,886,813 円
平成21年度	13,766,760 円

(4) 監査の実施状況

- ① 監査に際し確認した主な書類
- ・ 介護職員処遇改善交付金対象事業所承認申請書及び実績報告書
 - ・ 事業報告及び決算報告書
 - ・ 計算書類及び計算書類に係る附属明細書
 - ・ 法人事業概況説明書
 - ・ 就業規則, 給与規定及び有期雇用社員就業規則

- ・ 組織表, 社員名簿及び部署別配置人員表
- ・ 賃金台帳, 年末調整一覧表及び給与支払報告書(源泉徴収票)
- ・ 個人別賃金改善実績表及び個人別給与賃金支給実績表
- ・ 管理部通達文書及び補助科目別推移表等

② 監査の実施状況

平成24年7月11日, サンキ・ウエルビィ(株)に臨場の上, 提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて, 広島県介護職員処遇改善交付金等事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

① 監査要点

- ・ 補助対象の採択は適正であったか
- ・ 補助基準は統一され, 公平に執行されているか
- ・ 補助金の執行は規程に基づいて処理されているか
- ・ 検査は適正にされているか
- ・ 補助金の目的は達成されたか

② 監査手続

- ・ 処遇改善の方針の公表や就業規則・給与規程の改正内容の検討
- ・ 処遇改善事業の対象者と非対象者の区分の認識の確認
- ・ 処遇改善金額の多額な者をサンプル抽出し, 支給状況の確認
- ・ 処遇改善効果と認識している支給項目及び金額について個別の検証
- ・ 賃金台帳の年間支給額と給与支払報告書の給与支給金額の照合確認

③ 結論

- ・ 補助対象の要件は満たしていることを確認した。
- ・ 補助基準に合致して交付されていることを確認した。
- ・ 補助金の執行は交付要綱等に基づいて処理されていることを確認した。
- ・ 実績報告書等の検査は適正に実施されていることを確認した。
- ・ 補助金の目的は達成されたことを確認した。

④ 処遇改善計画及び実績

サンキ・ウエルビィ(株)から提出された平成23年度介護職員処遇改善計画書及び同実績報告書によると, 次のとおりであり, 職員3,387.6人(常勤換算人員)について, 一人当たり月額15,143円の賃金改善実績が認められる。

(単位:円)

項 目	計 画	実 績
基 本 給・業 績 給	常勤換算単価 12,715 円に含める	4,861,336
時 給 単 価 改 定		5,932,061
資 格 手 当		1,212,183
業 務 手 当		3,260,320
土 日 祝 (割 増 手 当)	別途, 手当として支給	8,493,174
早 朝・夜 間 手 当	別途, 手当として支給	1,544,948
移 動 時 間 手 当		95,463
通勤・移動交通費, 駐 車 場 補 助		3,010,652
研 修 手 当		4,865,331
賞 与 改 定		11,414,415
法 定 福 利 費		359,541
一 時 金	9 月, 1 月, 4 月支給	6,305,814
賃 金 改 善 額 の 総 額	見込み額 43,270,748	51,301,238
他県の事業所が交付を受けた交付金を原資とした改善額		4,317,346
1人当たり賃金改善額	月額	15,143

当社は、旧コムスンの事業を継承しており、平成 21 年 4 月より当社の給与体系に統一している。この結果、旧コムスンの職員が当社の各種手当等の支給基準の対象となり、計画以外の支給となっている。

処遇改善事業は、平成 21 年 3 月を基準として比較増減で算定していることから、この制度変更の影響が一部反映した実績となっている。

⑤ 処遇改善計画の実施状況の検証

A 実績報告書の検証

a 受取補助金

受取補助金について、補助金科目別推移表を確認した結果、適正と認められた。

b 賃金改善額

賃金改善額の各年度の金額は次のとおりであり、会社作成資料を確認した結果、適正と認められた。

年 度	金 額	検証方法及び結果
平成 23 年度	51,301,238 円	会社作成個人別賃金改善実績により確認した。
平成 22 年度	40,166,253 円	会社作成賃金改善実績内訳書により確認した。
平成 21 年度	12,355,740 円	会社作成賃金改善内訳により確認した。

B サンプル抽出者の検証

平成 23 年度個人別賃金改善実績より改善効果が高い社員 9 名抽出し、支給明細書から支給状況の確認を行った。確認を実施した 9 名のうち 3 名の処遇改善実績は次のとおり賃金改善が認められ、他の 6 名についても同様に賃金改善が認められた。

平成 23 年度 年間賃金改善額

(単位:円)

個 人 略 称		A	B	C
所属及び職務		三次・介護職員	中央・介護職員	安芸・介護職員
賃 金 改善額	基 本 給 加 算	31,605	20,715	299,354
	土 日 祝 割 増	73,412	105,603	0
	業 務 手 当	0	0	60,000
	移動時間手当	18,410	0	0
	早朝・夜間手当	10,600	39,000	0
	資 格 手 当	0	15,330	0
	交 通 費 精 算	248,130	0	0
	小 計	382,157	180,648	359,354
	一 時 金	64,770	85,813	86,896
	労災・雇用保険	4,410	2,085	4,147
	合 計	451,337	268,546	450,397
上記の 内 訳	介護職員改善	341,417	174,358	327,151
	障害者自立支援	109,920	94,188	123,246

C 決算書の数値確認

受取補助金収入

(単位:円)

年 度	広島県 *1	その他の県	小計(処遇 改善事業)	障 害 者 自立支援	合 計 *2
平成 23 年度	46,983,714	58,703,335	105,687,049	56,193,048	161,880,097
平成 22 年度	42,886,813	49,281,826	92,168,639	56,822,126	148,990,765
平成 21 年度	13,766,760	15,403,928	29,170,688	18,441,287	47,611,975

補助金収入については、損益計算書の収入計上額(*2)及び実績報告書の入金額(広島県*1)と一致している。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

当社の場合、旧コムスン事業の継承と給与体系の統一が、今回の介護職員処遇改善事業と重なり、効果的な時機に実施できたと思われる。その内容は、給与や各種手当の改定等多岐にわたり、給与体系の統一を図っている。

地元の業界大手事業者として、今後、介護事業の発展に貢献されることを望みたい。

3 社会福祉法人優輝福社会 個別報告書

(1) 監査の対象

広島県介護職員処遇改善等基金補助金の執行状況について

(2) 施設概要

- ① 法人名 社会福祉法人 優輝福社会
- ② 理事長 熊原 保
- ③ 所在地 庄原市総領町中領家 476 番地
- ④ 設立認可 平成 2 年 12 月 4 日
- ⑤ 従業員数 126 人(正規 82 人, 非常勤 44 人)
- ⑥ 事業内容 介護サービス全般
- ⑦ 事業所 広島県(庄原市, 三次市)

(3) 受取補助金

年 度	金 額
平成 23 年度	23,269,856 円
平成 22 年度	20,216,457 円
平成 21 年度	6,193,754 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・ 介護職員処遇改善実績報告書フェイスシート(※)
- (※)フェイスシート・・・個人の調査票において、個人の性、年齢、学歴など個人情報に関する項目の部分をいう。
- ・ 賃金改善実績表
- ・ 月別勤怠支給控除一覧表
- ・ 就業規則、組織表、通達文書、給与明細、決算書等

② 監査の実施状況

平成 24 年 7 月 24 日及び 25 日、(福)優輝福社会に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、広島県介護職員処遇改善交付金等事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

① 監査要点

- ・ 補助対象の採択は適正であるか
- ・ 補助基準は統一され、公平に執行されているか
- ・ 補助金の執行は規程に基づいて処理されているか
- ・ 検査は適正にされているか
- ・ 補助金の目的は達成されたか

② 監査手続

- ・ 処遇改善の方針の公表や就業規則・給与規程の改正内容の検討
- ・ 処遇改善事業の対象者と非対象者の区分の認識の確認
- ・ 処遇改善金額の対象者及び非対象者数名を抽出しての支給状況の把握
- ・ 処遇改善効果と認識している支給項目及び金額についての個別の検証
- ・ 抽出者の給与支給額の確認

③ 結論

- ・ 補助対象の要件は満たしていることを確認した。
- ・ 補助基準に合致して交付されていることを確認した。
- ・ 補助金の執行は交付要綱等に基づいて処理されていることを確認した。
- ・ 実績報告書に一部修正があったが、その他は適正であり、検査は適正に実施されていることを確認した。
- ・ 補助金の目的は達成されたことを確認した。

④ 処遇改善計画及び実績

(福)優輝福社会から提出された平成23年度介護職員処遇改善計画書及び同実績報告書によると、職員1,572人(常勤換算人員)について、1人当たり月額15,033円の賃金改善実績が認められる。

(単位:円)

改善内容	職員区分	改善計画		実績
夜勤手当	正 規 職 員	3,000円から5,000円に増額		7,992,000
	非常勤職員	2,000円支給開始		1,572,000
一 時 金	正 規 職 員	1人当たり1万円～5万円支給		10,000,000
	非常勤職員	1人当たり1.5万円支給		1,333,000
法定福利費				2,735,835
賃金改善額の総額		見込み額	20,137,730	23,632,835
1人当たり賃金改善額		月額		15,033

⑤ 処遇改善計画の実施状況の検証

A 実績報告書

a 受取補助金

受取補助金について、補助金収入明細表の集計表を確認した結果、適正と認められた。

b 賃金改善額

年 度	金 額	検証方法及び結果
平成 23 年度	23,632,835 円	未確認(支給対象者の月別勤怠支給控除一覧表がないため)
平成 22 年度	23,431,532 円	処遇改善助成金は支給対象者の月別勤怠支給控除一覧表により確認したが実績報告書と 1 万円の差異があり修正報告を依頼した。夜勤手当については対象者の支給回数の集計表で確認した。
平成 21 年度	7,102,050 円	処遇改善助成金は支給対象者の月別勤怠支給控除一覧表により確認した。夜勤手当については詳細な検討は困難で同表の支給総額の内数を確認した。

B サンプル抽出者の検証

給与明細より任意に社員 4 名を抽出し、支給明細から支給状況の確認を行った結果、処遇改善実績は、次のとおりであり、賃金改善が認められた。

(単位:円)

個人略称	職 務	給与区分	平成 21 年 3 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	平成 24 年 3 月
A	介護職員	夜勤手当	15,000	20,000 (単価改訂)	20,000 (単価改訂)	20,000 (単価改訂)
		処遇改善 助成金			120,000 (一時金支給)	100,000 (一時金支給)
B	兼務者 (生活指導・介護)	夜勤手当	15,000	30,000 (単価改訂)	20,000 (単価改訂)	25,000 (単価改訂)
		処遇改善 助成金			120,000 (一時金支給)	100,000 (一時金支給)

C	事務職	処遇改善 助成金			120,000 (一時金支給)	100,000 (一時金支給)
D	管理者	処遇改善 助成金			120,000 (一時金支給)	100,000 (一時金支給)

交付金の支給対象者以外の事務職及び管理職に対しても処遇改善助成金として一時金を支給している。

C 決算書の数値確認

補助金収入明細書によると、介護職員処遇改善以外に地元自治体(庄原市、三次市)等から各種の補助金を受けており、数値確認はできなかった。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 社会福祉法人の間接部門の要員の確保の必要性について

社会福祉法人を取り巻く環境の変化への対応の一つとして、管理部門の強化が求められている。行政や介護保険等への対応には、管理部門における専門家の要請が急務である。例えば、経理部門においても内部統制上最低必要な業務と人員があり、法人内での養成が必要である。

一般的に、特定の人への特定業務の全面依存は、大きいリスク(例 不正の温床)にもなることから、組織防衛や事業継続の観点から、余裕のある人員の確保と継続的な社内教育の実施が必要である。また、法人内のキャリアパス(※)として、間接業務の経験を制度として定着させてもらいたい。

(※) キャリアパス・・・企業内での昇進等を可能とする職務経歴

② 経理部門の体制強化について

今回のように当法人が広島県に提出した資料について、監査や調査の有無にかかわらず報告書記載金額の根拠となる資料の整備が必要であるが、一部の資料について整備されておらず検証できなかった。

一般的に、社会福祉法人は、公益事業中心のため監査や税務調査等が実施されることが少なく、第三者への対応の準備体制が十分ではないと思われる。したがって、法人内での経理業務の重要性は高くないと思われるが、経営管理者に対する情報提供機能、外部関係者に対する経営内容公開等も要請されており、新会計基準の導入予定もあることから、経理関係部門の今後の充実強化をお願いしたい。

第8 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

1 沿革及び概要

(1) 沿革

① 国は、平成 21 年 5 月に成立した平成 21 年度補正予算の中で、火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、各都道府県に社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を交付し、各都道府県が基金を設置してそれを財源とし、平成 23 年度までに、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備等を行うことにした。

② 広島県もこの国の交付金を活用して社会福祉施設等の耐震化等を計画的に整備するため、平成 21 年 7 月に「広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金条例」を定めて、「広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金」を設置し、耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業を実施することになった。

なお、平成 23 年度に基金事業が延長(事業終了年度まで)になったことに伴い、国からの追加交付金を基金への積み増しを行い、平成 24 年度以降も引き続き事業を実施することになった。

(2) 概要

補助金名称	広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金
制度の概要	地震や火災発生時に自力で避難することが困難な入所者の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を行う。
制度の目的・趣旨	地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保する。
補助金を受ける要件	第 3 監査対象補助金の概要(21 ページ) 参照
補助基準	第 3 監査対象補助金の概要(25 ページ) 参照
補助率	第 3 監査対象補助金の概要(29 ページ) 参照
その他	特になし

2 児童養護施設 こぶしヶ丘学園 個別報告書

(1) 監査の対象

平成23年度広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況について

(2) 施設概要

① 施設の名称

児童養護施設 こぶしヶ丘学園

② 所在地

所在地 〒720-2412 広島県福山市加茂町大字下加茂 899

電話番号 084-972-5811

③ 施設の種類

児童養護施設

④ 設置主体

社会福祉法人こぶしの村福祉会

⑤ 入所定員

60 名

(3) 受取補助金

決 定 額 300,701,000 円

既履行分 279,797,000 円

未履行分 20,904,000 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・ 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付申請書及び事業実績報告書
- ・ 社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業整備計画協議書
- ・ 設計者選定等に関する資料
- ・ 建物新築に係る施工事業者決定に関する入札関係資料
- ・ 建物新築工事, 土地購入, 契約書及び支払い関係資料

- ・ 建物新築工事に係る工事監理報告書
- ・ 事業に関する検査調書

② 監査の実施状況

平成 24 年 8 月 27 日に、児童養護施設こぶしヶ丘学園に臨場のうえ、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

児童養護施設こぶしヶ丘学園に関する広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況等について、以下の指摘事項について改善の必要がある。

① 土地・建物取得に至る経緯

平成 22 年 9 月	広島県から園舎が耐震構造であるかの調査指示があり、専門業者に調査依頼した結果、耐震構造でないことが判明した。 検討の結果、当施設は築後 30 年を経過し、腐敗・漏水などがあり、補強工事では解決できないので、耐震化建築をすることとした。
平成 22 年 12 月 20 日	設計業者は 3 者指名競争入札の結果決定した。 (H 設計(株))(委託契約) 土地は隣接の農地取得予定 (面積 3,031 m ² , 予定の価格 22,485,400 円) 建築費特別会計・施設整備等予算 544,293,750 円計上 (国県 4 分の 3 補助, 法人負担 4 分の 1)
平成 23 年 5 月 19 日	土地取得 地権者 4 名から公簿 3,031 m ² を 22,485,400 円 (農地であったが、前所有者が地目変更した。)
平成 23 年 6 月 13 日	接道許可の申請
平成 23 年 6 月 13 日	事前相談(30cmを超える盛土なし)
平成 23 年 6 月 13 日	接道許可の通知

平成 23 年 6 月 13 日	(建築業分)確認申請書提出
平成 23 年 6 月 13 日	緑化計画書提出
平成 23 年 6 月 13 日	工事請負契約書締結
平成 23 年 6 月 13 日	建築確認済証交付
平成 23 年 8 月 5 日	A産業㈱と建物の建築請負契約 請負代金 409,319,400 円(本体 389,828,000 円)
工事監理報告書 平成 23 年 9 月 1 日, 10 月 7 日, 11 月 4 日, 12 月 5 日 平成 24 年 1 月 5 日, 2 月 6 日, 3 月 1 日, 4 月 4 日, 5 月 10 日, 6 月 6 日, 7 月 6 日	

② 建物代金支払の状況

平成 23 年 9 月 12 日	20,000,000 円
平成 23 年 12 月 15 日	80,000,000 円
平成 24 年 4 月 16 日	287,797,000 円
監査日現在 未払	21,522,400 円
計	409,319,400 円

③ 建物の取得

登記簿謄本により確認したところ、次のとおりであった。

建築年月日 平成 24 年 3 月 30 日

保存登記日 平成 24 年 4 月 20 日

建物の完成は、平成 23 年度中の平成 24 年 3 月 30 日である。期間内の取得であり、適正と認められる。

④ 補助対象施設等の範囲について

補助金の対象工事の中に、子鹿学園ではその全てを対象外とし、また、子供の家三美園ではその大部分を対象外として取り扱っている厨房機器の取得に関する費用が含まれていた。

(単位:円)

施設名	整備費		取り扱い
	設計見積	実施工金額	
こぶしヶ丘学園	9,151,000	5,000,000	建築主体工事費に含まれているもののうち、移動テーブル等設計見積りベースで555,200円分を対象外経費として除外
子鹿学園	—	—	当補助金による施設整備事業から除外(別契約により整備)
子供の家三美園	5,266,880	3,779,200	建築主体工事費に含まれているもののうち、ライスタンク等設計見積りベースで3,322,080円分を対象外経費として除外

こぶしヶ丘学園においては、厨房機器について、移動テーブル(3点)、炊飯台車付テーブル(1点)、IH炊飯ジャー(1点)、芯温センサー(1点)、スープジャー(1点)、保温ジャー(1点)、常温配膳車(2点)及び備品ホテルパン(9点)について対象外としていたが、他の厨房機器46点については、補助対象経費に含まれるものとして処理されており、これらの厨房機器に対し6,865,000円の補助金が交付されていた。

これに対して、子供の家三美園については、厨房機器のうち、シンク等を除いたほとんどの機器について対象外工事費として除外している。

また、子鹿学園においては、厨房機器の取得について、当初より耐震化にかかわる施設整備の契約には含まれていなかった。

なお、厨房機器に対する補助金の交付については、平成25年2月5日に広島県こども家庭課より、国に再確認を行ったところ問題がないとの回答を得たとの説明があった。

⑤ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する報告について

国が定める社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等管理運営要領によると、事業完了後、事業者から県知事に対し報告をすべきとされている、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、監査日現在報告がなされていなかった。県交付要綱に規定を設けるべきであったが、その規定が欠落しており、県の担当者に確認したところ、以下のとおり規定し、改めて事業者から報告を求めることとしたとのことであった。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領

第4 特別対策事業を実施する場合の交付の条件

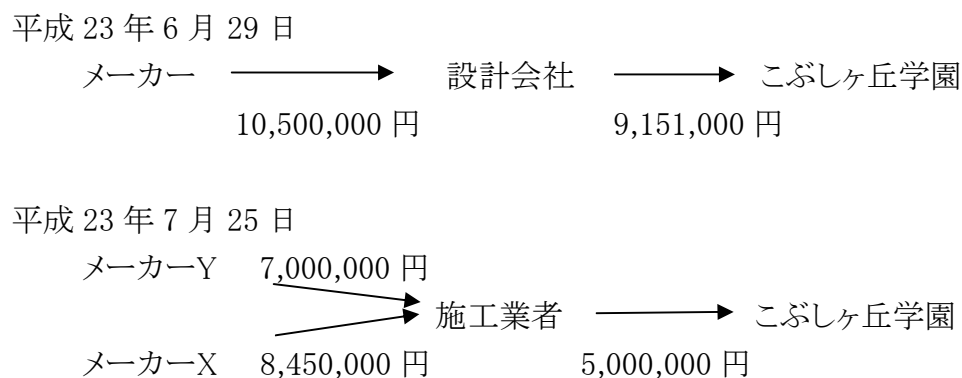
- (2) 都道府県が市町村等または民間事業者に対して助成する場合
 サ 事業者が民間事業者の場合、上記アからコの条件に加え、以下の条件を付さなければならない。
- (ア) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。
- (中略)

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑥ 補助金対象施設の価格(建物と厨房機器の価格操作)

当初、メーカーから設計会社に対して提示された見積金額は 10,500,000 円であり、設計会社が発注者に対して提示した見積金額は 9,151,000 円であった。

後に別のメーカー2 者のうち、1 者が請け負った施工業者に提示した見積金額は 8,450,000 円で、もう 1 者のメーカーが施工業者に提示した見積金額は 7,000,000 円であった。施工業者は発注者に対して提示した金額は、設置費用を含んだ 5,000,000 円であった。



厨房機器の価格の決定についての上記のような経緯からすれば、意図的に厨房機器の価格を低くし、その分建物本体価格が水増しされているのではないかと疑念が残る。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 補助対象施設等の範囲について

A 「施設に固定されるもの」における「固定」の取り扱いについて

広島県地域福祉課こども家庭課に対して、こぶしヶ丘学園における厨房機器の取り扱いについて、見解を求めたところ、県の回答は次のとおりであった。

耐震化整備事業の補助対象経費について

平成24年9月3日

〔 地域福祉課
こども家庭課 〕

児童養護施設「こぶしヶ丘学園」耐震化整備事業に係る広島県包括外部監査人からの質問に対して、次のとおり回答する。

- 平成17年度の国庫補助制度の改正により、社会福祉施設の設備整備のうち、「施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすもの」については、本体工事として、施設整備に統合された。
- このことについて、平成16年3月2日開催の厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料（福祉基盤課）において、次のとおり具体例が挙げられている。

① 施設に固定されるもの

（例）厨房機器（大型回転釜、焼物器、大型冷蔵庫、作業台、湯沸器等）、壁面収納棚、非常通報装置、外部監視用ビデオカメラ、壁面用助木、感染症予防対策設備、姿勢矯正鏡、空缶プレス機、包装機、ビニールハウス、編集機、陶芸炉、大型遊具 等

② 設置するために施設整備の設計に影響を及ぼすもの

（例）介護ベッド、洗濯機、脱水機、乾燥機、パソコン（構内LANと併せて整備されるものに限る）等情報処理機器、コンベアシステム 等

- 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領において、耐震化事業の対象経費として「施設の整備と一体的に整備されるものも含む。」とされ、上記と同一の内容である。
- 補助の範囲は、これら具体例を参考に、電源や給排水設備の可否を勘案して判断しており、この度の厨房について、補助対象として認めたものの判断について問題はない。

しかし、この点についての包括外部監査人の見解は次のとおりである。

平成16年3月2日厚生労働省社会・援護局関係主管課会議資料によっても、「ただし、これらの施設整備への統合の趣旨により個々に判断するものである。」とされている。

a 制度の趣旨

平成21年7月31日付け「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」(厚生労働省社会・援護局長)によると、当事業の目的として「地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化整備を図ることを目的とする。」と規定されている。

b 厨房機器の固定の程度・内容

厨房機器は、L字型の金具で機器と壁とを、機器と床とをネジで留めているというものである(各機器の固定の状況に関する写真参照)。

c 厨房機器の固定の程度・内容は、上記bのとおりであるが、これは、地震の際に、家具等の揺れによる転倒を防止する為の防止策と同じ程度・内容であって、これによって、機器と建物とが「一体のもの」であるとは言えない。厨房機器の多くは、移動可能であり、建物附属設備と一体のものではなく、器具備品と言われるものである。

したがって、厨房機器については、補助金の対象外であり、補助金を支給するとした県の決定は不適正であると考える。

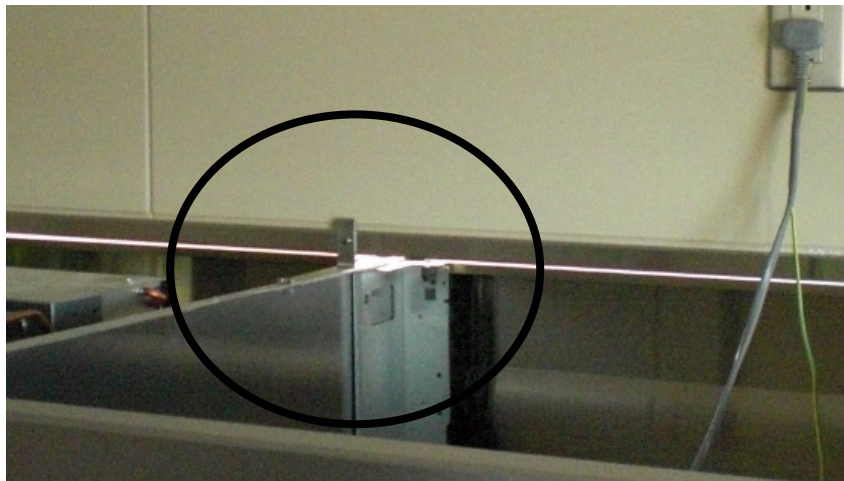
■ 冷凍冷蔵庫の固定の状況



■ キャビネットテーブルの固定の状況



■ パススルー冷蔵庫及び冷凍庫の固定の状況



■ 中棚付ワークテーブルの固定の状況



■ 包丁まな板殺菌庫の固定の状況



B 判断基準の不明確さ(県職員の聞き取りにおける見解の変遷)

平成 24 年 6 月 7 日に児童養護施設子供の家三美園について個別監査を実施した。本施設については、厨房機器のうちシンク等は除いたほとんどを対象外工事費として除外していた。

監査に際し、県職員に設備が補助金対象外であるのか、補助金対象となるのかの具体的な判断基準が示された資料の提示を求めたところ、その基準については、明確な明文規定等は設けられておらず、各担当者が、場合によっては国に直接確認する等して、個々に対応しているとのことであった。

その後の県職員からのヒヤリングの際に、改めて、何が補助金対象経費に含まれ、何が含まれないのか、基準を示して貰いたいとの申し入れをし、県から回答がなされたのが次の表である。

第8 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

2 補助対象経費の取り扱い

(1) 耐震化整備事業（改築，増改築，老朽民間社会福祉施設整備）

内 容	補助対象 の要否	根拠及び考え方等
土地買収費	×	根拠：広島県社会福祉施設等耐震化等整備特別対策事業費補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領
土地整地費	×	根拠：広島県社会福祉施設等耐震化等整備特別対策事業費補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領
職員の宿舎，車庫，倉庫に要する費用	×	根拠：広島県社会福祉施設等耐震化等整備特別対策事業費補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領
工事事務費	○	根拠：広島県社会福祉施設等耐震化等整備特別対策事業費補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領，社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 考え方：工事費又は工事請負費の2.6%を限度額として，工事施工のため直接必要な事務に要する費用で，旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費及び設計監督料等を補助対象としている。

本体工事費		根拠：広島県社会福祉施設等耐震化等整備特別対策事業費補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領，社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
建築工事費	○	考え方：施設の工事費又は工事請負費（施設の整備と一体的（※）に整備されるものも含む。）を補助対象としている。 ※一体的とは，建物に固定して整備するもので，施設の建築工事と一体的に整備される家具，厨房設備等は補助対象としている。
設備工事費	○	考え方：施設の建築工事と同時に整備される設備工事費又は設備工事請負費を補助対象としている。 （建築物に設ける電気，ガス，給水，排水，換気，暖房，冷房，消火，排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突，昇降機若しくは避雷針等の建築設備）
外構工事費	×	考え方：建築付属物としての門・塀等及び植栽工事，駐車場整備等の外構工事は補助対象外としている。
解体撤去工事費	○	根拠：広島県社会福祉施設等耐震化等整備特別対策事業費補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領，社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 考え方：解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料，工事費又は工事請負費を補助対象としている。

その後、平成24年8月27日に児童養護施設こぶしヶ丘学園について個別監査を実施した。

本施設は、厨房機器について、移動テーブル(3点)、炊飯台車付テーブル(1点)、IH炊飯ジャー(1点)、芯温センサー(1点)、スープジャー(1点)、保温ジャー(1点)、常温配膳車(2点)及び備品ホテルパン(9点)について対象外としていたが、他の厨房機器46点については、補助対象経費に含まれるものとして処理されており、これらの厨房機器に対し6,865,000円の補助金が交付されていた。

そこで、県の職員に改めて、基準について説明を求めたところ、県から提示され、9月3日に受領したものが、前掲(135ページ)の「耐震化整備事業の補助対象経費について」である。

それによると、設備整備のうち、「施設と一体的に整備され、且つ、施設に固定されるもの、及び・・・」については本体工事として、施設整備に統合され、その具体例として厨房機器等が「施設に固定されるもの」が挙げられている。ここでいう「固定」とはどのようなものが想定されているのであろうか。地震の際に家具類の転倒防止の為にL字型の金具で家具と壁面とをネジで留めることが推奨されているが、このような内容程度のもので「施設と一体的」であり「施設に固定された」と判断されるのであろうか。その判断には大いに疑念が残るものとなっている。

どのような施設整備が施設整備として補助金対象に該当するのか、例示も含めて、基準の内容をできる限り明確にして補助金を利用しようとする社会福祉法人に提示がなされるべきであろう。

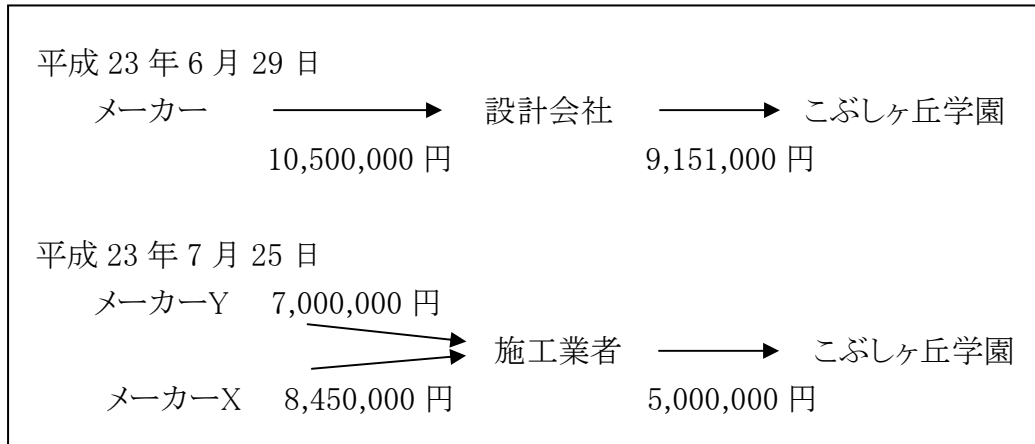
他方、県の担当職員間においても、基準の内容についての情報の共有化をしなければならない。そうでないと担当者によって、助言等の内容に差異が生ずることになるからである。それでは、行政事務処理において要請される明確でありかつ統一的であること及び公平、平等であることが害されることになるからである。

② 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する報告について

事業終了後、事業者から県知事に対し報告をすべきとされている、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、監査日現在報告がなされていないかった。

当該施設は課税業者に該当しないということであったが、当該税額がないとしても、県としては、その旨の報告を受けるべきである。

③ 厨房機器の価格について



発注者であるこぶしヶ丘学園に対する工事費内訳書は、厨房機器の価格の決定についての上記経緯からすれば、厨房機器の価格は 5,000,000 円の倍の 10,000,000 円程度が相当であり、意図的に厨房機器の価格を低くし、その分建物本体価格が水増しされ、結果として補助金が過大に支給決定されたのではないかと疑念が残る。

今後の補助金決定に際しては、実際の工事費内訳を調査し、決定していただきたい。

3 障害児入所施設・障害者支援施設 子鹿医療療育センター 個別報告書

(1) 監査の対象

平成 23 年度広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況について

(2) 施設概要

① 施設の名称

重症心身障害児施設 子鹿学園（平成 24 年 4 月「障害児入所施設・障害者支援施設 子鹿医療療育センター」に改称）

② 所在地

所 在 地 〒728-0025 広島県三次市栗屋町柳迫 1664 番地
（旧施設の所在地 広島県三次市栗屋町 4901 番地）

電話番号 0824-63-1151

ホームページ <http://www.pionet.ne.jp/~kojika/index.html>

③ 施設の種類

重度障害児施設

④ 設置主体

社会福祉法人ともえ会

⑤ 入所定員

入 所	短期入所事業	日中一時支援事業
80 名	4 名/日	4 名/日

(3) 受取補助金

決 定 額 496,425,000 円

既履行分 496,425,000 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・ 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付申請書及び事業実績報告書

- ・ 老朽民間社会福祉施設整備計画協議書
- ・ (福)ともえ会(法人本部)平成23年度決算書及び総勘定元帳
- ・ 工事業者選定等に関する理事会議事録
- ・ 建物新築に係る施工事業者決定に関する入札関係資料
- ・ 建物新築工事, 土地購入, 土地造成工事に関する契約書及び支払い関係資料
- ・ 建物新築工事に係る工事監理報告書
- ・ 事業に関する検査調書

② 監査の実施状況

平成24年7月24日及び7月25日に, 重症心身障害児施設 子鹿学園(現「障害児入所施設・障害者支援施設 子鹿医療療育センター」)に臨場の上, 提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて, 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

重症心身障害児施設 子鹿学園 (現「障害児入所施設・障害者支援施設 子鹿医療療育センター」, 以下「当施設」という。)に関する, 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行について, 以下の指摘事項について改善の必要がある。その他は, 関係諸法令等に基づき, 適正に執行されていると認められる。

① 土地・建物取得に至る経緯

土地及び建物の取得に至る経緯を確認したところ, 適正に処理されていると認められる。

日 付	内 容
平成21年4月6日	不動産売買契約 三次観光開発㈱
平成21年4月16日	社会福祉施設の整備計画について(照会)
平成21年5月11日	社会福祉施設の整備計画について(回答)
平成21年9月15日	社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業に係る整備計画について(提出)
平成22年6月23日	社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業に係る整備計画について(照会)

平成 22 年 9 月 18 日	理事会開催 ・子鹿学園新築補助事業の実施について ・子鹿学園建築設計の契約について 3 者合見見積りによる随意契約(「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」に該当) ・子鹿学園敷地造成工事の契約について 指名競争入札(「契約の性質又は目的が一般競争入札に適さない場合」に該当)								
平成 22 年 9 月 18 日	設計委託契約(大旗連合建設設計㈱)								
平成 22 年 10 月 8 日	社会福祉施設整備に係る意見書の交付について(申請)								
平成 22 年 10 月 28 日	事業計画書								
平成 23 年 1 月 31 日	造成工事入札								
平成 23 年 2 月 1 日	造成工事契約(大栄重機㈱)								
平成 23 年 3 月 31 日	委託業務完了通知書(基本・実施設計)								
平成 23 年 4 月 11 日	平成 23 年度社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金の内示について(通知) <table border="1"> <tr> <td>対象経費の実支出(予定)額</td><td>1,454,250,000 円</td></tr> <tr> <td>補助基準額</td><td>678,300,000 円</td></tr> <tr> <td>補助基本額</td><td>678,300,000 円</td></tr> <tr> <td>補助内示額</td><td>508,725,000 円</td></tr> </table>	対象経費の実支出(予定)額	1,454,250,000 円	補助基準額	678,300,000 円	補助基本額	678,300,000 円	補助内示額	508,725,000 円
対象経費の実支出(予定)額	1,454,250,000 円								
補助基準額	678,300,000 円								
補助基本額	678,300,000 円								
補助内示額	508,725,000 円								
平成 23 年 4 月 30 日	理事会開催 ・子鹿学園新築工事の契約方法 指名競争入札(「一般競争入札に適さない場合」及び「一般競争入札に付することが不利と認められる」に該当)								
平成 23 年 5 月 27 日	子鹿学園新築工事 入札 ㈱フジタ落札								
平成 23 年 5 月 28 日	理事会開催 ・子鹿学園新築工事監理の委託契約について 3 者相見積りによる随意契約(「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」に該当)								

平成 23 年 5 月 28 日	監理委託契約(大旗連合建設設計(株))						
平成 23 年 12 月 16 日	平成 23 年度 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付申請書						
平成 24 年 3 月 15 日	竣工届						
平成 24 年 3 月 15 日	委託業務完了通知書(監理)						
平成 24 年 3 月 15 日	工事契約金額報告書						
平成 24 年 3 月 30 日	平成 23 年度広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金事業実績報告 <table border="1"> <tr> <td>総事業費</td><td>1,252,440,000 円</td></tr> <tr> <td>補助基準額</td><td>661,900,000 円</td></tr> <tr> <td>補助金額</td><td>496,425,000 円</td></tr> </table>	総事業費	1,252,440,000 円	補助基準額	661,900,000 円	補助金額	496,425,000 円
総事業費	1,252,440,000 円						
補助基準額	661,900,000 円						
補助金額	496,425,000 円						
平成 24 年 3 月 30 日	検査調書						
工事監理報告書 平成 23 年 8 月 10 日, 9 月 14 日, 10 月 12 日, 12 月 14 日 平成 24 年 1 月 11 日, 2 月 8 日, 3 月 15 日							

② 補助対象外工事の範囲について

本来補助金の対象とすべき、電話設備等の設置費用について、補助金の対象外として申請がなされていた。この点について当施設に確認したところ、補助金の対象工事、対象外工事の区分は、当補助金の申請準備段階において、県の担当者の指導に従って行ったとのことであった。

なお、当施設に関しては、上記補助対象外工事の範囲の誤りによる補助金への影響は生じていなかった。

③ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する報告について

国が定める社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(50 ページ参照。以下「国の基金管理運営要領」という。)によると、都道府県が民間業者に対して助成する場合に付す条件の一つとして「事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。」と定められている。しかし、事業完了後である監査日現在、事業者から県知事に対し、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、報告はなされていなかった。

県の担当者に確認したところ、県交付要綱に規定を設けるべきところ、国の規定と同じ内容の規定が欠落しており、改めて事業者から報告を求めることとしたとのことであった。

④ 寄付金の受領について

補助金額の算定に際して控除すべき寄付金の有無について確認を行ったところ、当施設整備を目的とした寄付金は受領しておらず、控除すべき寄付金はなかった。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 補助対象外工事の範囲について

広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金(以下「当補助金」という。)に関しては、広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱(以下「県交付要綱」という。)第2条において、対象事業として一体で整備した施設等のうち、職員の宿舍の整備に要する費用のように補助の対象とならないものが定められている。この補助の対象にならない施設等の範囲については、県交付要綱以外に明確な明文規定等は設けられておらず、各担当者が、場合によっては国に直接確認する等して、個々に対応しているとのことであった。

事業を実施する事業者毎に補助の対象範囲が異なることは、当然のことであるがあってはならないことである。他の補助金においても、補助対象か否かの判断が不明確なものが存在することを考えると、補助事業の計画段階において、補助の対象範囲について、明文化した統一的な判断基準(個別の具体例を含む)を設けると共に、各担当者に対する集合研修を実施する等して補助対象の範囲に不均一が生じないような対策を講じる必要があると考える。

県交付要綱

(補助金交付の対象等)

第2条 この補助金の交付対象となる事業(以下「特別対策事業」という。)は、次のとおりとする。

運営要領の別添「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金による特別対策事業」に掲げる耐震化整備事業とスプリンクラー整備事業。ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担(補助)制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等の資産を形成する事業

エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る事業

オ その他施設整備として適当と認められない事業

② 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する報告について

国の基金管理運営要領第4 特別対策事業を実施する場合の交付の条件(2)サ(ア)の規定は、補助金の交付を受けて整備した施設等に係る課税仕入に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)について、国から還付を受け、または他の課税売上に係る消費税等から控除することによる、補助金の二重取りの効果を防止するために設けられた規定であると解されるが、県交付要綱には国の規定と同じ内容の規定が設けられていなかった。

県交付要綱から国の規定と同じ内容の規定が欠落した原因は明らかではないが、限られた予算の中で実施する補助事業等について、より適正にその執行が図られるよう、国の定める交付要綱等の規定の内容を精査した上で、県の交付要綱等への反映が確実に行われるよう改善を図る必要があると考える。

4 児童養護施設 子供の家三美園 個別報告書

(1) 監査の対象

平成 22 年度及び平成 23 年度広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況について

(2) 施設概要

① 施設の名称

児童養護施設 子供の家三美園

② 所在地

所 在 地 〒722-0215 広島県尾道市美ノ郷町三成 372

電話番号 0848-48-0045

ホームページ <http://dohen.ecgo.jp/>

③ 施設の種類

児童養護施設

④ 設置主体

社会福祉法人広島県同胞援護団体

⑤ 入所定員

90 名

(3) 受取補助金

決 定 額 502,875,000 円

既履行分 502,875,000 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・ 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付申請書及び事業実績報告書
- ・ 社会福祉施設等施設整備特別対策事業整備計画協議書
- ・ (福)広島県同胞援護団体平成 22 年度及び平成 23 年度決算書
- ・ 設計者選定等に関する資料
- ・ 建物新築に係る施工事業者決定に関する入札関係資料

- ・ 建物新築工事, 土地造成工事に関する契約書及び支払い関係資料
- ・ 建物新築工事に係る工事監理報告書
- ・ 事業に関する検査調書

② 監査の実施状況

平成 24 年 6 月 7 日に, 児童養護施設子供の家三美園に臨場のうえ, 提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて, 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

児童養護施設子供の家三美園に関する, 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行について, 以下の指摘事項について改善の必要がある。その他は, 関係諸法令等に基づき, 適正に執行されていると認められる。

① 土地の造成及び建物取得に至る経緯

日 付	内 容
平成 21 年 10 月 19 日	法人内部での工事価格予定 700,000,000 円
平成 21 年 10 月 31 日	設計事務所 3 者選定 入札により杉田建築設計事務所 落札
平成 21 年 11 月 16 日	杉田建築設計事務所 価額見積り 740,000,000 円
平成 22 年 4 月 21 日	整備計画協議書の提出 杉田建築設計事務所 平成 22 年 4 月 20 日見積添付 740,000,000 円
平成 22 年 4 月 28 日	補助金の内示について(通知) 補助基本額 金 268,200,000 円 補助内示額 金 201,150,000 円(3/4)
平成 22 年 8 月 24 日	入札 (建築工事・土木工事)
平成 22 年 10 月 14 日	入札の結果, (株)砂原組に決定 砂原組 平成 22 年 9 月 24 日工事見積書 788,800,000 円 (本体)(工事内訳書あり)

第8 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

平成 22 年 12 月 22 日	平成 22 年度交付申請書 申 請 額 金 201,150,000 円
平成 23 年 1 月 12 日	平成 22 年度補助金交付決定 金 額 金 201,150,000 円
平成 23 年 7 月 12 日	事業実績報告書
平成 23 年 8 月 25 日	補助金(平成 23 年度への繰越分)の額の確定 交付決定額 金 201,150,000 円 確 定 額 金 201,150,000 円
平成 22 年 11 月 21 日	平成 23 年度補助金交付申請 申 請 額 金 301,725,000 円
平成 23 年 5 月 16 日	宅地造成に関する工事の許可(尾道市)
平成 23 年 8 月 23 日	建築確認済証(尾道市)
平成 23 年 12 月 16 日	平成 23 年度補助金交付決定 事業に必要な経費の金額 金 402,300,000 円 補 助 金 の 額 金 301,725,000 円
平成 24 年 1 月 31 日	建築基準法による検査済証(尾道市)
平成 24 年 1 月 31 日	竣工届
平成 24 年 2 月 8 日	平成 23 年度事業実績報告書
平成 24 年 3 月 13 日	補助金の額の確定 交付決定額 金 301,725,000 円 確 定 額 金 301,725,000 円
平成 24 年 3 月 7 日	検査調書
工事監理報告書 平成 23 年 1 月 20 日, 2 月 8 日, 3 月 7 日, 4 月 7 日, 5 月 12 日, 6 月 9 日, 7 月 8 日, 8 月 4 日, 9 月 7 日, 10 月 7 日, 11 月 7 日, 12 月 6 日, 平成 24 年 1 月 10 日, 2 月 8 日 平成 24 年 1 月 31 日 工事監理業務完了報告	

A 建物の取得

竣工届は、平成 24 年 1 月 31 日であり、平成 24 年 3 月 31 日までの期限内に完成している。

B 過去の大規模修繕工事並びに増築その他の整備工事

a 平成 11 年の大規模修繕工事

暖房器具の取替えや内外装の整備及び改修工事であって、旧建物の耐震性に係わる工事ではない。

b 平成 16 年の増築その他の整備工事

女子の入所が可能になるように女子寮（2 階建て建物）を新築し、その他の整備工事の内容は、床の一部整備、収納の整備（集会室を児童室へ転用）及び床仕上、収納の整備（児童室を集会室へ転用）を内容とするもので旧建物の耐震性に係わる工事ではない。

② 補助対象外工事の範囲について

本来、造成工事は、補助金の対象外工事とされている。建物新築工事が竣工するまでに造成工事も施工されており、建物新築工事を監理した業者が造成工事の監理も行っていることが判明した。

③ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する報告について

事業終了後、事業者から県知事に対し報告をすべきとされている消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、監査日現在報告がなされていなかった。

④ 寄付金の受領について

工事に関して寄付金募集の有無を検討した。

寄付金募集については、入園者の保護者の所得格差の事情もあり、行わないこととしている旨の回答であった。

寄付金収入内訳一覧表の提示を受け検討したが、当工事に該当するものはなく、問題はないと思われる。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 補助対象外工事の範囲について

建物新築工事について監理を行った業者の担当者の説明によれば、建物建築工事と造成工事の監理業務の比率は大概 7 対 3 であったということであるので、補助金の対象とされる施工監理業務費用の中に、3 割に相当する業

務費用は対象外とされるべきであるのに、含まれていることになる。

当該施設に関しては、上記補助金対象業務の範囲の誤りによる補助金の影響は生じていなかったが、補助金の執行者である県としては、工事竣工後の検査において、補助金の対象外工事部分が含まれていないか厳正に説明を受け検査されるべきである。

② 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する報告について

当該施設は簡易課税方式を採用しているということであったが、当該税額がないとしても、県としては、その旨の報告を受けるべきである。

第9 広島県介護基盤緊急整備等基金補助金

1 沿革及び概要

(1) 沿革

① 国は、平成 21 年 5 月に成立した平成 21 年度補正予算の中で、「介護分野における経済危機対策」として雇用の創出・人材養成等につがるよう、市町村が介護施設等を整備する事業及び民間業者が整備する事業によって介護拠点等の緊急整備に関する介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を創設した。地域密着型サービスの拠点、施設の整備及び既存施設のスプリンクラーの整備を促進することとされた。

② 広島県は、国のこの特例交付金を財源とした「広島県介護基盤緊急整備等基金」を造成し、「広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱」及び「小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱」を定め、平成 21 年から平成 23 年度まで事業を行うこととした。

また、平成 22 年 11 月、国の「経済危機対応・地域活性化予備費」により介護基盤緊急整備等臨時特例交付金が積み増しされるとともに、平成 22 年 12 月に国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」により介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金が創設された。

なお、この基金は、実施期間が平成 24 年度末まで延長され、さらに平成 25 年度末まで延長され実施することとなった。

(2) 概要

① 制度の概要

介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保するため、法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費並びに、既存の介護施設のスプリンクラー設置に要する経費等を補助する。

② 制度の目的・趣旨

社会福祉法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費等を補助することにより、設置者の負担軽減による施設整備等の促進を図る。

③ 補助金を受ける要件等

補助金の交付要件、補助基準及び補助率は第 3 監査対象補助金の概要(31～35 ページ)参照。

2 基金の規模及び執行状況

(単位千円)

事業名	基金額	執行状況				合計
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度 当初	
スプリンクラー整備費 補助事業(従前分)	731,751	185,194	462,609	389,645	27,350	1,064,798
スプリンクラー整備費 補助事業(拡充分)	377,342			287,094	16,214	303,308
地域介護拠点整備補 助事業(従前分)	4,292,589	268,485	1,394,424	814,889	1,519,750	3,997,548
地域介護拠点整備費 補助事業(単価増)	361,837		189,977	109,750	204,250	503,977
防災補強等改修支援 事業	171,809			12,317	126,018	138,335
ユニット化改修事業	154,189				30,000	30,000
地域支え合い体制づ くり支援事業	480,000			417,614	20,296	437,910
合 計	6,569,517	453,679	2,047,010	2,031,309	1,943,878	6,475,876

3 基金の交付手続

申請者(市町又は事業者)は、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」及び「広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱」及び「広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等交付要綱」等に基づいて、補助金交付申請書、申請額算出内訳、事業計画書等により交付申請を行い、県において審査の後、申請者に対し、交付している。

交付申請における申請額は、「整備計画に基づく事業の配分基礎単価」を基に行っている。

4 監査対象から除外した理由

当該補助金は、その算定に当たり、対象の施設数、定員数及び面積等を基に配分基礎単価が設定され画一的に算定(整備費用が補助算定額に満たない場合は少ない方)されていることに加え、補助金の大半は、市町村特別対策事業計画等に基づいて、施設等の整備費用の全部又は一部を、市町からの交付申請によ

り、市町に交付していることなどから、補助金の適正な執行が見込まれるため、監査対象から除外した。